

富山の水産

令和6年11月

富山県

本県水産業のあらまし

富山県は、本州日本海側の中央部に位置し、東西南の三方を山に囲まれ、北に広がる富山湾に向かって開いた東西 90 km、南北 76 km のコンパクトにまとまった形状をしている。面積は 4,247 km²、我が国の総面積に占める割合は 1.2% である。

標高 3 千メートル級の北アルプスの山々を源流に、豊富な河川水が黒部川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川の 5 大河川及び中小 28 河川により富山湾に注ぐ。

海岸線は単調な弓状をなし、延長約 100 km である。湾は急峻で最深部は 1,100～1,200m とされ、沿岸部には海底谷が複雑に発達している。周年、対馬暖流が流れ込む比較的温暖な湾であるが、約 300～400m 以深には低温の日本海固有水（深層水）が存在する。

本県漁業の特色としては、約 100 km の海岸線に対して 1,216 人の漁業者が生活しており、この密度が高いことが挙げられる。

沿岸では、古くから定置網漁業が盛んであり、現在、定置漁業権に基づく大型定置網の免許件数は 79 件である。定置網では、ブリ、マイワシ、アジ、スルメイカ、ホタルイカなど対馬暖流域を回遊する浮魚類が主な漁獲対象である。この他、シロエビやホッコクアカエビを漁獲対象とする小型底びき網漁業や、ヒラメ等の底生魚を漁獲対象とする刺し網漁業が行われている。

沖合では、ベニズワイやバイ類を漁獲対象とするかごなわ漁業が富山湾周辺で行われているほか、北海道～三陸沖及び房総半島沖でさんま棒受網漁業が行われている。さらに、太平洋、インド洋、大西洋の遠洋海域で、まぐろはえなわ漁業が行われている。

海面養殖業としてワカメ等の養殖が、陸上においてサクラマスやヒラメ等の養殖が行われている。

本県の海面漁業・養殖業の総生産量（属人）は、近年は 2 万トンから 4 万トン台で変動しており、定置網漁業など沿岸での漁獲量が総生産量の 5～6 割を占める。総生産額（属人）は、令和 4 年で約 140 億円である。

内水面においては、アユ、サケが主要な漁獲（捕獲）対象となっており、令和 4 年の内水面漁業における漁獲量（神通川（井田川含む）、庄川及び黒部川の 3 河川の漁獲量）は 81 トンであった。また、養殖業として、コイやイワナ等の養殖が行われており、令和 4 年の全生産量は 44 トンであった。

水産加工業においては、かまぼこ等のねり製品が主体となっているが、特産品として、氷見のみりん干し製品、新湊のいか製品、魚津、滑川のほたるいか製品の知名度が高い。

なお、本県水産業のイメージアップと県産魚の消費拡大を図ることを目的に、平成 8 年にブリ、ホタルイカ、シロエビの 3 種が「富山県のさかな」に選定されている。これらに加え、平成 28 年に県産「紅ズワイガニ」を「高志の紅ガニ」と名付け、ブランド化に取り組んでいる。

富山県漁業の現況（令和4年）

令和4年12月31日現在 (※) は平成30年11月1日現在

漁業経営体数(※)	250 個人 204 団体 46
漁業就業人口(※)	1,216人
漁業生産量	属人 25,725トン
漁業生産額	属人 140億円
内水面生産量	内水面漁獲量 81トン 125トン 内水面養殖収穫量 44トン
漁港	第3種2港、第2種4港、第1種10港 県営5港、市町営11港
漁船	海水動力漁船 751隻 5トン未満 556隻 5~10トン 68隻 10~20トン 107隻 20~30トン 0隻 30~100トン 1隻 100トン以上 19隻 海水無動力船* 57隻 淡水動力船 4隻 淡水無動力船* 396隻

* 総トン数1トン未満船を含む

「2018年漁業センサス」・「北陸農林水産統計年報 令和2~令和3年（北陸農政局統計部）」・
「農林水産省HP 統計情報」・「漁船統計表 令和4年（水産漁港課）」

属人：富山県に住所の所在する漁業経営体による生産を計上したものという。

富山の水産

目 次

第1	漁業経営と漁業生産	
1	漁業経営体と漁業就業者	1
2	漁業生産	4
第2	漁業制度等	
1	漁業調整機構	6
2	漁業生産に関する制度	6
3	漁業をめぐる国際環境の動き	7
4	漁業と海洋性レクリエーションとの調整	8
5	資源管理への取り組み	9
第3	漁業施設の整備	
1	漁業経営構造改善事業の実施	20
第4	つくり育てる漁業の推進	31
第5	沿岸漁場整備開発	41
第6	漁場環境	
1	富山湾の概況	53
2	沿岸部の水質	53
第7	漁船の勢力	
1	概況	56
2	最近の動向	56
第8	水産物の流通加工	
1	水産加工	58
2	県内市場における水産物取扱状況	59
3	流通加工施設の整備	60
第9	水産業協同組合	
1	水産業協同組合の概要	61
2	沿岸地区出資漁協の概要	61
3	水産業協同組合一覧表（令和4事業年度末現在）	70
4	関係機関連絡先一覧（令和6年7月1日現在）	74
第10	漁港及び海岸	
1	漁港の概況	77
2	海岸の現況	84
3	漁港関係事業の負担率	86
第11	内水面漁業	
1	漁場の概況	87
2	漁業生産の概況	90
3	遊漁の概況	91
4	増殖事業の概況	92
5	施設整備の概況	96
第12	行政・試験研究機関	
1	行政・研究機関	100
2	水産関係行政・試験研究機関	101

第1 漁業経営と漁業生産

1 漁業経営体と漁業就業者

(1) 漁業経営体数

漁業経営体数は減少が続いている、平成10年に621経営体であったものが、平成30年は250経営体となり、この間に約6割にあたる経営体が減少している。

平成30年における経営体をみると、階層別では、5トン未満動力漁船使用階層が全体の約3割、経営組織別では、個人経営体が全体の8割を超えるなど規模は零細である。

なお、漁業種類別では、刺網漁業と定置網漁業で全体の約5割を占めている。

(2) 漁業就業者数

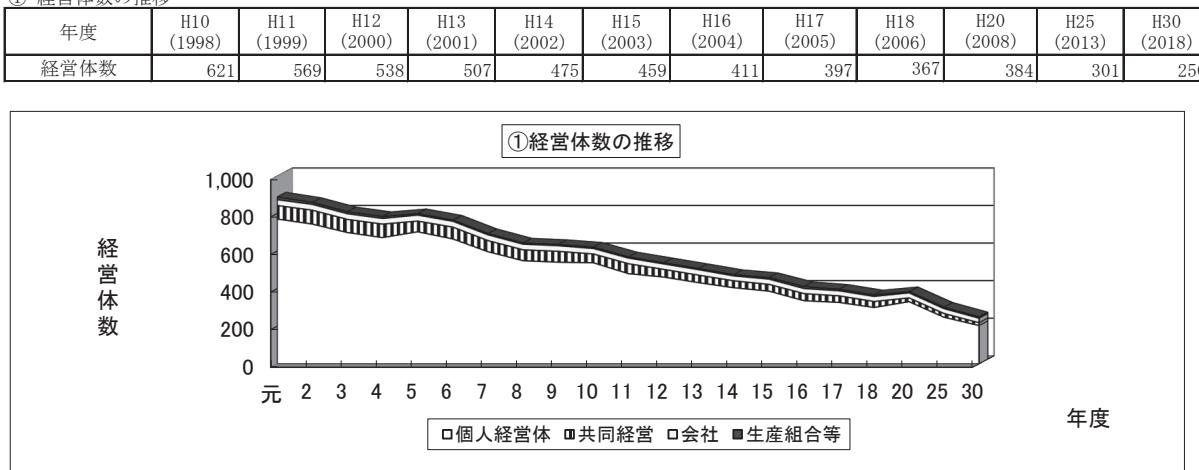
漁業就業者数は減少が続いている、平成10年に1,819人であったものが、平成30年は1,216人（男性1,192人、女性24人）となり、この間に3割を超える603人が減少している。

年齢別構成割合をみると60歳以上の男性が419人と全体の3割以上を占めており、高齢化が進んでいる。一方、10代から30代の青年は347人となっている。

現在、（公社）富山県農林水産公社内に「とやま漁業担い手センター」を設置し、漁業就業者確保・育成に関する施策を総合的に推進しているところである。

図表1－1 漁業経営体数（出典 「海面漁業生産統計調査（～H18年度）」及び「漁業センサス（H20年度～）」）

① 経営体数の推移



② 漁業種類別経営体数

(平成30年)	
漁業種類	経営体数
沖合底びき網	0
小型底びき網	18
船引き網	1
刺網（流し網）	0
その他の刺網	68
さんま棒受網	5
大型定置網	28
小型定置網	18
その他の網	7
まぐろ延縄	5
その他の延縄	7
いか釣り	4
ひき縄釣り	0
その他の釣り	34
潜水器漁業	3
採貝・採藻	36
その他の漁業	13
海面養殖	3
合計	250

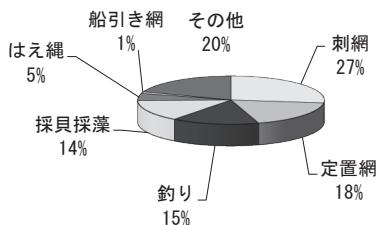
③ 階層別経営体数

(平成30年)	
階層区分	経営体数
沿岸漁業層	224
漁船非使用	2
無動力船	0
船外機付漁船	55
動力船1t未満	1
〃 1～3t	28
〃 3～5t	57
〃 5～10t	32
大型定置網	28
小型定置網	18
海面養殖業	3
中小・大型漁業層	26
動力船10～20t	13
〃 20～30t	3
〃 30～100t	0
〃 100～200t	5
〃 200t以上	5
合計	250

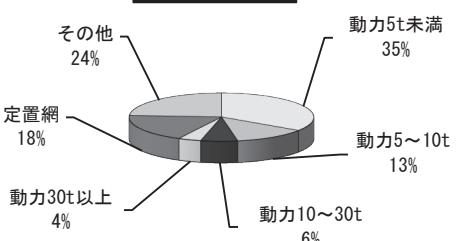
④ 経営組織別経営体数

(平成30年)	
区分	経営体数
個人経営	204
団体経営	46
会社	24
漁協	2
生産組合	5
共同経営	15
学校等	0
合計	250

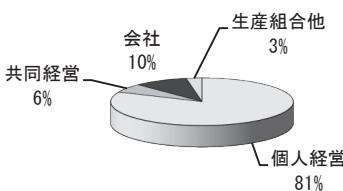
②漁業種類別経営体数



③階層別経営体数

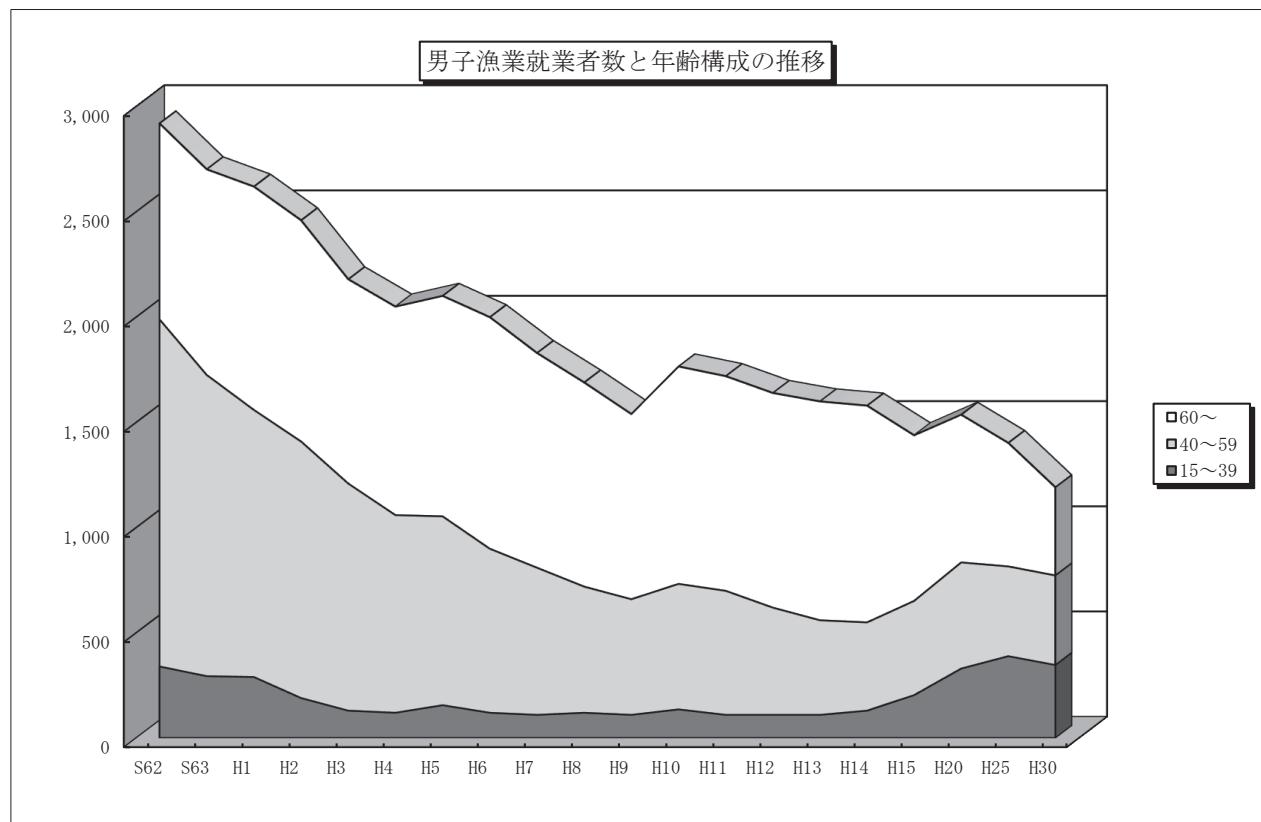


④経営組織別経営体数



図表1-2 漁業就業者数と年齢構成の推移（出典 「漁業就業動向調査（～平成14年）」及び「漁業センサス（平成15年～）」）

区分	平成10年 (1998)	平成11年 (1999)	平成12年 (2000)	平成13年 (2001)	平成14年 (2002)	平成15年 (2003)	平成20年 (2008)	平成25年 (2013)	平成30年 (2018)
男性	1,766	1,720	1,640	1,600	1,580	1,439	1,537	1,403	1,192
15歳～39歳	136	110	110	110	130	204	330	389	347
40歳～59歳	597	590	510	450	420	448	505	427	426
60歳～	1,033	1,020	1,020	1,040	1,030	787	702	587	419
女性	53	40	40	40	40	46	31	25	24
合計	1,819	1,760	1,680	1,640	1,620	1,485	1,568	1,428	1,216



2 漁業生産

(1) 漁業生産量

漁業種類	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	(単位:トン)
海面漁業・養殖業総計	23,706	41,595	23,323	26,134	23,278	25,725	
遠洋まぐろはえ縄	3,149	5,026	3,304	5,148	4,456	4,092	
さんま棒受網	7,153	10,907	4,920	3,083	1,960	1,582	
大型定置網	10,253	21,771	11,925	14,954	14,186	17,534	
小型定置網	715	1,346	969	1,120	959	820	
小型底びき網	657	726	818	647	656	731	
その他の刺網	439	418	406	386	328	316	
沿岸いかつり	70	83	49	49	27	36	
採貝・採藻	270	212	
養殖業	16	20	14	19	25	20	

… : 事実不詳又は調査を欠くもの

魚種	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	(単位:トン)
総計	23,690	41,575	23,309	26,115	23,253	25,725	
くろまぐろ(めじ含む)	76	393	479	479	686	518	
めばち	961	1,599	1,029	1,770	1,360	1,247	
きはだ	840	809	762	656	687	919	
かつお類	765	1,254	563	332	389	433	
さけ類	36	15	13	19	10	8	
まいわし	64	11,559	2,579	4,167	4,187	4,263	
かたくちいわし	257	336	1,294	1,546	641	789	
あじ類	1,854	1,528	1,182	1,214	1,087	1,023	
さば類	808	1,251	1,048	759	789	4,332	
さんま	7,153	10,907	4,920	3,083	1,960	1,582	
ぶり類	1,734	1,040	1,563	1,174	832	1,240	
ひらめ	100	88	95	89	61	50	
まだい	137	134	73	66	67	115	
さわら類	372	322	482	499	521	258	
ふぐ類	242	99	111	72	115	309	
えび類	588	683	787	637	645	714	
べにずわい	460	447	478	395	374	318	
するめいか	1,233	2,746	1,508	1,838	1,495	1,421	
その他のいか類	1,478	1,029	729	2,182	1,606	2,332	
貝類	250	195	202	150	139	134	

(2) 漁業産出額

魚種	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	(単位:百万円)
総計	11,136	13,672	11,265	11,600	12,108	14,086	
くろまぐろ(めじ含む)	127	1,091	818	809	1,184	1,234	
めばち	1,012	1,533	1,039	1,475	1,355	1,577	
きはだ	370	368	339	234	385	669	
かつお類	99	109	75	31	73	57	
さけ類	25	11	9	13	10	7	
まいわし	7	309	80	82	80	60	
かたくちいわし	10	12	41	50	15	25	
あじ類	472	426	271	307	266	352	
さば類	130	142	121	113	120	505	
さんま	1,749	1,960	1,382	1,557	1,279	934	
ぶり類	509	563	655	631	415	923	
ひらめ	171	138	137	112	92	80	
まだい	91	93	58	50	50	61	
さわら類	207	105	187	208	214	173	
ふぐ類	86	35	35	22	29	50	
えび類	1,209	1,164	1,417	890	1,160	1,838	
べにずわい	394	432	466	431	395	469	
するめいか	716	1,316	896	1,053	783	813	
その他のいか類	1,713	1,442	1,324	1,379	1,547	1,523	
貝類	266	218	237	169	164	185	

出典：漁業・養殖業生産統計年報

(3) 魚種別漁獲量

表 1-6 富山県沿岸における主要魚種の漁獲量（水産研究所調べ、漁獲量：トン、平年値：過去10年の平均）

魚種	令和5年 漁獲量総計	平年 (H25~R4)	平年比 令和4年 H25~R4)	令和4年 令和3年 令和2年 令和元年			過去 去 ○	推移
				17,753	14,839	24,944		
マイワシ	19,240	20,476	94%	19,913	16,700	4,176	2,580	11,511
スルメイカ	5,228	4,711	111%	4,263	1,396	1,474	1,792	1,413
カタクチイワシ	961	1,704	56%	1,111	1,20%	1,545	1,286	2,534
アジ	127	1,036	12%	788	639	1,040	1,180	1,166
サバ	509	1,756	29%	988	4,197%	4,342	790	1,046
シロエビ	3,463	1,758	197%	4,342	790	759	1,046	1,253
フクラギ (ブリ0歳魚)	551	508	108%	593	522	511	670	571
ソウダカツオ	1,371	1,093	125%	754	612	683	1,026	717
サワラ	613	891	69%	419	380	327	550	1,248
ベニズワイ	262	503	52%	251	516	495	482	269
ホタルイカ	286	458	63%	319	374	396	477	445
シイラ	418	1,467	28%	2,101	1,397	1,885	437	689
カマス	2,452	671	365%	685	1,401	748	422	561
カワハギ類	371	648	57%	309	653	554	407	307
ヒラマサ	155	655	24%	350	685	492	341	872
ブリ (2歳以上)	73	86	85%	43	41	66	246	62
アオリイカ	363	209	174%	282	105	338	235	219
ウルメイワシ	137	191	72%	153	126	222	185	197
フグ類	142	124	115%	99	85	105	155	30
ヒラメ	112	154	73%	307	115	72	110	98
ホッコクアカエビ (甘エビ)	44	90	49%	46	57	86	90	82
メジ (クロマダコ幼魚)	76	87	87%	86	83	88	86	84
マダイ	132	71	187%	58	140	36	85	47
ヤリイカ	72	96	75%	114	66	65	71	123
タチウオ	25	55	46%	48	46	37	58	27
メジナ	25	42	59%	42	78	38	39	34
スズキ	55	48	115%	40	46	47	34	35
ガンド (ブリ1歳魚)	35	30	118%	27	19	18	33	41
ハチメ類	67	68	98%	56	64	32	25	48
クロダイ	80	38	211%	69	20	32	22	73
ソティカ	32	21	153%	22	21	19	21	22
メダイ	3	25	12%	2	5	4	16	56
マダラ	16	16	98%	21	18	14	16	12
サニギス	8	18	45%	9	11	15	15	15
	4	47	8%	7	9	17	12	34
	16	12	138%	5	5	11	10	7

第2 漁業制度等

1 漁業調整機構

(1) 海区漁業調整委員会

海区漁業調整委員会は、その設置された海区内の漁業に関する事項を処理し、具体的には、漁業の免許、許可等に関して、知事に対して答申、建議するとともに、漁業紛争に関して裁判し、その他漁業調整に関して指示する等の広汎な権限を有しております、漁業行政に民意を反映する役割を担っている。

本県には、富山海区漁業調整委員会が設置されており、委員は公募の上、県議会の同意を得て、県知事が15名（漁業者委員10名、学識経験者3名、中立委員2名）を選任している。任期は4年となっている。

(2) 内水面漁場管理委員会

内水面漁場管理委員会は、都道府県の内水面において、海区漁業調整委員会の所掌事項と同様の事項及び増殖に関する事項を処理する。

本県には富山県内水面漁場管理委員会が設置され、委員は知事選任委員8名からなり、任期は4年となっている。

2 漁業生産に関する制度

(1) 海面漁業

ア 漁業権漁業

（ア）漁業権は特定水面において特定の漁業を排他的に営む権利で、知事により免許される。

漁業権には、

- ①漁具を定置して営む「定置漁業権」（ぶり定置等）
- ②一定の区域内において養殖業を営む「区画漁業権」（わかめ養殖等）
- ③一定の水面を共同で利用して営む「共同漁業権」（採貝・地びき網等）

がある。

（イ）漁業権の免許を受けようとする者は、知事に免許の申請を行い、知事は免許に当たっては、適格性及び優先順位により免許する。

本県では、令和5年12月31日現在、定置漁業権76件、区画漁業権23件、共同漁業権9件が免許されている。

（ウ）漁業権の存続期間は、共同漁業権並びに真珠養殖業及び海面における水産動植物の養殖業を内容とする区画漁業権（特定区画漁業権を除く）については10年、他の区画漁業権及び定置漁業権は5年となっている。

イ 許可漁業

水産動植物の繁殖保護又は漁業調整のため、規制措置を講ずる必要があるものが許可漁業の対象となり、大臣許可漁業及び知事許可漁業がある。

（ア）大臣許可漁業・届出漁業

大臣許可漁業は、漁業調整等の制限措置を、政府間の取り決め、漁場の位置その他の関係上統一して講ずることが適当であるものとして、農林水産大臣の許可を必要とされているもので、現在17漁業種が政令で指定されている。

本県では令和5年12月31日現在、2漁業種20件である。

届出漁業は、漁業の取締りその他漁業調整のため、水産動植物の採捕等に関する制限又は禁止等について農林水産大臣が政令で定めることができ、これにより現在3漁業種が指定されている。

本県では令和5年12月31日現在、1漁業種3件である。

(イ) 知事許可漁業

知事は、漁業調整上規制を行う必要がある場合には、農林水産大臣の許可を受けて漁業調整規則を定め、許可制をとる等、実情に応じて所要の規制を行うこととされている。

本県では令和5年12月31日現在、18漁業種355件である。

ウ 承認漁業

太平洋クロマグロの資源管理に当たり、曳き縄や釣りなどの沿岸漁業については、広域漁業調整委員会指示に基づく「沿岸くろまぐろ漁業」の承認制が導入されている。

本県では令和5年12月31日現在、日本海・九州西広域漁業調整委員会指示により170件が承認を受けている。

(2) 内水面漁業

内水面漁業は専業の漁業者が著しく少ないと増殖しなければ成り立たない等、海面漁業にくらべその性格が異なっている。

このため、内水面漁業協同組合に共同漁業権を免許し、これに増殖義務を課して管理にあたられる一方、遊漁者との間においては、知事の認可を必要とする遊漁規則を制定することによって調整を図ることとしている。

本県では、令和5年12月31日現在、17件（岐阜県との共有漁場を含む）の第5種共同漁業権が免許されている。

3 漁業をめぐる国際環境の動き

(1) 排他的経済水域に関する近隣諸国との関係

海の憲法といわれる国連海洋法条約が平成6年11月に発効し、新海洋秩序がスタートした。我が国は本条約を平成8年6月に批准し、韓国、中国は、これに先立つ平成8年1月、5月に批准した。これまで、両国とは幾度かの交渉が行われた。その結果、中国とは新協定の内容について、平成9年9月に合意がなされ、同年11月に新協定の署名がなされたが、発効されたのは平成12年6月1日であった。

一方、韓国との新協定は、平成11年1月に発効した。これにより、両国間の排他的経済水域内の相互入漁は平成11年2月から可能となったが、暫定水域内における資源管理方策等については合意に達していない状況である。

(2) 北洋さけ・ます漁業

平成4年から日米加ロによる北太平洋遡河性魚類系群保存条約により、公海における、さけ・ますの沖獲りが禁止となり、北洋さけ・ます漁業は日本の200海里水域内とロシアの200海里内における操業のみとなっていたが、平成27年6月に、ロシア上院が同国200海里水域内におけるさけ・ます流し網漁業を、平成28年1月から禁止する法案を可決したため、日本の漁船による北洋さけ・ます流し網漁業ができなくなった。

(3) まぐろ漁業

中西部太平洋まぐろ類条約が平成16年6月に発効され、平成21年12月にはクロマグロの保存管理措置案（漁獲努力量を現状レベルに凍結）が採択された。一方、平成21年10月には、モナコによる

大西洋クロマグロのワシントン条約付属書Ⅰ（商業目的の国際取引及び公海での漁獲物の水揚げの禁止）への掲載提案がされた。この提案は、平成22年3月の条約締約国会議において否決されたが、平成26年11月には国際自然保護連合の、絶滅の恐れがある野生生物を指定するいわゆる「レッドリスト」で、太平洋クロマグロが「絶滅危惧種Ⅱ類」に分類されるなど、まぐろ漁業を巡る国際社会の目は大変厳しさを増している。

平成20年のICCAT、WCPFCでの合意内容を受けて、平成21年3月には、遠洋近海合わせて全国で87隻の減船計画が水産庁に申請どおり認定され、本県では3隻減船された。また、平成26年9月には、WCPFCでの国際合意に基づき、太平洋クロマグロの30キロ未満の小型魚の漁獲について、平成14年～平成16年までの年間平均漁獲実績から半減する措置が平成27年1月より導入されている。

平成29年4月21日に海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令が施行され、漁獲可能量（TAC）を決定すること等により保存及び管理を行うことが適当である海洋生物資源（第一種特定海洋生物資源）として、クロマグロが指定された。平成30年7月から、国の基本計画のもと都道府県に漁獲可能量が設定され、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律に基づいた漁獲管理が開始された。令和2年12月に改正漁業法が施行されたことに伴い、海洋生物資源の保存及び管理に関する法は廃止され、改正漁業法に定める資源管理方針に基づく数量管理が開始された。

4 漁業と海洋性レクリエーションとの調整

(1) 海洋性レクリエーションへの関心の高まり

近年、我が国では釣りや水上オートバイといった海洋性レクリエーション（以下、「海レク」という）への関心が高まっている。

本県においても海レクは、多くの人々に楽しまれており、今後もこの傾向は続くものと考えられる。令和5年12月31日現在、県内における遊漁船業者数は84業者で、その半数以上は沿岸漁業との兼業者である。したがって海レク（特に遊漁）に対する関心の高まりは、遊漁船業を営む漁家の所得向上と漁村の活性化にも大きな影響を与えるものと思われる。

(2) 漁業と海レクとのトラブル

その一方で、定置漁業、小型機船底びき網漁業、刺網漁業、いかつり漁業等多くの漁業が沿岸域で営まれている本県では、操業場所をめぐって漁業と海レクとのトラブルが発生している。例えば、定置網にプレジャーボートを係留しての釣り行為、釣り針や水上オートバイ等による漁具の損壊、操業妨害、密漁等が見受けられるほか、ゴミのポイ捨て等、マナーの低下も指摘されている。

(3) 海面利用協議会

県では、漁業と海レクとの円滑な海面の利用を図るために、海面利用協議会を設置している。この協議会は遊漁及び海レクの関係者、漁業関係者及び学識経験者で組織されており、漁業と海レクとのトラブルを防ぐため、普及啓発活動や関係者による協議を行っている。

(4) 漁場利用協定

漁場利用協定とは、海レク者が団体を結成して漁業者（漁業協同組合）と釣り場の利用方法等について約束するものである。協定の締結は、両者が同じ海面を円滑に利用するにあたり大変有効な手段であり、今後は協定締結の前提となる海レク者の組織化を図るとともに、各海面における漁業者と遊漁者との話し合いの場を設けることが大きな課題となっている。

5 資源管理への取り組み

(1) 資源管理とは

水産資源は上手に利用すれば再生産が可能な資源であり、資源を維持する又は回復させる取組みが資源管理である。資源管理には、漁業者が中心となって自主的に小型魚の放流、漁網の網目拡大、総漁獲量の設定等を行うものや、国や都道府県において、魚種ごとに年間の漁獲可能量（TAC）を定め、総漁獲量の制限を行うTAC制度などの公的な措置がある。

(2) 自主的な資源管理の進め方

県は、資源管理を効果的に実践できるよう、資源状況や当該資源を利用する漁業の実態等を踏まえ、魚種ごとの具体的な管理の方向性をまとめた富山県資源管理方針を策定するとともに、最新の漁獲実態や資源評価の結果を反映し、適宜、富山県資源管理方針の見直しを図る。

関係漁業者は、方針に沿った具体的な計画である資源管理協定を漁業者間で作成・締結し、それを履行することで資源管理を実践する。

(3) 本県における資源管理の取り組み状況

本県では、既にホッコクアカエビ、マダイ、ベニズワイガニ、ヒラメ、シロエビ及びバイ類の自主的な資源管理が行われており、その内容は以下のとおりとなっている。

表2-1 自主的な資源管理の管理内容

対象魚種	管理措置の内容
マダイ	全長13cm未満の小型魚の放流
ホッコクアカエビ	漁具の網目拡大、休漁日の設定
ベニズワイガニ	漁獲上限の設定
ツバイ（バイ類）	漁具の網目拡大、殻高30mm以下の小型個体の放流
ヒラメ	全長25cm未満の小型魚の放流
シロエビ	資源低下の兆候が見られる場合、曳網回数、出漁日数、出漁隻数等の削減

平成23年度からは、資源管理・漁業所得補償対策制度（平成25年1月から資源管理・漁業経営安定対策、平成27年4月から漁業経営安定対策に名称変更）が開始された。本制度は、自主的な資源管理への取組みを条件に、漁業共済制度を活用し、適切な資源管理と漁業者の経営安定を図るもので、平成27年からは、クロマグロの国際的な資源管理が強化される中、より厳しい管理措置に取り組む定置漁業者などに対して支援が拡張されている。平成23年度より、県が策定した資源管理指針に基づき、漁業者は海域及び漁業種類別の資源管理計画を作成し、休漁等の自主的資源管理措置が実施してきた。その後、令和2年度の改正漁業法において、新たに資源管理の推進に関する規定が定められたことから、県が策定する資源管理方針に基づき、漁業者らは資源管理協定を作成・締結することとなった。令和6年3月1日付で県の認定を受け、令和6年3月31日現在、県内において7つの資源管理協定が運用されており、自主的な資源管理措置が実施されている。

表2-2 大臣許可・届出漁業

(令和5年12月31日現在)

漁業種類	総隻数	朝日町	入善町	黒部市	魚津市	滑川市	富山市	射水市	高岡市	氷見市
かつお・まぐろ漁業	12		6						6	
北太平洋さんま漁業	8		5	1	2					
※ 小型するめいか釣り漁業 (30トン未満5トン以上)	3				1					2
計	23		11	1	3				6	2

注) ※は届出漁業、数字は許可名義人

漁民の要望および漁場条件の調査

↓ (知事)

関係者・関係機関との調整（利害関係人の意見聴取等、法第64条第1項）

↓ (知事→利害関係人)

意見の検討結果の公表（法第64条第2項）

↓ (知事)

海区漁場計画案の作成

↓ (知事)

海区漁業調整委員会への漁場計画案の諮問（法第64条第4項）

↓ (知事→海区委)

公聴会の開催（法第64条第5項）

↓ (海区委→利害関係人)

海区漁業調整委員会の答申（法第64条第4項）

↓ (海区委→知事)

漁場計画等の公表、公示（法第64条第6項）

↓ (知事)

免許申請（法第69条第1項）

↓ (申請者→知事)

海区漁業調整委員会への諮問（法第70条）

↓ (知事→海区委)

適格性の審査（法第72条）

↓ (海区委)

海区漁業調整委員会の答申（法第70条）

↓ (海区委→知事)

免許（法第73条）

(知事→申請者)

図2-1 漁業権の免許手続き

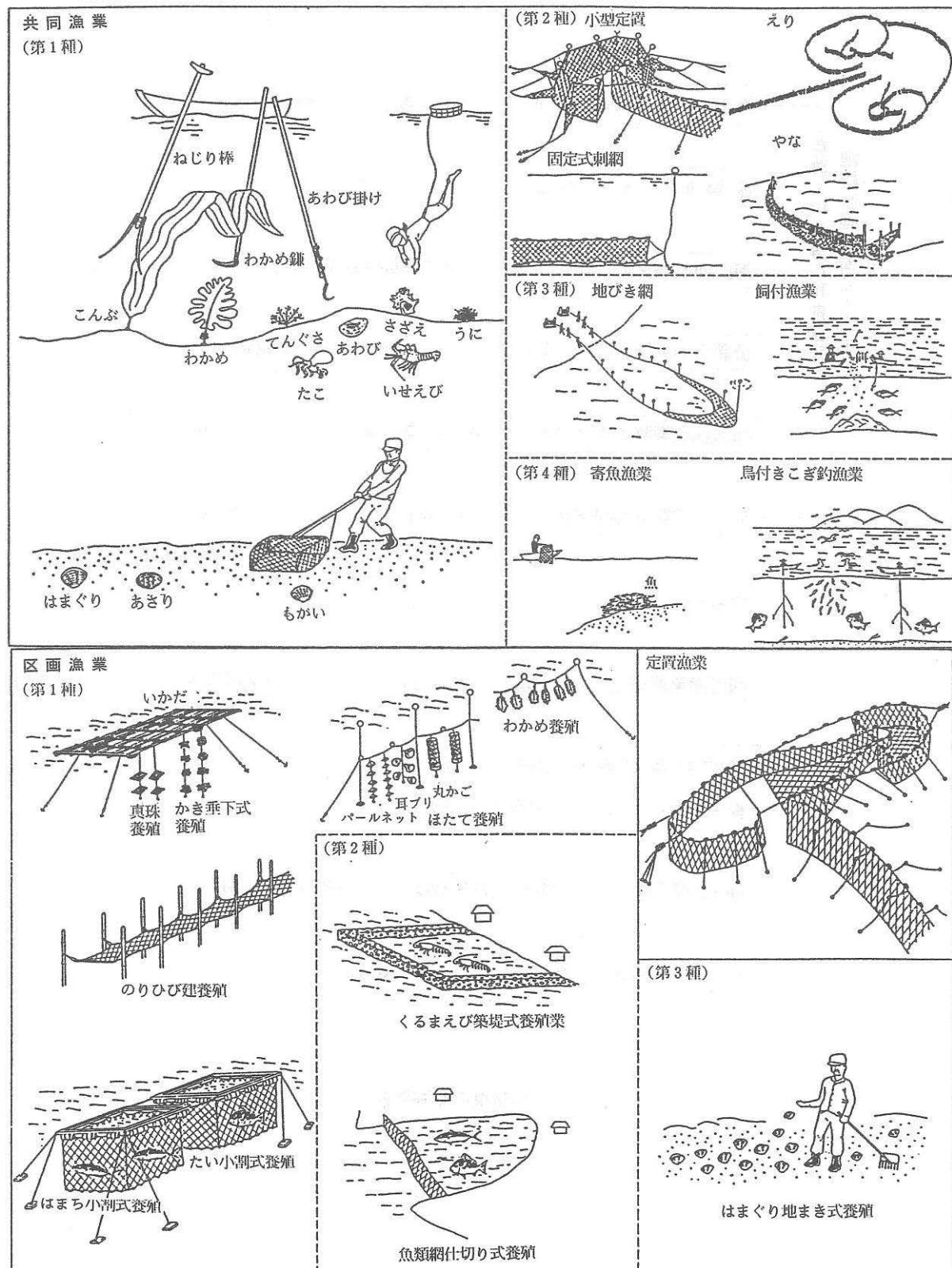


図 漁業権漁業の漁具・漁法図（『沿岸の時代』 地球社より）

表2-3 知事許可

(令和5年12月31日現在)

船型 漁業種類	3トン未満	3~5トン	5~10トン	10~20トン	計
小 型 機 船 底 び き 網		2	15		17
〃 (共同漁業権内)	6	6			12
え び ご ち 網	5	17	3		25
た い ご ち 網		2			2
し ら ふ げ 機 船 船 び き 網					0
さ よ り 機 船 船 び き 網	2	12	3		17
べ に ず わい が に か ご な わ	2	5	1	10	18
ば い か ご な わ	2	16	11	11	40
え び か ご な わ	3	2	6	1	12
が ざ み か ご な わ	6	10			16
あ な ご か ご な わ	1	1	2		4
八 そ う 張 網		1			1
底 刺 し 網	16	47	11	2	76
き す こ ぎ 刺 し 網	23	31			54
あ ま だ い こ ぎ 刺 し 網	5	6			11
ま き 刺 し 網	7	3			10
そ う だ が つ お 刺 し 網	3	2	1		6
さ よ り 流 し 網	7	8			15
こ の し ろ ぼ ら ま き 網	3				3
小 計	91	171	53	24	339
ふ く ら ぎ つ け					16
計	91	171	53	24	355

注) ふくらぎつけ漁業は、船舶の指定がない。

表2-4 知事許可漁業操業期間及び地区別許可隻数

漁業種類	朝日		入善		黒部		魚津	
	数	漁期	数	漁期	数	漁期	数	漁期
小型機船底びき網							魚2	9. 1~ 5. 31
小型機船底びき網 (共同漁業権内)			飯2	9. 1~ 6. 30	黒3	9. 1~ 6. 30	魚1	9. 1~ 6. 30
えびごち網			飯3	4. 1~12. 31			魚1	4. 1~12. 31
たいごち網	宮1 泊1	6. 1~ 9. 30						
しらふげ機船 船びき網								
さより機船 船びき網					黒4	3. 21~ 6. 30	魚3	3. 21~ 6. 30
べにずわいがに かごなわ	宮1	9. 1~ 5. 31			黒4	9. 1~ 5. 31	魚3	9. 1~ 5. 31
ばいかごなわ	宮1 泊1	1. 1~12. 31	横1 飯1	1. 1~12. 31	黒7	1. 1~12. 31	魚11	1. 1~12. 31
えびかごなわ			飯1	5. 1~11. 10			魚1	5. 1~11. 10
がざみかごなわ								
あなごかごなわ								
八そう張網								
底刺し網	宮4 泊3	10. 1~ 6. 30	横1 飯2	10. 1~ 6. 30	黒8	1. 1~12. 31	魚7 魚2	1. 1~12. 31 10. 1~ 6. 30

令和5年12月31日現在

滑川		富山		射水		高岡		氷見		計
数	漁期	数	漁期	数	漁期	数	漁期	数	漁期	
滑1	9. 1~ 5.31	岩6	1. 1~ 12.31	新6	1. 1~ 12.31	新2	1. 1~ 12.31			17
		水4 岩1	9. 1~ 6.30					氷1	9. 1~ 6.30	12
滑7	9. 1~ 5.31	滑1 水6 水7	9. 1~ 5.31 4. 1~10.31							25
										2
										0
				新2	3.21~ 6.30			氷8	3.21~ 6.30	17
滑3	9. 1~ 5.31			新3	9. 1~ 5.31	新4	9. 1~ 5.31			18
滑6	1. 1~12.31	滑1 黒1	1. 1~12.31	新5	1. 1~12.31	新5	1. 1~12.31			40
滑4	3. 1~ 6.30	滑1	4. 1~10.15	新3	4. 1~10.15	新2	4. 1~10.15			12
		四6	5.10~ 6.30 かつ 10. 1~11.30	海2 堀1 新2	5.10~ 6.30 かつ 10. 1~11.30	伏2 氷3	5.10~ 6.30 かつ 10. 1~11.30			16
								氷4	1. 1~12.31	4
								氷1	1. 1~12.31	1
滑13	1. 1~12.31	滑1 水5 岩4 四6	1. 1~12.31 12. 1~ 8.31	海3 堀2 新4	12. 1~ 8.31			氷11	1. 1~12.31	76

(つづき)

漁業種類	朝日		入善		黒部		魚津	
	数	漁期	数	漁期	数	漁期	数	漁期
きすこぎ刺し網	宮6 泊1 赤1	5. 1～ 8.31	横5	5. 1～ 8.31			魚2	5. 1～ 8.31
あまだいこぎ 刺し網	宮1 泊2	6. 1～ 9.30	横4 飯4	6. 1～ 9.30				
まき刺し網	宮1 泊2	10. 1～12.31	横4 吉3	10. 1～12.31				
そうだかつお 刺し網								
さより流し網			横5	3. 21～ 6.30			魚3	3. 21～ 6.30
このしろ ぼらまき網								
小計	26		36		26		36	
ふくらぎつけ							魚3	7. 10～10. 15
計	26		36		26		39	

令和5年12月31日現在

滑川		富山		射水		高岡		氷見		計
数	漁期	数	漁期	数	漁期	数	漁期	数	漁期	
滑8	5. 1～8.31	滑1 水8 岩9 四6	5. 1～8.31	海2 堀2 新3	5. 1～8.31					54
										11
										10
				新5	10. 1～12.20	新1	10. 1～12.20			6
				堀2 新3	3. 21～6. 30	氷2	3. 21～6. 30			15
								氷3	11. 1～5. 31	3
42		74		50		21		28		339
滑7	7. 10～10. 15	滑1 岩1	7. 10～10. 15	新3 海1	7. 10～9. 30					16
49		76		54		21		28		355

※宮→朝日町漁協宮崎浦地区
 横→入善漁協横山地区
 黒→くろべ漁協
 水→とやま市漁協水橋地区
 海→新湊漁協海老江地区
 伏→新湊漁協伏木地区

赤→朝日町漁協赤川地区
 吉→入善漁協吉原地区
 魚→魚津漁協
 岩→とやま市漁協岩瀬地区
 堀→新湊漁協堀岡地区
 氷→氷見漁協

泊→泊漁協
 飯→入善漁協飯野地区
 滑→滑川漁協
 四→とやま市漁協四方地区
 新→新湊漁協新湊地区

表2-5 主要漁業の県外出漁状況

(い　か　釣　り　漁　業)

(令和5年12月31日現在)

出漁水域	総隻数	朝日町	入善町	黒部市	魚津市	滑川市	富山市	射水市	高岡市	氷見市
長崎県	1				1					
山口県	1				1					
島根県	1				1					
鳥取県	1				1					
福井県	1				1					
石川県	1				1					
新潟県	1				1					
山形県	1				1					
北海道	1				1					
実隻数	1				1					
のべ許可数	9				9					

(小型するめいか釣り漁業)

出漁水域	総隻数	朝日町	入善町	黒部市	魚津市	滑川市	富山市	射水市	高岡市	氷見市
新潟県沖～石川県沖合	2									2
新潟県沖～長崎県沖合	1				1					
総隻数	3				1					2

表2-6 遊漁船業登録内訳

登録業者数 84者（漁協加入者45、その他39）

登録船隻数 91隻（漁船55、非漁船36）

（令和5年12月31日現在）（単位：業者、隻）

項目	区分										
	朝日	入善	黒部	魚津	滑川	富山	射水	高岡	氷見	小矢部	業者数
地区別 業者数	1	4	11	4	1	30	13	9	11	—	84
ト ン 数 階層別	不明	1トン未満	1~5トン未満	5~10トン未満	10~20トン未満	20~100トン未満	100トン以上	—	—	—	総隻数 91
長さ 階層別	1.5m未満	1.5~5m未満	5~12m未満	12~20m未満	20m以上	—	—	—	—	—	総隻数 91
乗客定員 階層別	5人未満	5~10人未満	10~20人未満	20~50人未満	50人以上	—	—	—	—	—	総隻数 91
1人当たり てん補額別	3,000万円	3,001万円～4,999万円	5,000万円～5,999万円	6,000万円～9,999万円	1億円以上	—	—	—	—	—	総隻数 91
	81	—	4	3	3	—	—	—	—	—	

表2-7 遊漁の動向

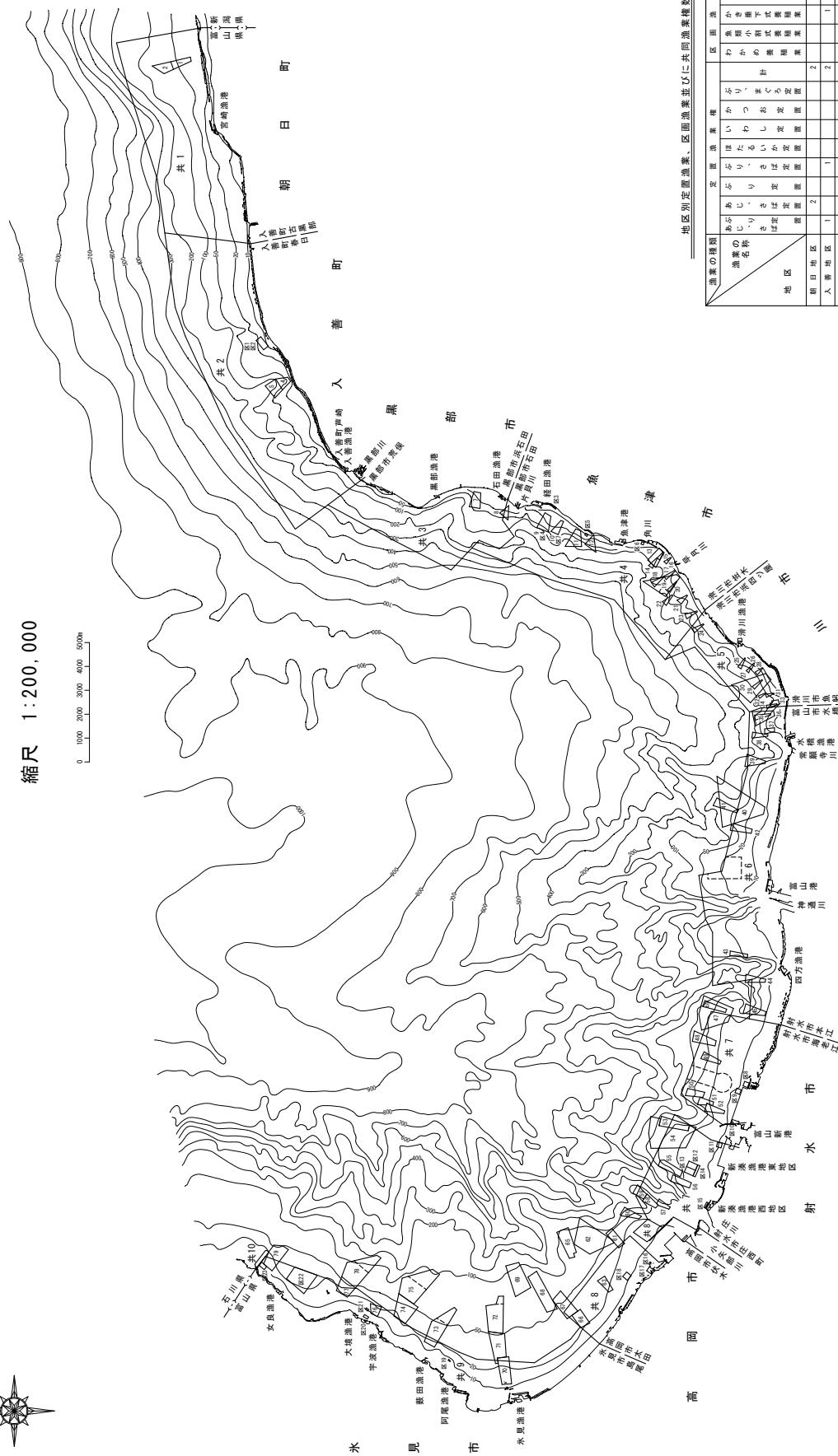
（単位：業者、人）

区分 調査年	遊漁案内業者数	年間延べ遊漁者数
昭和58年 (第7次漁業センサス)	370	358,900
昭和63年 (第8次漁業センサス)	346	375,100
平成5年 (第9次漁業センサス)	255	256,900
平成10年 (第10次漁業センサス)	215	247,000
平成15年 (第11次漁業センサス)	133	17,200

区分 調査年	遊漁案内業者数	年間延べ遊漁者数
平成20年度 (遊漁採捕量事業調査)	124	7,190

漁場連絡図

縮尺 1:200,000



地区別定置漁業、区面漁業並びに共同漁業権数内訳表												
地区	漁業の種類											
	商業的 漁業の 名称	定置 漁業										
朝日地区	あぶらさか	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
入善地区	あじり	2										
黒部地区	さば	1										
魚津地区	さば	3	4	9	1							
滑川地区	さば	9	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
富山地区	さば	3	8	12								
射水地区	さわやか	2	13	15								
高岡地区	さわやか	1	3	4	1	1	1	1	1	1	1	1
水呑地区	さわやか	1	2	6	3	5	2	2	1	1	1	1
計	さわやか	17	3	17	3	11	11	11	11	11	11	11

第3 漁業施設の整備

漁業施設の整備事業の種別

本県では漁業施設の整備を沿岸漁業構造改善事業及び漁港漁場活性化事業の非公共施設整備対象事業で実施してきた。

平成17年度の補助事業の交付金事業化及びその後の事業改編により、令和4年時点で、従来の各事業は、『浜の活力再生・成長促進交付金』の事業として位置付けられている。

1 漁業経営構造改善事業の実施

本県の沿岸漁業構造改善事業は、

- ・第1次沿岸漁業構造改善事業（昭和37～48年度）
- ・第2次沿岸漁業構造改善事業（昭和50～53年度）
- ・第2次沿岸漁業構造改善補足整備事業（昭和55～62年度）
- ・新沿岸漁業構造改善事業（前期対策）（昭和54～62年度）
- ・新沿岸漁業構造改善事業（後期対策）（昭和63～平成5年度）
- ・沿岸漁業活性化構造改善事業（平成6～平成11年度）
- ・沿岸漁業漁村振興構造改善事業（平成12～13年度）
- ・漁業経営構造改善事業（平成14年度～16年度）
- ・強い水産業づくり交付金【平成25年度より「水産業強化対策事業」に改称】（平成17年度～28年度）
- ・強い水産業づくり交付金（産地水産業強化支援事業）（平成23年度～28年度）
- ・浜の活力再生交付金（水産業強化支援事業）（平成29年度～平成30年度）
- ・浜の活力再生・成長促進交付金（水産業強化支援事業）（令和元年度～令和9年度）

により、漁業の近代化施設の整備を中心に漁業経営の合理化を図るため、積極的に推進してきた。

令和元年度からは、『浜の活力再生・成長促進交付金』の「水産業強化支援事業」として、漁業者自らが漁業収入の向上とコスト削減のために具体的な対策に取り組む「浜の活力再生プラン」（漁業者団体、市町村、関係者からなる地域水産業再生委員会で策定）を上位計画とし、プランに基づく共同利用施設等の施設整備支援事業として位置づけられている。

なお、平成27年度から「浜の活力再生広域プラン」に基づき、必要となる施設の整備、産地市場の統廃合等のために必要な施設の整備及びそれらに関連する旧施設の撤去の支援事業として「水産業競争力強化緊急施設整備事業」がある。

(1) 水産業強化支援事業の対象（メニュー）

浜の活力再生プランを上位計画とし、次の①～③までに掲げる政策目的の実現に資するものとして都道府県が行う施策の実施を支援する。

- ① 水産資源の持続的な利用・管理の推進
- ② 水産業経営の強化
- ③ 漁港機能の高度化

政策目的を達成するための事業実施の方向性を示す政策目標（ア～エ）、及びそれに基づく成果目標に係る施設等のメニューは、以下のとおりである。

ア 資源増養殖目標

つくり育てる漁業の推進を図るため、次の（ア）から（カ）までに掲げる水産資源増養殖施設及び内水面施設の整備を行う。

- (ア) 養殖施設の整備
- (イ) 海面資源増養殖施設の整備
- (ウ) さけ・ます増養殖施設の整備
- (エ) 内水面増養殖施設の整備
- (オ) ノリ養殖競争力強化に資する整備
- (カ) その他浜の活力再生プランで必要となる取組

イ 経営構造改善目標

水産業の生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な漁業経営の育成を図るため、（ア）に掲げる施設の整備を行う。

- (ア) 漁業共同利用施設の整備

ウ 加工流通構造改善目標

水産業の生産基盤としての共同利用施設等の整備による効率的かつ安定的な水産業経営の育成を図るため、（ア）に掲げる施設の整備を行う。

- (ア) 加工流通共同利用施設の整備

エ 漁港機能高度化目標

- (ア) 機能向上対策
- (イ) 防災対策
- (ウ) 活性化対策

(2) 水産業強化支援事業計画の成果目標年度の設定

成果目標は事業の終了年度から3年度以内とする。ただし、実施期間が単年度の場合であって、当該年度において達成しようとする目標として成果目標を定める場合には、当該年度を目標年度とする。

(3) 水産業強化支援事業計画の成果目標の対象施設内容

各メニューの内容、実施主体は次のとおりである。

ア 資源増養殖目標

メニューの内容	対象施設	実施主体
(ア) 養殖施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 養殖施設(養殖施設再配置含む) ・ 種苗生産施設(養殖用種苗等、所得向上を目的とした種苗生産施設) ・ 地下海水取水施設 	①地方公共団体 ②地方公共団体の一部事務組合 ③漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 ④さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体 ⑤漁業を営む法人(次のaからcまでの全てを満たすものに限る。) a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。 b 次の i 及び ii のいずれかに該当する者を5名以上雇用していること。 i 自ら漁業を営む者 ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業(陸上作業を含む。)に従事する者 c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。 i 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人 ii i に該当する法人から出資を受けた法人 ⑥水産業の振興を目的として設立された団体又は法人(上記①から③まで又は漁業者(3名以上)が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものかつ水産庁長官が適当と認めるものに限る。)
(イ) 海面資源増殖施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗生産施設(さけ、ます、内水面を除く資源の増大を目的としたもの) 	
(ウ) さけ・ます増殖施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 種苗生産施設(さけ、ます資源の増大を目的としたもの) 	
(エ) 内水面増殖施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 内水面漁場環境改善 ・ 種苗生産施設(内水面資源の増大を目的としたもの) ・ 内水面資源増殖関連施設(種苗生産施設を除く) 	
(オ) ノリ養殖競争力強化に資する整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ ノリ高性能刈取船 ・ 大型ノリ自動乾燥機 ・ 大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋 	
(カ) その他浜の活力再生プランで必要となる取組	浜の活力再生プランの目標達成に必要となる施設	
	上記の附帯施設	

イ 経営構造改善目標

メニューの内容	対象施設	実施主体
(ア) 漁業共同利用施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 荷さばき施設 ・ 鮮度保持施設 ・ 作業保管施設 ・ 加工処理施設 ・ 海水処理施設 ・ 蓄養施設 ・ 漁獲物運搬施設 ・ 漁船保全修理施設 ・ 漁業作業等軽労化機能整備 ・ 電力・燃油補給施設 ・ 省エネルギー型施設機能整備 ・ 小規模漁場施設(着定基質の設置等) 	①地方公共団体 ②地方公共団体の一部事務組合 ③漁業協同組合又は漁業協同組合連合会 ④漁業を営む法人(次のaからcまでの全てを満たすものに限る。) a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。 b 次の i 及び ii のいずれかに該

	<ul style="list-style-type: none"> ● その他浜の活力再生プランで必要となる施設 ● 水産廃棄物等処理施設 ● 密漁等監視施設 ● 水産情報高度利用施設 ● 衛生環境強化機能整備 ● 漁業研修等施設 ● 水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 ● 再生可能エネルギー利用施設・機能整備 	<p>当する者を5名以上雇用していること。</p> <p>i 自ら漁業を営む者</p> <p>ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業(陸上作業を含む。)に従事する者</p> <p>c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。</p> <p>i 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人</p> <p>ii i に該当する法人から出資を受けた法人</p> <p>⑤水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記①から③まで又は漁業者(3名以上)が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)</p>
	上記の附帯施設	

ウ 加工流通構造改善目標

(ア) 加工流通共同利用施設の整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 荷さばき施設 ● 鮮度保持施設 ● 加工処理施設 ● 廃棄物等処理施設 ● 加工流通作業等軽労化機能整備 ● 衛生環境強化機能整備 ● 水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備 ● 再生可能エネルギー利用施設・機能整備 ● その他、浜の活力再生プランで必要となる施設 	<p><荷さばき施設></p> <p>①地方公共団体</p> <p>②地方公共団体の一部事務組合</p> <p>③水産業協同組合(水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。)</p> <p>④漁業を営む法人(次のaからcまでの全てを満たすものに限る。)</p> <p>a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。</p> <p>b 次の i 及び ii のいずれかに該当する者を5名以上雇用していること。</p> <p>i 自ら漁業を営む者</p> <p>ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業(陸上作業を含む。)に従事する者</p> <p>c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。</p> <p>i 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人</p> <p>ii i に該当する法人から出資を受けた法人</p> <p>⑤水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記①から④まで又は漁業者(3名以上)が主たる構成員若しくは出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)</p>
-------------------	--	---

		<p><その他の施設></p> <p>①地方公共団体</p> <p>②地方公共団体の一部事務組合</p> <p>③水産業協同組合</p> <p>④漁業を営む法人(次のaからcまでの全てを満たすものに限る。)</p> <p>a 地域の実情を踏まえ、当該法人が事業実施主体となることが水産業の発展に真に必要と都道府県知事が判断するものであること。</p> <p>b 次の i 及び ii のいずれかに該当する者を5名以上雇用していること。</p> <p>i 自ら漁業を営む者</p> <p>ii 漁業を営む法人に雇用され年間90日以上漁業(陸上作業を含む。)に従事する者</p> <p>c 次の i 及び ii のいずれにも該当しないこと。</p> <p>i 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない法人</p> <p>ii i に該当する法人から出資を受けた法人</p> <p>⑤水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記①から④まで、漁業者、水産加工業者又は水産流通業者(5名(離島3名)以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)</p>
	上記の附帯施設	

エ 漁港機能高度化目標

メニューの内容	対象施設	実施主体
(ア) 機能向上対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 放置艇収容施設(簡易な係留施設、陸上保管・上下架施設、突堤、廃船処理経費、船舶等放置対策設備) ● 船舶離発着施設 ● 岸壁等の軽労化施設 ● 航路・泊地の安全対策(灯標の設置等) ● ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設 ● 漁港機能改善施設(防波堤・護岸等の外郭施設、岸壁・船揚場等の係留施設、臨港道路等の輸送施設、漁港施設用地の舗装等) ● 渔場機能改善施設(魚礁、増殖場、養殖場) ● 深層水等利活用施設 ● 単独処理浄化槽転換設備 	<p>①都道府県</p> <p>②市町村</p> <p>③地方公共団体の一部事務組合</p> <p>④水産業協同組合</p> <p>⑤中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。)</p> <p>⑥地方公共団体等が出資する法人</p> <p>⑦地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体</p>
(イ) 防災対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 津波漂流防止施設 	①都道府県

	<ul style="list-style-type: none"> ● 避難施設 ● 異常気象情報観測・監視施設 ● 防災情報伝達施設 ● 災害時援助施設 ● 緊急時物資等輸送施設 ● 非常用電源施設 ● 既存の共同利用施設の耐震化・耐浪化 	<p>②市町村 ③水産業協同組合又は農林漁業者当が組織する団体</p>
(ウ) 活性化対策	<ul style="list-style-type: none"> ● 海業支援施設 ● 文化的景観施設 	<p>①都道府県 ②市町村 ③地方公共団体の一部事務組合 ④水産業協同組合 ⑤中小企業等協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条に規定する中小企業等協同組合をいう。) ⑥地方公共団体等が出資する法人 ⑦地域再生推進法人又は農林漁業者等が組織する団体</p>
上記の附帯施設		

(4) 水産業競争力強化緊急施設整備事業の対象（メニュー）

浜の活力再生広域プランの承認を受けた漁村地域において、事業実施主体が実施する競争力強化のための施設整備及び産地市場の統廃合を推進するための施設整備に必要な経費を補助する。

事業メニューの具体的な内容は、以下のとおりである。

対象施設等	主な内容	実施主体
養殖用種苗生産施設	養殖用の魚介類等をふ化・育成する施設	①都道府県 ②市町村 ③水産業協同組合(水産業協同組合法第2条に規定する水産業協同組合をいう。)
養殖施設(養殖施設再配置を含む)	魚介類等をいけす等に入れて飼育するための施設及び持続的養殖生産確保法に定める漁場改善計画に基づく養殖施設の再配置のための繫留資材	④さけ・ます類の人工ふ化放流事業を行う団体
漁獲物運搬施設	漁獲物運搬船(離島等の条件不利地域に限る。)	⑤水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記①から③まで又は漁業者(3名以上)が主たる構成員又は出資者となり、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適當と認めるものに限る。)
荷さばき施設	水産物の集出荷作業場(水揚げ・選別場、卸売場建物、検量施設等)	⑥水産加工業又は水産流通業その他の水産業の発展を目的とする団体又は法人(上記①から③まで、漁業者、水産加工業者又は水産流通業者(5名)が主たる構成員又は出資者とな
省エネルギー型施設機能整備	エネルギー消費量を削減するための施設の改築	
ノリ高性能刈取船	ノリ高性能刈取船	
大型ノリ自動乾燥機及び設置に必要な上屋	<ul style="list-style-type: none"> ● 大型ノリ自動乾燥機及び大型ノリ自動乾燥機の設置に必要な上屋 ● 附帯施設のみの整備 	
漁場底質改善	漁場の底質等の改善を目的として、堅くなった底質を耕すこと(耕うん)、底質を整えること(整地)、堆積物や雑海藻等の除去(しゅんせつ及び有害生物等の除去)	
つきいそ	定着性の水産動植物又は広域性回遊を伴わない魚種の増産を図るための漁場の造成を目的として行われる自然石の投入等	
放流用種苗生産施設	放流用の魚介類等をふ化・育成する施設	
さけ・ます種苗生産等施設	<p>さけ・ますの種苗生産、中間育成、放流、そ上等に係る以下の施設</p> <p>1. 産卵のため河川に遡上してきたさけ・ます親魚を捕獲するための施設、捕獲した親魚のうち成熟していない親魚を成熟するまで管理するための施設、採卵するための施設(魚止め施設、河床整備、護岸、魚止め装置保管庫、蓄養池及び採卵室を含む。)</p>	

	<p>2. さけ・ますの受精卵及びふ化した仔魚を管理するための施設(検卵室、ふ化槽、ふ上槽及び養魚池を含む。)</p> <p>3. さけ・ます稚魚を飼育・管理するための施設(管理室、倉庫、上屋施設及び飼育池を含む。)</p> <p>4. 種苗生産施設や中間育成施設等の給排水を行うための施設(導水路、井戸、発電機施設及び排水路を含む。)</p> <p>5. 給餌や飼育池の清掃を自動で行うための施設(水流式、ブラシ式等)</p> <p>6. 稚魚の飼育により生じる糞等を処理するための排水処理施設及び残滓処理施設(沈殿池、排水処理施設及び残滓処理施設を含む。)</p> <p>7. 稚魚をいけす等に入れて海中で飼育するための施設(網いけす、浮子、ワイヤーロープ等の付属品を含む。)</p> <p>8. 魚道の延長、導流堤等の魚道機能障害を回復するための施設(魚道の延長、導流堤等)</p> <p>9. 取水堰堤等の河川を横断している構造物に設ける遡河性魚類等が上流へ遡るために通り道</p>	り、事業活動を実質的に支配できるものであって、かつ、水産庁長官が適当と認めるものに限る。)
種苗中間育成施設	種苗生産施設等で生産された種苗を放流等に適したサイズまで育成するための施設	
病害汚染防止施設	薬浴、洗浄等により魚病の伝染を防止するための施設	
加工処理施設	水産物の加工処理施設	
再生可能エネルギー利用施設・機能整備	<ul style="list-style-type: none"> ● 太陽光、風力、水産系廃棄物等を原料としたバイオマス、雪氷熱等の再生可能エネルギーを利用する発電施設であり、漁業地域の省エネルギー化や温暖化対策、循環型社会の構築等に資する施設及びそれに附属する設備 ● 共同利用施設等における再生可能エネルギーの利用のための施設改築 	
海業支援施設	漁村特有の新鮮な魚介類等の提供等を通じて、水産業の振興を中心とした地域の活性化を図ることを目的とした加工作業所、地域水産物普及施設(加工品や郷土料理の展示及び販売提供等)、漁業体験施設、休憩所等、地域資源の付加価値創造を図る海業支援のための施設	
作業保管施設	水産物の出荷前の一次処理、漁具等の保管施設	
海水処理施設	漁業生産関連作業又は水産物の流通を目的に使用する海水の殺菌処理等の施設	
漁船保全修理施設	漁船の補修・修繕を目的として陸揚げするための施設	
水産作業等軽労化機能整備	負担軽減、事故防止及びバリアフリー化のための段差解消、クレーン整備、電子化等のための施設改築、機器整備	
放置艇収容施設 ①簡易な係留施設 ②陸上保管・上下架施設 ③突堤 ④廃船処理経費 ⑤船舶等放置対策設備	<p>①漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち簡易な浮桟橋、桟橋等及びこれらに附属する設備</p> <p>②漁港及び周辺水域の放置艇対策として、プレジャーボート等を陸上に保管するために必要な上下架施設及び保管施設並びにこれらに附属する設備</p> <p>③漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設のうち、突堤及びこれらに附属する設備</p> <p>④漁港及び周辺水域の放置艇対策として、漁港の区域内におけるプレジャーボート等の廃船(漁船以外)を処理するために必要な経費</p>	

	⑤船舶等の放置禁止区域等を示す看板、柵等及びこれらに附属する設備	
船舶離発着施設	離島における水産物出荷・島外流通に必要な、フェリー・定期便等の就航・係留のための浮桟橋、乗降設備、利便設備及びこれらに附属する設備(離島に限る。)	
岸壁等の軽労化施設	浮桟橋及びベルトコンベア、クレーン等の軽労化施設並びにこれらに附属する設備(固定式の施設に限る。)	
航路・泊地の安全対策	航路及び泊地の安全対策に必要な灯標の設置及び除砂	
ゴミ処理施設、便所、緑地、駐車場等の環境施設	漁港漁場整備法第3条第2号の力に掲げる漁港環境整備施設のうち、植栽、運動施設、便所、休憩所、ゴミ処理施設、駐車場(立体駐車場を含む)及びこれらに附属する設備	
漁港機能改善施設 ①防波堤、護岸等の外郭施設 ②岸壁、船揚場等の係留施設 ③臨港道路等の輸送施設 ④漁港施設用地の舗装等	①漁港漁場整備法第3条第1号のイに掲げる外郭施設及びこれらに附属する設備 ②漁港漁場整備法第3条第1号のロに掲げる係留施設のうち、岸壁、物揚場、船揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋及びこれらに附属する設備 ③漁港漁場整備法第3条第2号のイに掲げる輸送施設のうち、道路、橋及びこれらに附帯する施設 ④漁港漁場整備法第3条第2号のハに掲げる漁港施設用地について、舗装、インターロッキングの設置等	
密漁等監視施設	漁場監視レーダー、監視カメラ装置、鉄塔、監視所等により構成される施設や漁場監視船	
電力・燃油補給施設	燃油補給施設(固定式のもの)	
深層水等利活用施設	深層水等の清浄海水の取水管、導水管、浄水管、送水管、配水管等及びこれらに附属する設備	
鮮度保持施設	水産物を対象とした製氷施設、貯氷施設、冷凍施設、冷蔵施設	
水産廃棄物等処理施設	へい死魚、加工残さ、排水等の処理施設、再資源化施設	
養殖場環境管理施設	海況観測装置(海上ブイ)、送受信装置等により構成される施設	
防災対策関係施設 ①異常気象監視施設 ②非常用電源施設	①異常気象発生時において、漁港内等の安全確認のために必要な監視カメラ等及びこれらの附属設備 ②災害時を想定した非常用電源を確保するための施設及びこれらの附属設備	
水産情報高度利用施設	衛星からの海況情報や漁船の安全航行(漁業者落水時の自動通報等を含む。)のための無線情報等の送受信施設(陸上の固定局に限る。)	
衛生環境強化機能整備	共同利用施設における衛生環境強化のための施設改築、機器整備	
地下海水取水施設	魚介類等の養殖又は養殖用種苗生産に利用するための地下海水の取水施設の整備	
水産資源評価・管理のための電子化推進施設・機能整備	产地市場における漁獲情報、漁場における海況情報等の水産資源評価・管理に活用する情報を電子化するための施設・機器整備	
その他、浜の活力再生広域プランで必要となる施設	機器、車、船及び宿泊施設を除く。	
上記の附帯施設	本体施設と一体的に整備し、本体施設の機能を補完するもの	

漁業施設の整備状況

(1) 沿岸漁業構造改善事業

年度	事業主体	事業名	細事業名	事業種目	施設名	総事業費 (円)	補助対象 事業費(円)	負担区分	事業費 (円)	事業主体	
16	新湊漁協	漁業経営構造改善事業	水産物流高度化事業	流通等改善施設整備事業	水産物鮮度保持施設	229,740,000	218,800,000	109,400,000	21,880,000	87,520,000	10,940,000
	計				1 件	229,740,000	218,800,000	109,400,000	21,880,000	87,520,000	10,940,000
17	富山県	水産業経営の強化	経営構造改善項目	漁業生産基盤等の整備	水産情報高度利用施設	29,925,000	29,925,000	14,962,000	14,963,000	—	—
	計				1 件	29,925,000	29,925,000	14,962,000	14,963,000	—	—
18	新湊漁協	水産業経営の強化	経営構造改善項目	水産物供給施設等の整備	水産廃棄物等処理施設	11,340,000	10,800,000	5,400,000	1,080,000	1,620,000	3,240,000
	計					491,295,000	453,532,378	151,173,000	45,351,000	45,351,000	249,420,000
	計				2 件	502,635,000	464,332,378	156,573,000	46,431,000	46,971,000	252,660,000
19	氷見漁協	水産業経営の強化	経営構造改善項目	水産物供給施設等の整備	水産物鮮度保持施設	345,483,590	342,397,000	114,132,000	34,239,000	34,239,000	162,873,590
	計				1 件	345,483,590	342,397,000	114,132,000	34,239,000	34,239,000	162,873,590
20～ 21	とやま市 漁協	水産業経営の強化	経営構造改善項目	漁業生産基盤等の整備	水産物荷さばき施設	155,800,000	154,121,070	77,050,000	15,410,000	15,410,000	46,251,070
	富山県 漁連	水産業経営の強化	経営構造改善項目	燃油高騰対策関連施設整備	水産情報高度利用施設	16,060,940	16,060,940	8,030,000	1,606,000	—	6,424,940
	くろべ 漁協	水産業経営の強化	経営構造改善項目	燃油高騰対策関連施設整備	燃油高騰対策燃油等補給施設	35,574,000	28,120,000	14,060,000	2,812,000	2,812,000	8,436,000
	計				3 件	207,434,940	198,302,010	99,140,000	19,828,000	18,222,000	61,112,010
21 ～ 22	魚津市	水産業経営の強化	経営構造改善項目	漁業生産基盤等の整備	漁船保全修理施設	95,949,000	77,130,000	38,565,000	7,713,000	49,671,000	—
	計				1 件	95,949,000	77,130,000	38,565,000	7,713,000	49,671,000	—
23	とやま市 (四方)	産地水産業強化支援事業	施設整備支援事業	漁村の魅力向上	漁業用作業保管施設 漁業用作業保管施設	90,800,000 51,000,000	90,800,000 46,050,000	45,400,000 23,025,000	9,080,000 4,605,000	9,080,000 4,605,000	27,240,000 18,765,000
	計				2 件	141,800,000	141,800,000	68,245,000	13,685,000	13,685,000	46,005,000

年度	事業主体	事業名	細事業名	事業種目	施設名	総事業費(円)	補助対象事業費(円)	負担区分		(円)
								国費	県費	
23 ～ 24	農林水産公社	薩地水産業強化支援事業	施設整備支援事業	地先資源の増大	放流用種苗生産施設	502,506,900	490,280,500	245,140,000	73,542,000	183,824,900
24	農林水産公社	地先資源の増大	施設整備支援事業	放流用種苗生産施設	703,897,950	703,897,950	351,948,000	105,584,000		246,365,950
	とやま市漁協（岩瀬）	漁村の魅力向上	施設整備支援事業	漁業用作業保管施設	85,850,000	85,850,000	42,925,000	8,585,000	8,585,000	25,755,000
計		3 件	1,292,254,850	1,280,028,450	640,013,000	187,711,000	8,585,000	8,585,000	455,945,850	
25	水見水産加工業協同組合	産地水産業強化支援事業	施設整備支援事業	所得の向上	水産鮮度保持施設	54,000,000	54,000,000	27,000,000	5,400,000	5,400,000
26	水見漁業協同組合	産地水産業強化支援事業	施設整備支援事業	所得の向上	水産鮮度保持施設	130,766,530	130,766,530	65,383,000	13,076,000	13,076,000
	計		1 件	54,000,000	54,000,000	27,000,000	5,400,000	5,400,000	5,400,000	16,200,000
28 ～ 29	新湊漁業協同組合	水産業競争力強化緊急施設整備事業		水産鮮度保持施設	130,766,530	130,766,530	65,383,000	13,076,000	13,076,000	39,231,530
	くろべ漁業協同組合			漁業用作業保管施設	619,700,000	618,149,000	309,074,000	61,814,000	61,814,000	186,998,000
計		3 件	978,160,000	976,609,000	484,526,000	96,904,000	126,904,000	20,760,000	—	269,826,000
30 ～ 元	魚津漁業協同組合	水産業競争力強化緊急施設整備事業		加工処理施設	207,600,000	207,600,000	103,800,000	20,760,000	—	83,040,000
3 ～ 4	魚津漁業協同組合			燃油補給施設	36,250,000	36,250,000	18,125,000	3,625,000	3,625,000	10,875,000
	計		1 件	36,250,000	36,250,000	18,125,000	3,625,000	3,625,000	3,625,000	10,875,000

(2) 漁港・漁村活性化事業の実施状況

年度	事業主体	事業名	細事業名	事業種目	施設名	総事業費(円)	補助対象事業費(円)	国費	県費	担区	分担額	(円)
9	魚津市	漁港・漁村活性化対策事業	漁港高度利用対策	放置艇収容施設	浮桟橋	83,842,500	83,842,500	41,921,000	8,384,000	33,537,500	一	
		計				1 件	83,842,500	83,842,500	41,921,000	8,384,000	33,537,500	
11	入善町	漁港・漁村活性化対策事業	漁港高度利用対策	深層水等利活用施設	海洋深層水取水施設	807,757,500	785,946,000	392,973,000	78,594,000	336,190,500	一	
12		計				1 件	807,757,500	785,946,000	392,973,000	78,594,000	336,190,500	
13	氷見市	漁港・漁村活性化対策事業	漁港高度利用対策	美化・利用整序促進施設	ビーチクリーナー	11,000,000	11,000,000	5,500,000	1,100,000	4,400,000	一	
		計				1 件	11,000,000	11,000,000	5,500,000	1,100,000	4,400,000	
20	射水市	漁港機能高度化目標	漁港高度利用対策	美化・利用整序促進施設	トイレ	32,581,950	32,581,950	16,290,000	—	16,291,950	一	
		計				1 件	32,581,950	32,581,950	16,290,000	—	16,291,950	
21	魚津市	漁港機能高度化目標	漁港高度利用対策	放置艇収容施設	浮桟橋	19,113,709	19,113,709	9,556,000	1,019,000	8,538,709	一	
22		計				1 件	19,113,709	19,113,709	9,556,000	1,019,000	8,538,709	
25	黒部市	产地水産業強化支援事業	施設整備支援事業	放置艇収容施設	放置艇収容施設	200,000,000	200,000,000	100,000,000	18,850,000	81,150,000	一	
27		計				1 件	200,000,000	200,000,000	100,000,000	18,850,000	81,150,000	

第4 つくり育てる漁業の推進

栽培漁業は、水産動物の減耗が最も激しい卵から仔稚魚の時期を人間の管理下において飼育・育成（種苗生産）し、これを天然の水域へ放流した上で適切な管理を行い、対象とする水産資源の持続的な利用を図ろうとするものであり、つくり育てる漁業の中核をなすものである。

これは、対象種の水産資源への加入量を積極的に増加させるだけでなく、放流水域における管理を通じ、対象種以外の水産動物も包括した資源管理の展開を促進し、水産資源の安定化と増大に資することを目的としている。

また、種苗生産技術は養殖業においても有用な技術であることから、技術開発で得られた成果の養殖事業への移転を進め、本県沿岸漁業の振興を図る。

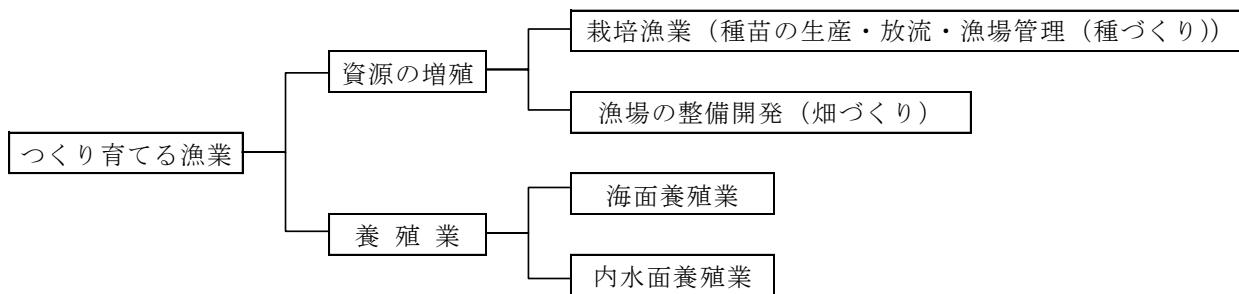


図 4-1 つくり育てる漁業の概要

「つくり育てる漁業」は、一般の海域を対象とした「資源の増殖」と、一定の区域内で営む「養殖業」に大別される。このうち、「資源の増殖」は、水産動物の種苗の生産・放流、放流漁場の管理等のいわゆる「種づくり」と、水産動物の生息場所を人為的に造成するいわゆる「畠づくり」とに分類される。栽培漁業は種づくりのうち、さけ・ます類を除く魚種を対象とする部分に相当する。

(1) 栽培漁業の推進

ア 富山県栽培漁業センターの設置

栽培漁業の基礎となる種苗生産施設（基本施設）を氷見市に昭和49年度から建設し、昭和53年3月に富山県栽培漁業センターを発足させた。昭和55年～56年度には、貝類生産棟を整備し、施設の増強を図った。また、昭和63年度に海水取水施設を整備し、2系統化を図った。さらに平成2年～4年度には新技術導入施設整備事業によりクロダイの種苗生産施設の整備を行った。この他、施設の更新に併せ機能充実のための整備を行ってきた。

しかしながら、整備後40年以上が経過し、老朽化が著しいため、令和2年度から種苗生産施設等の改修整備を進め、令和4年10月に竣工した。

本県では、栽培漁業対象魚種として、ヒラメ、クロダイ、クルマエビおよびアワビの4魚種の種苗生産に取り組んでおり、県栽培漁業センターでの生産量は表4-2のとおりである。

平成17年度までは6魚種を対象魚種としていたが、事業の効率化、生産コスト削減等のために事業を見直し、平成18年度からマダイ及びサザエの生産を休止している。

また、ヒラメ、クロダイ及びクルマエビの種苗の一部は漁業協同組合等により中間育成された後、放流されている。

富山県栽培漁業センターの概要

(場 所) 氷見市姿15-1 番地	敷地面積 14,755.4m ²
・昭和49～52年度	
基本施設の整備、昭和53年3月発足	
(建設費)	302,517千円
(用地費)	46,185千円
・昭和55～56年度	
増強施設（貝類生産棟）整備	149,880千円
・昭和63年度	
海水取水管、ろ過設備の整備	189,150千円
・平成2～4年度	
新技術導入施設（クロダイ生産棟他）整備	229,228千円
・平成6年度	
海水ろ過設備の更新整備	67,356千円
・平成8年度	
海水取水管・ろ過設備更新整備	147,272千円
・平成10年度	
ヒラメ親魚養成施設整備	48,615千円
ヒラメ稚魚飼育水槽	9,513千円
・令和2～4年度	
交流館・ふれあい館整備	1,062,557千円
駐車場整備	64,453千円

表4-1 富山県栽培漁業センターの主な施設

施 設	面 積	摘 要
交流館	627m ³	○庁舎：事務室、機械室 ○公の施設：展示室、研修室
ふれあい館	1,163m ³	○庁舎：親魚槽 50m ³ ×1面、10m ³ ×2面 飼育槽 40m ³ ×6面 実習室 55m ² ○公の施設：ふれあいプール（屋外）10m ³ ×1面 タッチ水槽（屋内）0.3m ³ ×2面 エサやり水槽（屋内）8m ³ ×2面
魚類生産棟	760m ²	親魚槽 25m ³ ×2面 飼育槽 150m ³ (13×7.5×1.8m) ×2面 40m ³ (6×6×1.35m) ×4面 20m ³ (6×3×1.35m) ×1面
クロダイ生産棟	530m ²	親魚槽 81m ³ (7m¢×八角) ×2面 飼育槽 54m ³ (6×6×1.5m) ×5面
屋外飼育槽		180m ³ (10×10×2.3m) ×2面
屋外培養槽 1		100m ³ ×3面
〃 2		50m ³ ×8面
海水取水ポンプ室	57m ²	取水ポンプ 22kW×1台、18.5kW×2台 排水ポンプ 0.2kW×1台、0.26kW×1台 取水管 450mm×2系
海水ろ過槽 高架槽	212m ² 163m ²	繊維ろ過機 100m ³ /h×4基 送水ポンプ 22kW×2台、15kW×2台、30m ³ ×4基
ヒラメ親魚 養成施設	35m ² (建屋のみ)	親魚飼育水槽 (FRP製) 直径 6m×1基、直径 5m×1基 紫外線殺菌装置 120m ³ /h×2基、飼育海水冷却装置、循環ろ過水槽
ヒラメ稚魚 飼育水槽		FRP製 12m ³ 丸型水槽×6基

イ 公社栽培漁業センターの設置

本県のつくり育てる漁業の一層の進展を目指し、栽培漁業の振興、発展を期するため、財団法人富山県沿岸漁業振興公社を昭和59年3月に設立し、同公社は滑川市高塚の県水産試験場(現 水産研究所)隣接地において、昭和59年度から同63年度までの5カ年で公社栽培漁業センターの整備を行った。

さらに、平成23年度から24年度には、ヒラメ種苗生産施設の拡充整備を行い、機能強化を図った。

また、財団法人富山県沿岸漁業振興公社は、平成10年4月1日に財団法人とやま漁業サービスセンターと統合し、財団法人富山県水産公社となった。更に、平成15年4月1日には、社団法人富山県森林公社、社団法人富山県農業公社と統合し、社団法人富山県農林水産公社となった。平成24年4月1日より公益社団法人の認定を受け、公益社団法人富山県農林水産公社(以下、公社)となり、現在に至っている。

ヒラメやアワビの種苗生産等に取り組んでおり、生産量は表4-4のとおりである。

公社栽培漁業センターの概要

(場 所)	滑川市高塚249番地
敷地面積	12,589.61m ²
(建設費)	昭和59～63年度 平成23～24年度 502,068千円 1,117,660千円

表4-3 公社栽培漁業センターの主な施設

昭和59～63年度整備

施 設	規 模	摘 要
事務棟	152.95m ²	事務室、研修室、作業員控室等
機械棟	60.00m ²	受変電設備、自家発電機、プロアーポンプ2台
増養殖種苗育成棟	1,393.09m ²	円形水槽40m ³ ×9面、冷凍冷蔵庫、資材庫
餌料培養棟	228.00m ²	ワムシ培養槽12m ³ ×5面
ヒラメ生産棟	313.64m ²	角形水槽40m ³ ×2面、30m ³ ×2面
アワビ屋外水槽	100.00m ³	角形水槽10m ³ ×10面
養殖種苗等飼育上屋	161.00m ²	F R P巡流水槽10m ³ ×5面
UVポンプ室	27.00m ²	紫外線殺菌装置100m ³ /h 30mWs/cm ² ×2基 送水ポンプ100m ³ /h ×2基
高架水槽	23.49m ²	貯水能力50m ³
揚水ポンプ室	30.99m ²	揚水ポンプ2基
海水ろ過水槽	250.00m ²	ろ過機(ろ過能力75m ³ /h)×2基
ろ過ポンプ室	23.74m ²	ろ過ポンプ2基
表層水受水槽	32.40m ²	
取水ポンプ室 (滑川漁港内)	32.76m ²	鉄筋コンクリート造地下 取水ポンプ 150m ³ /h ×2基
海水取水管	139.00m	350mmΦナイロンコーティング鋼管
倉庫棟	48.00m ²	車庫兼用
深層水受水棟	30.00m ²	F R Pパネル型
深層水ポンプ室	12.00m ²	送水ポンプ 50m ³ /h ×2基

平成23～24年度整備

施 設	規 模	摘 要
電気室	68.20m ²	受変電設備、発電機
種苗生産・育成棟	1,624.92m ²	八角形水槽60m ³ ×4面、40m ³ ×8面 ワムシ培養槽15m ³ ×6面
親魚養成棟	591.60m ²	八角形水槽80m ³ ×2面、25m ³ ×3面 計測室、冷凍冷蔵庫
高置水槽 (UVポンプ室)	45.24m ²	貯水能力55m ³ 紫外線殺菌装置75m ³ /h 100mWs/cm ² ×2基 58m ³ /h 100mWs/cm ² ×1基 送水ポンプ150m ³ /h ×1基、58m ³ /h ×1基
海水ろ過機	160.85m ²	ろ過機（ろ過能力80m ³ /h）×3基 表層水受水槽400m ³ 揚水ポンプ 240m ³ /h ×2基
取水ポンプ室 (滑川漁港内)	86.83m ²	取水ポンプ 80m ³ /h ×4基
海水取水管	151.70m	400mm φ 高密度ポリエチレン管
倉庫	75.97m ²	倉庫、作業員控室
深層水ポンプ室	12.48m ²	送水ポンプ 20m ³ /h ×2基
廃水処理槽	90.00m ³	
ボイラー室	36.19m ²	ヒーター291kW、温水ポンプ、ブロアー

表4-9 各地先におけるアワビ種苗放流の実施状況

(単位:千尾)

表4-10 各地先におけるサザエ種苗放流の実施状況

(単位:千尾)

年度	水見市	高岡市	射水市	富山市	滑川市	魚津市	黒部市	入善町	朝日町	計
	元	元	元	元	元	元	元	元	元	元
55	3.3	—	—	—	1.1	1.6	—	—	—	6.0
56	9.2	—	—	—	8.4	2.2	—	—	—	19.8
57	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0
58	1.0	10.0	—	—	14.0	10.0	—	—	—	35.0
59	5.0	10.0	—	—	15.0	13.0	—	—	—	43.0
60	16.0	13.3	—	—	15.0	30.0	—	—	—	74.3
61	12.0	12.3	—	—	15.0	34.0	—	—	—	3.4
62	7.4	1.0	—	—	7.6	17.1	—	—	—	2.9
63	3.6	4.6	—	—	5.1	11.9	—	—	—	2.3
元	12.5	13.0	—	—	13.3	27.6	—	—	—	4.5
2	14.6	24.0	—	—	27.0	61.2	—	—	—	12.0
3	10.0	10.0	—	—	11.3	45.0	—	—	—	6.0
4	15.0	—	—	—	13.3	39.0	—	—	—	112.3
5	—	—	—	—	15.0	45.0	—	—	—	12.5
6	—	—	—	—	15.0	45.0	—	—	—	12.5
7	—	—	—	—	15.0	52.5	—	—	—	12.5
8	—	—	—	—	15.0	50.0	—	—	—	12.5
9	—	—	—	—	16.5	50.0	—	—	—	12.5
10	—	—	—	—	23.0	48.0	—	—	—	18.0
11	—	—	—	—	26.0	46.0	—	—	—	12.5
12	—	—	—	—	27.0	46.0	—	—	—	12.5
13	—	—	—	—	27.1	49.4	—	—	—	12.1
14	—	—	—	—	32.0	50.0	—	—	—	13.0
15	—	—	—	—	30.0	47.0	—	—	—	12.5
16	—	—	—	1.0	22.5	46.0	—	—	—	12.5
17	—	—	—	2.0	30.0	43.5	—	—	—	12.5
18	—	—	—	2.0	29.0	33.0	—	—	—	9.0
19	—	—	—	2.0	30.0	40.0	—	—	—	10.0
20	—	—	—	2.0	30.0	38.0	—	—	—	9.0
21	—	—	—	2.0	30.0	40.0	—	—	—	10.0
22	—	—	—	2.0	30.0	40.0	—	—	—	10.0
23	—	—	—	1.4	21.4	28.5	—	—	—	7.1
24	—	—	—	2.0	30.0	40.0	—	—	—	11.0
25	—	—	—	2.0	30.0	40.0	—	—	—	11.0
26	—	—	—	3.0	30.0	39.2	2.0	11.0	22.0	112.0
27	—	—	0.3	1.0	3.0	4.0	0.2	2.0	2.2	109.2
28	—	—	2.3	2.0	25.3 *	10.0	3.0	20.0	22.0	68.4
29	—	—	3.0	3.0	25.2 *	10.0	3.0	20.0	22.0	84.6 *
30	—	—	1.0	5.1	25.3 *	14.0	3.0	20.0	22.0	83.2 *
元	—	—	1.0	4.6	25.2 *	10.0	3.0	20.0	22.0	81.4 *
2	—	—	6.0	4.5	25.2 *	10.0	7.0	—	13.0	76.8 *
3	—	—	6.1	6.0	25.2 *	10.0	7.0	25.0	24.9	65.7 *
4	—	—	5.5	6.4	25.2 *	10.0	7.0	20.0	25.0	104.2 *
5	—	—	5.5	4.5	25.2 *	10.0	7.0	20.0	13.0	99.1 *
	—	—	—	—	—	—	—	—	—	85.2 *

*調査用等の放流を含む

年度	(単位：千個)										計
	水見市	高岡市	射水市	富山市	滑川市	魚津市	黒部市	入善町	朝日町	計	
55	35.5	1.0	—	—	—	—	—	13.0	—	49.5	
56	19.2	8.3	—	—	—	0.2	—	15.4	—	43.1	
57	19.4	9.3	—	—	—	—	—	9.0	—	37.7	
58	42.6	16.0	—	—	—	—	—	—	—	58.6	
59	52.7	14.2	—	—	—	—	—	—	—	66.9	
60	79.0	8.1	—	—	—	—	—	—	—	87.1	
61	54.0	7.0	—	—	7.5	5.0	—	5.0	—	78.5	
62	44.6	16.6	—	—	9.2	5.0	—	—	—	75.4	
63	28.2	10.5	—	—	4.0	—	—	—	—	42.7	
元	29.7	8.0	—	—	5.2	19.0	—	—	—	61.9	
2	54.9	10.0	—	—	8.0	1.7	—	—	—	74.6	
3	58.5	25.6	—	—	3.8	—	—	3.0	—	90.9	
4	46.3	25.0	—	—	11.0	—	—	9.5	—	91.8	
5	25.0	27.0	—	—	12.4	—	—	13.0	6.0	83.4	
6	25.0	28.0	—	—	10.0	—	—	12.5	0.9	76.4	
7	28.6	27.7	—	—	10.0	—	—	14.3	10.0	90.6	
8	36.0	40.0	—	—	8.0	—	—	18.0	12.5	114.5	
9	25.0	22.0	—	—	—	—	—	—	50.0	97.0	
10	25.7	8.0	—	—	—	—	—	—	6.0	39.7	
11	27.0	—	—	—	—	—	—	—	7.0	34.0	
12	30.0	8.0	—	—	—	—	—	—	4.0	42.0	
13	33.6	8.0	—	—	—	—	—	—	—	41.6	
14	34.6	66.3	—	—	—	—	—	—	—	100.9	
15	10.3	12.1	—	—	—	—	—	—	—	22.4	
16	20.0	12.0	—	—	—	—	—	—	—	32.0	
17	22.0	34.0	—	—	—	—	—	—	—	56.0	
18	19.6	38.9	—	—	—	—	—	—	—	58.5	
19	30.8	6.2	10.0	1.7	12.0	—	—	—	14.6	75.3	
20	33.0	6.6	10.0	2.0	13.0	5.0	—	—	14.9	84.5	
21	20.4	4.1	10.0	2.0	13.0	—	—	—	26.0	75.5	
22	12.0	12.0	10.0	2.0	11.0	—	—	—	19.0	66.0	
23	—	20.0	20.0	2.0	27.7	—	—	—	34.5	104.2	
24	—	20.0	24.5	2.0	15.0	—	—	—	34.5	96.0	
25	—	20.0	3.8	2.0	7.5	—	—	—	17.0	50.3	
26	—	20.0	1.1	1.4	5.2	—	—	—	12.0	39.7	
27	—	14.0	3.0	2.0	15.0	5.0	—	—	13.9	52.9	
28	—	14.0	2.0	2.0	10.0	4.0	—	—	16.1	48.1	
29	—	12.0	2.3	1.0	5.0	2.0	—	—	8.0	30.3	
30	—	8.0	—	—	6.6	—	—	—	—	14.6	
元	—	7.0	—	3.0	7.0	5.0	—	—	16.2	38.2	
2	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0.0	
3	—	3.0	—	—	—	—	—	—	—	3.0	
4	—	3.0	—	—	—	—	—	—	—	3.0	
5	—	—	—	—	1.5	1.0	2.0	—	—	5.5	10.0

(2) 養殖業の現況

富山県沿岸は、冬季の激しい波浪や急深な海底地形等の海域特性もあり、ワカメ、コンブ、サクラマス、ギンザケ等の海面養殖が一部で行われている。また、陸上施設においては、サクラマス、イワナ、バナメイ、ヒビ等の養殖が営まれている。

第5 沿岸漁場整備開発

今後の漁業発展の方向に応じて沿岸漁業の基盤たる沿岸漁場の整備および開発を図り、もって沿岸漁業の安定的発展と水産物の供給の増大に寄与することを目的として、沿岸漁場整備開発計画制度が、昭和49年、沿岸漁場整備開発法により創設された。平成5年度まで、3次にわたる沿岸漁場整備計画が策定され、魚礁設置や増養殖場造成等の沿岸漁場整備事業が、総合的かつ計画的に進められてきた。我が国沿岸漁業の動向等を踏まえ、平成6年度から、「つくり育てる漁業」の推進、「青く豊かな海」の確保及び地域の活性化を図る総合的整備の推進を基本目標とした第4次沿岸漁場整備開発計画により、沿岸漁場の整備開発を推進してきた。平成14年度から、昨今の水産業・漁村をめぐる諸課題に的確に対応した漁港・漁場の総合的、計画的な整備を実施するため、「漁港漁場整備法」に基づき、漁港漁場整備長期計画により、沿岸漁場の整備開発を推進してきた。

表5—1 我が国の沿岸漁場整備開発の実施状況

区分	第1次計画		第2次計画		第3次計画		第4次計画	
	実施状況		実施状況		実施状況		実施状況	
1 計画期間	昭51～56 年度 (6ヵ年)		昭57～62 年度 (6ヵ年)		昭63～平 5年度 (6ヵ年)		平6～13 年度 (8ヵ年)	
2 総事業費	億円	億円(%)	億円	億円(%)	億円	億円(%)	億円	億円(%)
(1) 魚礁設置事業	658	667(101)	1,400	1,090(78)	1,400	1572(112)	1,600	2299(144)
(2) 増養殖場造成 事業	1,087	775(71)	1,900	1,124(59)	2,000	1591(80)	2,300	2678(116)
(3) 沿岸漁場保全 事業	88	69(78)	100	76(76)	100	136(136)	300	407(136)
(4) 開発調査(直轄) 小計	5		3,400	2,290(67)	3,500	3299(94)	4,200	5384(128)
(5) 地方単独費 調整費 (第1次は予備費)	—		—		—		200	164(82)
合計	1,838	1,511(82)	600		1,300		1,600	
合計	2,000	1,511(76)	4,000	2,290(57)	4,800	3,299(69)	6,000	5,548(92)

本県においては、外海に比べ高い基礎生産力を有している沿岸域において、天然資源を維持するとともに、放流される幼稚仔の減耗を防ぎ、放流水域に定着させるために、増殖場の造成や魚礁を設置している。

増殖場の造成については、地先水域に定着性が高く、漁場管理が容易であり、また比較的魚価が高くかつ安定しているアワビ・サザエ等の増産及びクロダイ等の幼稚魚の保護育成を、魚礁の設置については、タイ及びマアジ等の回遊魚の餌集、ソイ及びヒラメ等の底魚の生活圏の拡大、放流幼稚魚の保護育成を図るために、昭和51～56年度の第1次沿岸漁場整備開発事業期間に総事業費235百万円で魚礁設置事業

(並型魚礁設置事業)を14地区、増殖場造成事業(小規模増殖場造成事業)を3地区実施した。昭和57～62年度の第2次沿岸漁場整備開発事業期間に578百万円で魚礁設置事業(並型魚礁設置事業)を7地区、増殖場造成事業(小規模増殖場造成事業4地区、大規模増殖場造成事業1地区)を5地区実施した。昭和63年～平成5年度の第3次漁場整備開発事業期間に、総事業費163百万円で魚礁設置事業(並型魚礁設置事業)を3地区、増殖場造成事業(地先型増殖場造成事業)を3地区実施した。平成6年～平成13年度の第4次漁場整備開発事業期間には、総事業費354百万円で魚礁設置事業(並型魚礁設置事業)を5地区、増殖場造成事業(広域型増殖場造成事業)を1地区、沿岸漁場保全事業(大規模漁場保全事業)を1地区実施した。平成14～18年度の漁港漁場整備長期計画には、総事業費368百万円で、増殖場造成事業を平成12～14年度事業で1地区、平成15～18年度事業で1地区、平成16～18年度事業で1地区実施している。平成19年度以降の漁港漁場整備長期計画において、漁場整備に位置づけられたものはない。

表5—2 本県の沿岸漁場整備開発の実施状況

区分	第1次計画	第2次計画		第3次計画		第4次計画		漁港漁場整備計画	実施箇所
		実施箇所	実施箇所	実施箇所	実施箇所	実施箇所	実施箇所		
1 実施期間	昭和53～56年度 (4ヵ年) 千円		昭和57～62年度 (6ヵ年) 千円		昭和63～平成5年度 (6ヵ年) 千円		平成6～13年度 (8ヵ年) 千円		平成14～18年度 (5ヵ年) 千円
2 事業費									
(1) 沿岸漁場整備開発事業									
① 魚礁設置事業	110,448	14 地区	38,682	7 地区	20,311	3 地区	99,567	5 地区	
② 増養殖場造成事業	125,000	3 地区	539,648	5 地区	142,238	3 地区	51,000	1 地区	
③ 沿岸漁場保全事業	—		—		—		102,000	1 地区	
小 計	235,448		578,330		162,549		252,567		
(2) 漁港漁場機能高度化事業							101,500	1 地区	278,452 2 地区
① 魚礁設置事業							101,500		278,452
② 増養殖場造成事業									
③ 沿岸漁場保全事業									
小 計									
(3) 地域水産物供給基盤整備事業								90,000	1 地区
① 魚礁設置事業									
② 増養殖場造成事業									
③ 沿岸漁場保全事業									
小 計								90,000	
3 調査費	千円		千円		千円		千円		千円
(1) 大規模増殖場造成	—		10,000		—		—		—
(2) 基礎調査(補助)	—		—		15,500		—		—
(3) 基礎調査(委託)	300		2,000		1,800		—		—
小 計	300		12,000		17,300		—		—
合 計	235,748		590,330		179,849		354,067		368,452

1 並型魚礁設置事業

区分 年度	事業主体	実施箇所	事業量	事業費 (千円)	国費 (千円)	県費 (千円)	地元 (千円)	備考
第昭53	新湊市 魚津漁協	富山新港東灯台よりT.B75° 魚津港北灯台よりT.B26°	1,900m 1,200m	かまぼこ型魚礁135空m ³ ジャパンボ型魚礁130空m ³	10基 12基	13,800 13,860	6,900 6,930	4,600 4,620
	小計	2 地区				27,660	13,830	2,310
	監督費				—	—	4,610	2,910空m ³
	計				—	—	—	—
第昭54	新湊市 新湊市 魚津市 飯野漁協	富山新港東灯台よりT.B67° 富山新港東灯台よりT.B83° 経田漁港北防波堤灯台よりT.B240° 入善町平曽川河口台よりT.B335°	1,380m 3,100m 1,350m 600m	スミリーフB型魚礁122.5空m ³ スミリーフB型魚礁122.5空m ³ ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ ジャングルジム型魚礁172.6空m ³	5基 5基 4基 4基	14,400	7,200	4,800
	小計	4 地区			7,200	3,600	2,400	613空m ³
	監督費				7,100	3,550	2,366	613空m ³
	計				28,700	14,350	9,566	690空m ³
1 次沿	新湊市 新湊市 滑川市 入善町 小計	富山新港東灯台よりT.B68° 富山新港東灯台よりT.B83° 滑川市漁港防波堤灯台よりT.B30° 入善漁港東防波堤灯台よりT.B58° 監督費	1,410m 3,500m 520m 2,400m	ボリコン型魚礁122空m ³ ボリコン型魚礁122空m ³ ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ ジャングルジム型魚礁172.6空m ³	4基 4基 4基 4基	14,300	7,150	4,767
					7,150	3,575	2,383	488空m ³
昭55					7,150	3,575	1,192	488空m ³
		4 地区			28,600	14,300	9,533	690空m ³
					700	350	350	690空m ³
	計				29,300	14,650	9,866	690空m ³
第昭56	入善町 黒部市 魚津市 新湊市	入善漁港東防波堤灯台よりT.B58° 黒部漁港灯台よりT.B191° 魚津港北防波堤灯台よりT.B240° 富山新港東灯台よりT.B83°	2,400m 2,550m 1,400m 3,500m	ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ 十字B型魚礁77.56空m ³	3基 3基 3基 6基	5,790 5,940 5,940 5,940	2,895 2,970 2,970 2,970	1,930 1,980 1,980 1,980
	小計	4 地区			23,610	11,805	7,870	990
	監督費				578	289	289	465空m ³
	計				24,188	12,094	8,159	2,019空m ³
第1次沿整計	14 地区				110,448	55,224	37,128	9,891空m ³

年度	区分	事業主体	実施箇所	事業量	事業費(千円)	県費(千円)	地元費(千円)	備考
第昭57 2 次 沿	黒部市	黒部漁港灯台よりT.B189° 2,400m	ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ 、 空m ³ 2基、1基	65	4,986	2,493	1,662	831
		魚津市	経田漁港灯台よりT.B247° 800m	ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ 、 空m ³ 2基、1基	65	4,986	2,493	1,662
	新湊市	富山新港東灯台よりT.B60° 1,460m	1.5t角单体礁 120基		5,022	2,511	1,674	837
		小計			14,994	7,497	4,998	2,499
	監督費				372	186	186	—
		計			15,366	7,683	5,184	2,499
	黒部市	生地鼻灯台よりT.B341° 2,000m	ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ 3基	5,544	2,772	1,848	924	518空m ³
		魚津市	経田漁港灯台よりT.B249° 1,500m	ジャングルジム型魚礁65空m ³ 7基	5,610	2,805	1,870	935
	小計	2 地区			11,154	5,577	3,718	1,859
		監督費			240	120	120	—
昭58 昭59 昭60 整	黒部市	黒部漁港灯台よりT.B189° 2,400m	ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ 3基	5,808	2,904	1,936	968	518空m ³
		小計	1 地区		5,808	2,904	1,936	968
	監督費				144	72	72	—
		計			5,952	2,976	2,008	968
	黒部市	黒部漁港灯台よりT.B189° 2,400m	ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ 3基	5,826	2,913	1,942	971	518空m ³
		小計	1 地区		5,826	2,913	1,942	971
	監督費				144	72	72	—
		計			5,970	2,985	2,014	971
	第2次沿整計		7 地区		38,682	19,341	13,044	6,297
	黒部市	黒部漁港灯台よりT.B189° 2,400m	ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ 3基	6,316	3,158	2,106	1,052	518空m ³
		小計	1 地区		6,316	3,158	2,106	1,052
第3次 沿整	監督費				158	79	79	—
		計			6,474	3,237	2,185	1,052
	朝日町	宮崎漁港灯台よりT.B270° 2,150m	ジャングルジム型魚礁172.6空m ³ 3基	6,500	3,250	2,167	1,083	518空m ³
		小計	1 地区		6,500	3,250	2,167	1,083
	監督費				162	81	81	—
		計			6,662	3,331	2,248	1,083

年度	区分	事業主体	実施箇所	事業量	事業費(千円)	累積費(千円)	地元費(千円)	備考	
第3次沿整	平5	朝日町	宮崎漁港灯台よりT.B60° 3,110m	ジャングルジム型魚礁118.7空m ³ 4基	7,000	3,500	2,334	1,166 475空m ³	
		小計	1 地区		7,000	3,500	2,334	1,166 475空m ³	
	監督費				175	87	88	—	
第3次沿整	第3次沿整計				7,175	3,587	2,422	1,166	
			3 地区		20,311	10,155	6,855	3,301	
		新湊市	新湊東防波堤灯台よりT.B83° 3,130m	鋼製組立魚礁463空m ³ 2基	13,770	6,885	4,590	2,295 926空m ³	
第4次沿	平6	小計	1 地区		13,770	6,885	4,590	2,295 926空m ³	
		監督費			344	172	172	—	
					14,114	7,057	4,762	2,295	
第4次沿	平7	新湊市	新湊東防波堤灯台よりT.B83° 3,180m	鋼製組立魚礁463空m ³ 3基	19,828	9,914	6,610	3,304 1,389空m ³	
		小計	1 地区		19,828	9,914	6,610	3,304 1,389空m ³	
		監督費			495	247	248	—	
第4次沿	平8	黒部市			20,323	10,161	6,858	3,304	
			黒部漁港灯台よりT.B185° 2,638m	鋼製組立魚礁413空m ³ 3基	19,184	9,592	6,394	3,198 1,239空m ³	
			1 地区		19,184	9,592	6,394	3,198 1,239空m ³	
第4次沿	平10	小計			383	191	192	—	
		監督費			19,567	9,783	6,586	3,198	
					22,333	11,114	7,409	3,810 1,216空m ³	
第4次沿	平11	水見市	水見漁港北防波堤灯台よりT.B85° 560m	鋼製組立魚礁304空m ³ 4基	22,333	11,114	7,409	3,810 1,216空m ³	
		小計	1 地区		22,333	11,114	7,409	3,810 1,216空m ³	
		監督費			444	222	222	—	
第4次沿	第4次沿整計				22,777	11,336	7,631	3,810	
		水見市	水見漁港北防波堤灯台よりT.B72° 400m	鋼製組立魚礁304空m ³ 4基	22,340	11,170	7,447	3,723 1,216空m ³	
		小計	1 地区		22,340	11,170	7,447	3,723 1,216空m ³	
第4次沿		監督費			446	223	223	—	
					22,786	11,393	7,670	3,723	
			5 地区		99,567	49,730	33,507	16,330 5,986空m ³	

2 地先型増殖場造成事業（旧幼稚仔保育場、小規模増殖場）

区分 年度	事業主体	実施箇所 (対象生物)	事業量	事業費 (千円)	国費 (千円)	県費 (千円)	地元 (千円)	備考
第1次 沿整	昭54 富山県 氷見市女良地先 (マダイ)	造成面積 ポリコン平面型魚礁 テラスラム型魚礁	2.040ha 31基 20基	40,000	24,000	16,000	—	(幼稚仔保育場 造成事業)
	昭55 富山県 魚津市青島地先 (アワビ、サザエ)	造成面積 ふとんかご 捨石 コーケンプロック 2段型アワビ育成礁 3段型アワビ育成礁 ペインプロックV型育成礁	0.538ha 100個 2,100m ³ 116個 80基 12基 10基	40,000	24,000	14,000	2,000	(幼稚仔保育場 造成事業)
	昭56 富山県 滑川市中川原地先 (アワビ、サザエ)	造成面積 ふとんかご 捨石 コーケンプロック 井桁積4段型アワビ礁 アワビ石詰礁 重層式アワビ礁	0.647ha 110個 2,550m ³ 150個 5基 9基 4基	45,000	27,000	15,750	2,250	(幼稚仔保育場 造成事業)
第2次 沿整	第1次沿整計	3地区		125,000	75,000	45,750	4,250	3.225ha
	魚津市青島地先 (アワビ、サザエ)	造成面積 ふとんかご 捨石 コーケンプロック 井桁積4段型アワビ礁	0.570ha 75個 1,381m ³ 116個 15基	30,400	18,240	10,640	1,520	(小規模増殖場 造成事業)
	高岡市岩崎鼻地先 (アワビ、サザエ)	造成面積 M型プロック 特殊角型アワビ礁	0.680ha 1,233m ³ 184個 8基	39,600	23,760	13,860	1,980	(小規模増殖場 造成事業)
第2次 沿整	入善町吉原地先 (サザエ)	造成面積 捨石 着底礁プロック	0.486ha 2,676m ³ 40基	49,350	29,610	17,273	2,467	(小規模増殖場 造成事業)

年度	区分	事業主体	実施箇所 (対象生物)	事業量	事業費 (千円)	国費 (千円)	県費 (千円)	地元 (千円)	備考
第2次沿整	昭59	富山県	魚津市道下地先 (アワビ)	造成面積 ふとんかご 捨石 コーンブロック 井桁積4段型アワビ礁	0.637ha 107個 2,870m ³ 134個 12基	44,560	26,736	15,596	2,228 (小規模増殖場 造成事業)
	第2次沿整計		4 地区						
第3次沿整	昭63	富山県	氷見市薮田地先 (アワビ)	造成面積 ふとんかご 捨石 コーンブロック	0.552ha 99個 4,300m ³ 116個	44,807	23,172	19,318	2,317 (小規模増殖場 造成事業)
	第3次沿整計		3 地区						
第3次沿整	平元	富山県	氷見市宇波地先 (アワビ)	造成面積 ふとんかご 捨石 コーンブロック	0.552ha 107個 4,300m ³ 116個	47,431	24,522	20,457	2,452 (小規模増殖場 造成事業)
	第3次沿整計		3 地区						
第3次沿整	平3	富山県	入善町芦崎地先 (アワビ)	造成面積 ふとんかご 捨石 石詰礁	0.464ha 64個 3,710m ³ 32基	50,000	25,000	22,500	2,500 (小規模増殖場 造成事業)
	第3次沿整計		3 地区						
					142,238	72,694	62,275	7,269	1.568ha

3 広域型増殖場造成事業（旧大規模増殖場）

区分 年度	事業主体	実施箇所 (対象生物)	事業量	事業費 (千円)	県費 (千円)	地元 (千円)	備考
第2次沿整	昭58 富山県	氷見地区(小杉) (サザエ)	造成面積 着底礁プロック 83基	0.084ha 42,000	25,200	14,700	2,100 (大規模増殖場 造成事業)
	昭59 富山県	氷見地区(薮田～小杉) (サザエ)	造成面積 着底礁プロック 稚貝保護ブロック 7基 1,469個	0.204ha 46,000	27,600	16,100	2,300 (大規模増殖場 造成事業)
第2次沿整	昭60 富山県	氷見地区(薮田～小境) ①工区(薮田～小境) ②工区(小境～中波) (サザエ)	造成面積 着底礁プロック 稚貝保護ブロック 捨石 98基 1,850個 609m ³	0.448ha 101,818	55,999	40,728	5,091 (大規模増殖場 造成事業)
	昭61 富山県	氷見地区(小境～大境～脇) ①工区(大境～脇) ②工区(小境～大境) (サザエ)	造成面積 着底礁プロック 稚貝保護ブロック 捨石 115基 2,020個	0.383ha 115,000	57,500	51,750	5,750 (大規模増殖場 造成事業)
第2次沿整	昭62 富山県	氷見地区(阿尾、女良) (サザエ)	造成面積 着底礁プロック 稚貝保護ブロック 捨石 67基 552個 1,276m ³	0.448ha 70,920	35,460	31,914	3,546 (大規模増殖場 造成事業)
	第2次沿整計	5 地区		375,738	201,759	155,192	18,787 1.567ha
第4次沿整	平12 氷見市	氷見地区(氷見) (クロダイ)	造成面積 自然石投石 4,695m ³	0.48ha 50,000	25,000	5,000 20,000	H12～14 (大規模 増殖場造成事業 及び漁港機械 能高度化事業)
	第4次沿整計	1 地区		1,000	500	500 —	51,000 25,500 20,000

4 水産物供給基盤整備事業

年 度 区分	事 業 主 体	集 施 箇 所 (対象生物)	事 業 量	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	県 費 (千円)	地 元 (千円)	備 考
漁港	平13 氷見市	氷見地区(氷見) (クロダイ)	造成面積 自然石投石 9,505m ³	100,000	50,000	10,000	40,000	H12~14 (大規模増殖場 造成事業及び漁 港漁場機能高度 化事業)
	監督費 計			1,500	750	750	—	
	平14 氷見市	氷見地区(氷見) (クロダイ)	造成面積 自然石投石 11,000m ³	101,500	50,750	10,750	40,000	
漁場機能高 度化	監督費 計			108,000	54,000	10,800	43,200	
	平16 入善町	入善地区(横山、吉原) (ヒラメ、マダイ、アワビ)	測量、設計 コンクリートブロック製作 A型105個(上)、B型104個(下)	1,580	790	790	—	
	監督費 計			109,580	54,790	11,590	43,200	
	平17 入善町	入善地区(横山、吉原) (ヒラメ、マダイ、アワビ)	造成面積 コンクリートブロック製作 A型113個(上)、B型114個(下) 上記ブロック据付 A型180個(上)、B型180個(下) 餌料培養礁製作、据付 5基	24,000	12,000	1,200	10,800	H16~18 (漁港漁場機能 高度化事業)
	監督費 計			110,000	10,000	1,180	8,820	
	平18 入善町	入善地区(横山、吉原) (ヒラメ、マダイ、アワビ)	造成面積 コンクリートブロック製作 A型142個(上)、B型142個(下) 上記ブロック据付 A型180個(上)、B型180個(下) 餌料培養礁製作、据付 5基	600	300	300	—	
	監督費 計			24,600	12,300	1,500	10,800	
				34,272	17,136	2,696	13,440	

区分 年度	事業主体	実施箇所 (対象生物)	事業量	事業費 (千円)	累積費 (千円)	地元 (千円)	備考
地域水産物供給基盤整備	平15 氷見市 監督費	氷見地区(薮田) (クロダイ)	造成面積 自然石投石 2,800m ³	0.296ha 35,000	17,500 3,500	14,000	
	平16 氷見市 監督費	氷見地区(薮田) (クロダイ)	造成面積 自然石投石 1,600m ³	0.174ha 20,000	10,000 2,000	8,000	H15~17 (地域水産物供 給基盤整備事 業)
	平17 氷見市 監督費	氷見地区(薮田) (クロダイ)	造成面積 自然石投石 2,160m ³	0.216ha 20,000	10,000 2,000	8,000	
	平18 氷見市 監督費	氷見地区(薮田) (クロダイ)	造成面積 自然石投石 1,540m ³	0.154ha 15,000	7,500 1,500	6,000	H18 (漁村再生交付 金)
漁村再生交付金	平26 入善町 監督費	入善町(神子沢、田中) (ヒラメ、アワビ)	測量、設計、囲い礁制作 造成面積 自然石投石 1,079m ³	0.200ha 38,302	19,151 3,830	15,321	
	平27 入善町 監督費	入善町(神子沢、田中) (ヒラメ、アワビ)	造成面積 自然石投石 2,050m ³	0.380ha 46,000	23,000 4,600	18,400	H26~29 (漁村再生交付 金)
	平28 入善町 監督費	入善町(神子沢、田中) (ヒラメ、アワビ)	造成面積 自然石投石 480m ³	0.090ha 10,000	5,000 1,000	4,000	
	平29 入善町 監督費	入善町(神子沢、田中) (ヒラメ、アワビ)	造成面積 自然石投石 713m ³	0.080ha 8,532	4,266 853	3,413	

5 大規模漁場保全事業

年度	区分	事業主体	事業内容	事業費(千円)	国費(千円)	県費(千円)	地元(千円)	備考
第4次	平8	水見市	ヘドロ浚渫 1.00ha	25,500	12,750	2,750	10,000	H8～10年度事業
	平9	水見市	ヘドロ浚渫 1.90ha	32,640	16,320	3,520	12,800	H8～10年度事業
	平10	水見市	ヘドロ浚渫 2.68ha	43,860	21,930	4,730	17,200	H8～10年度事業
	第4次沿整計		5.58ha	102,000	51,000	11,000	40,000	

6 大規模増殖場造成事業調査

年度	区分	事業主体	事業内容	事業費(千円)	国費(千円)	県費(千円)	地元(千円)	備考
第2次	昭57	富山県	氷見地区大規模増殖場造成事業調査深浅測量 氷見地区大規模増殖場造成事業調査藻場分布図作成 小規模増殖場等効果調査	10,000	6,000	4,000	—	

7 沿岸漁場総合整備開発基礎調査

年度	区分	事業主体	事業内容	事業費(千円)	国費(千円)	県費(千円)	地元(千円)	備考
第3次	平3	富山県	富山海域空中写真測量	5,000	2,500	2,500	—	
	平4	富山県	富山海域漁業環境マップ図化	5,000	2,500	2,500	—	
	平5	富山県	富山海域漁業環境マップ印刷	5,500	2,750	2,750	—	
	第3次沿整計	1 地区		15,500	7,750	7,750	—	

8 沿岸漁場整備開発基礎調査委託事業

年 度 区分	事 業 容	事 業 費 (千円)	国 費 (千円)	県 費 (千円)	地 元 (千円)	備 考
昭55	第2次沿岸漁場整備開発計画策定 1式	300	300	—	—	
昭61	第3次沿岸漁場整備開発計画策定 1式	1,000	1,000	—	—	
昭62	第3次沿岸漁場整備開発計画策定 1式	1,000	1,000	—	—	
平4	第4次沿岸漁場整備開発計画策定 1式	1,000	1,000	—	—	
平5	第4次沿岸漁場整備開発計画策定 1式	800	800	—	—	

第6 漁場環境

1 富山湾の概況

富山湾は3種類の海水が層を成している。300mより深い部分は年間を通じて低温な日本海固有水(深層水)が占め、その上層には温暖な対馬暖流系水がある。さらに岸近くの表層には、黒部川、常願寺川、神通川、庄川および小矢部川の一級河川5水系をはじめ、300以上の河川から河川水が流入するため、塩分の低くなった沿岸表層水が分布している。

水産資源を持続的に利用していくためには、富山湾の漁場環境を良好に保全していくことが重要であり、県では漁業関係者と連携して漁場環境の監視を行っている。

2 沿岸部の水質

漁場環境保全推進事業により、令和5年度の調査は、図6-1に示した36定点のうち、黒部川以東の6漁場及び千ヶ淵を除く29定点の計画で行った。

(1) 調査結果の概要

表層の測定項目ごとの最低値および最高値は、表6-1のとおりであった。なお、高峰の沿岸と沖合、大門沖の3定点については採水がなかった。

表6-1 測定項目ごとの最低値および最高値(27定点)

測定項目	最低値	最高値
pH	7.41	8.52
塩分(PSU)	0.93	34.50
COD(mg/L)	0.1	3.7
濁度(ppm)	0.20	27.12

各定点の表層において測定項目ごとに見てみると、pHの年平均値については、7.75~8.24の範囲であり、小矢部川前(7.75)以外では、水産用水基準(7.8~8.4)を満たしていた。

CODの年平均値については、0.3 mg/L(大垣)から1.5 mg/L(小矢部川前)の範囲であった。

(2) 赤潮の発生

赤潮の発生確認件数の推移を図6-2に示した。令和5年度は、赤潮の発生は確認されなかった。

※赤潮の判定基準:

海水1mlあたり、珪藻類の場合は 10^4 細胞以上、ヤコウチュウの場合は数百個体以上が認められ、かつ海域が相当範囲に変色していた時を赤潮とした。

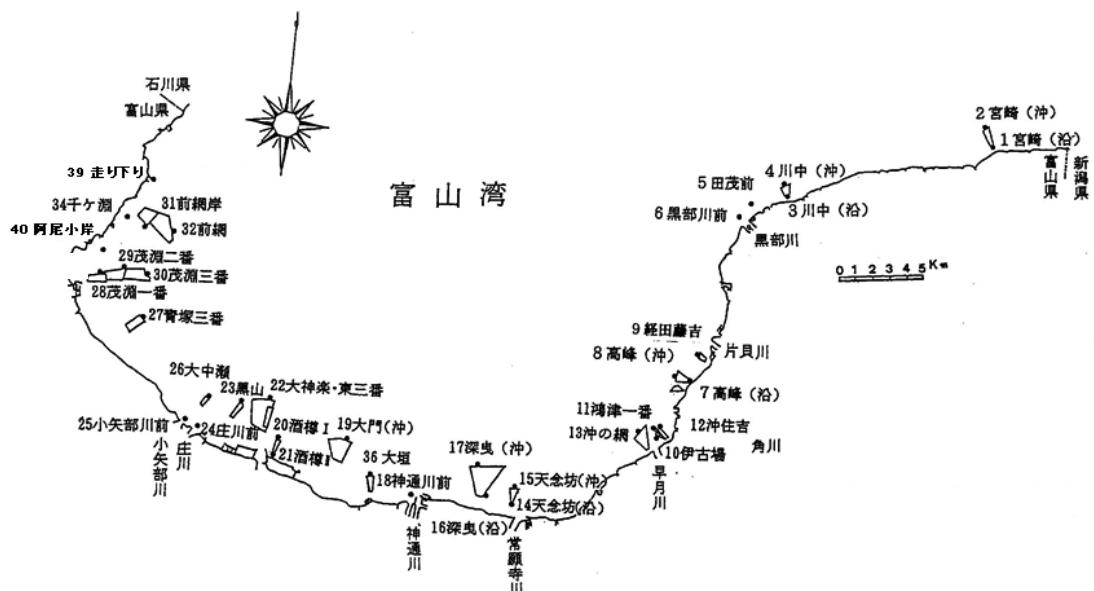


図 6－1 令和 5 年度漁場環境保全推進事業調査定点

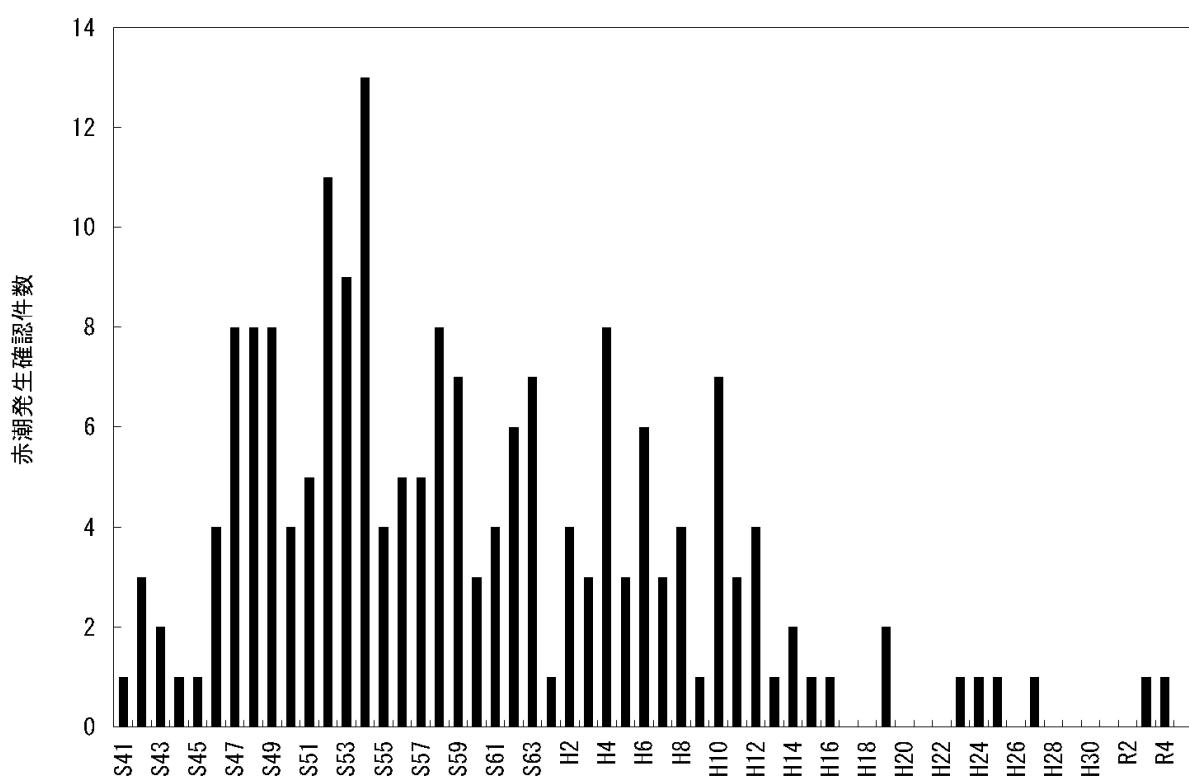


図 6－2 富山県沿岸における赤潮発生確認件数の推移（県水産研究所調べ）

第7 漁船の勢力

1 概 情

本県の漁船保有隻数は、令和5年12月末で1,166隻、10,046.77トンとなっている。その内訳は、海水動力漁船722隻(9,588.24トン)、海水無動力漁船53隻(383.32トン)、淡水動力漁船4隻(1.30トン)、淡水無動力漁船387隻(72.92トン)である。

本県の海水動力漁船の漁業種類別勢力は、刺網漁業、定置網漁業及び一本つり漁業に従事する漁船が全体の約75%を占めている。

2 最近の動向

漁船機器の整備状況は、エネルギーや労働力の省力化のため、低燃費型の推進機関や揚網機等の整備が進んでいることに加え、海水冷却装置を導入する漁船が増加している。

最近建造される定置網漁業に従事する漁船は、船首甲板が広く揚網作業のしやすい船首拡張船である。

表7—1 海水動力漁船種類別勢力数 (各年12月31日現在)

	令和2年		令和3年		令和4年		令和5年	
	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数	隻数	総トン数
総数	784	10,327.62	760	10,086.25	751	10,132.47	722	9,588.24
採介藻	46	41.54	47	41.24	46	52.81	45	43.21
定置	220	1,740.63	214	1,718.40	215	1,762.68	203	1,644.96
一本つり	143	419.01	135	226.83	134	232.35	127	218.15
はえなわ	78	417.14	75	418.13	71	406.01	71	391.54
刺網	229	1,056.00	223	1,039.41	219	1,033.67	210	1,018.53
敷網	4	601.97	4	601.97	4	601.97	4	601.97
底びき網	27	179.55	26	174.69	26	174.69	27	180.59
ひき網	6	20.99	5	17.79	6	22.69	6	22.69
かつお ・まぐろ	12	5,581.00	12	5,578.00	12	5,578.00	11	5,199.00
官公庁船	15	260.89	15	260.89	14	258.70	14	258.70
雑漁業	4	8.90	4	8.90	4	8.90	4	8.90

表7—2 漁船勢力の推移（漁船隻数及び総トン数、総トン数別隻数）

(各年12月31日現在)

区分 年	無動力 船隻数	動 力 漁 船										
		合 計		総トン数階層別隻数								
		隻 数	総トン数	1トン 未満	1～ 3	3～ 5	5～ 10	10～ 20	20～ 30	30～ 100	100～ 200	
平成 22 年	76 (375)	992 (21)	11,098 (5)	351 (21)	253	162	83	121	0	1	8	13
平成 23 年	72 (439)	959 (22)	9,639 (5)	328 (22)	253	162	79	120	0	1	5	11
平成 24 年	70 (441)	930 (18)	10,447 (4)	306 (18)	246	159	80	119	0	1	7	12
平成 25 年	67 (423)	903 (18)	10,748 (4)	295 (18)	236	157	77	116	0	1	9	12
平成 26 年	63 (422)	898 (18)	11,236 (4)	288 (18)	234	159	77	117	0	1	9	13
平成 27 年	66 (405)	866 (19)	11,106 (5)	274 (19)	228	152	77	112	0	1	9	13
平成 28 年	62 (405)	844 (19)	10,242 (4)	256 (18)	227	154	76	110	0	1	9	11
平成 29 年	61 (398)	823 (16)	9,551 (4)	249 (16)	225	150	73	107	0	1	8	10
平成 30 年	61 (416)	806 (15)	9,999 (4)	243 (15)	221	142	73	107	0	1	8	11
令和元年	60 (404)	790 (13)	9,950 (3)	236 (13)	217	138	73	106	0	1	8	11
令和2年	60 (400)	784 (13)	10,328 (3)	235 (13)	222	134	68	104	0	1	8	12
令和3年	58 (399)	760 (13)	10,086 (3)	230 (13)	211	127	69	103	0	1	7	12
令和4年	57 (396)	751 (4)	10,132 (1)	216 (4)	211	129	68	107	0	1	7	12
令和5年	53 (387)	722 (4)	9,588 (1)	212 (4)	199	126	69	97	0	1	7	11

注) ()内は淡水漁船、外数

(水産漁港課・漁船統計表)

第8 水産物の流通加工

1 水産加工

本県における品目別の水産加工品の生産量は、これまで農林水産省が実施する水産加工統計調査に基づき把握してきたが、令和2年調査から品目別生産量の上位80%までに含まれる都道府県を調査対象とする主産県調査に変更されたことに伴い、本県における品目別の生産量を毎年把握することが困難となった。

本県において令和4年調査の対象となった品目およびその生産量は、昆布佃煮で1,278トンであった。

表8—1 加工生産量の推移（参考）

（単位：トン）

品 目	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
素干し品	167	219	243	208	200	185	179	229
塩干し品	1,384	1,346	1,218	953	1,188	1,258	811	944
煮干し品	83	61	57	73	35	32	32	32
くん製品	χ	χ	χ	χ	21	17	22	12
塩蔵品	39	42	24	24	31	15	20	25
節類	χ	χ	228	χ	χ	χ	χ	χ
ねり製品	χ	χ	χ	χ	χ	χ	χ	2,704
うちかまぼこ類	3,088	3,018	2,989	2,976	2,915	3,087	2,804	2,704
冷凍水産物	4,262	3,960	4,333	6,108	5,800	3,012	5,005	4,134
その他の水産加工	5,468	5,457	3,840	3,978	2,785	2,723	3,116	2,978
冷凍食品	293	225	χ	166	279	161	91	96

「北陸農林水産統計年報」

注) 「χ」は、秘密保護上統計数値を公表しないもの

2 県内市場における水産物取扱状況

令和4年度における県内10市場における水産物取扱状況を表8-2に示した。総取扱量は34,778トンであり、その内訳は、鮮魚（貝類、淡水魚含む。）28,998トン、冷凍魚3,417トン、加工品（海藻含む。）2,363トンとなっている。

また、総取扱金額は224億52百万円であり、鮮魚156億68百万円、冷凍魚40億75百万円、加工品27億09百万円となっている。

取扱量を市場区分でみると、県民消費につながる「消費地市場」では、鮮魚4,728トン、冷凍魚3,408トン、加工品2,303トンとなっているが、漁業協同組合等が開設している「産地市場」では、鮮魚が24,270トンで取扱量のほとんどを占め、冷凍魚、加工品は極めて少ない。

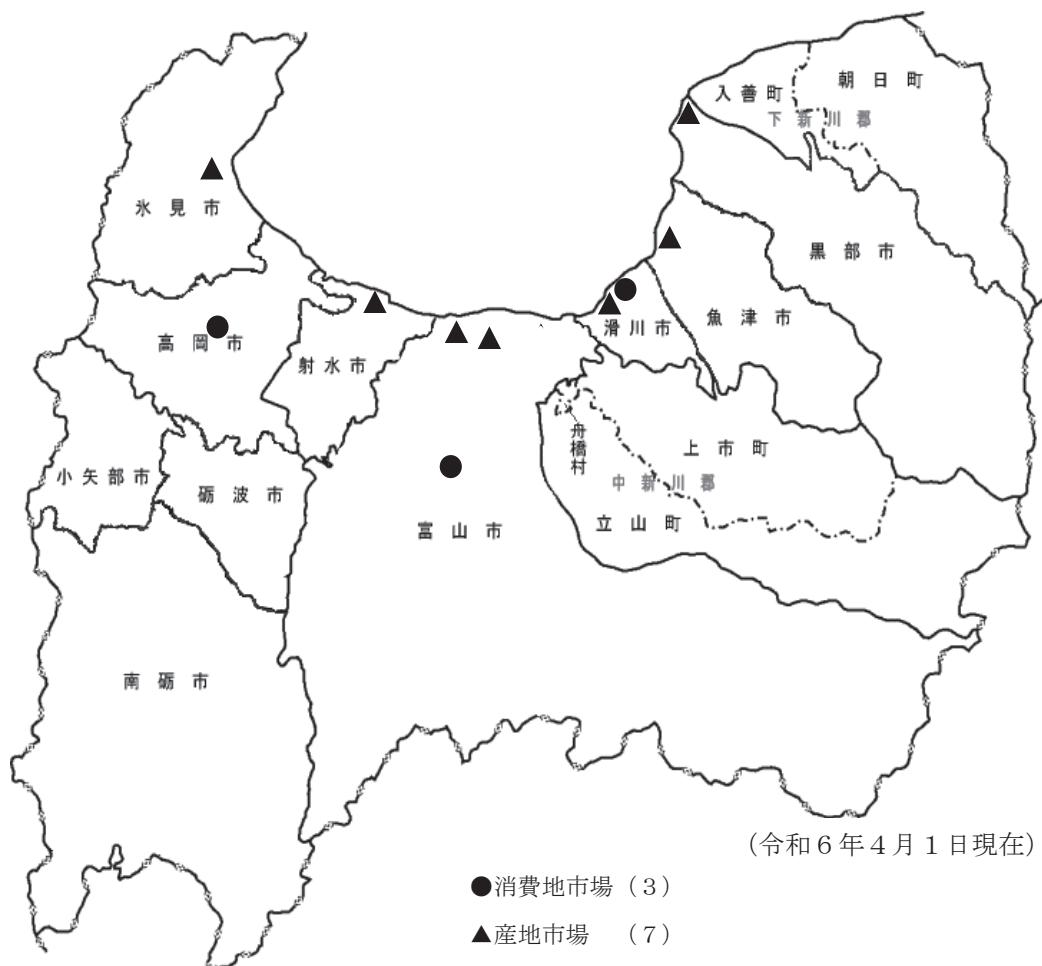


図8-1 水産物市場配置図

表8—2 県内市場における水産物取扱状況（令和4年度）

	取 扱 量 (ト ン)				取 扱 金 額 (百 万 円)			
	鮮 魚 〔淡水魚 貝類含〕	冷凍魚	加工品 (海藻含)	計	鮮 魚 〔淡水魚 貝類含〕	冷凍魚	加工品 (海藻含)	計
全 市 場	28,998	3,417	2,363	34,778	15,668	4,075	2,709	22,452
消費地市場	4,728	3,408	2,303	10,439	5,390	4,071	2,608	12,069
産 地 市 場	24,270	9	60	24,339	10,278	4	101	10,383

「富山県地方卸売市場実態調査」

3 流通加工施設の整備

流通加工施設の整備は、従来、水産物産地流通加工施設高度化対策事業として補助事業であったが、平成17年度からの交付金化により、旧沿岸構造改善事業とともに、『強い水産業づくり交付金』の「産地水産業強化支援」施策の産地水産業強化方針に沿って、漁業者団体、市町村、関係者からなる産地協議会で策定される「産地水産業強化計画」の成果目標を実現するための施設整備支援事業として位置づけられた。平成29年度からは『浜の活力再生交付金』の「水産業強化支援事業」により、漁業者団体、市町村、関係者からなる地域水産業再生委員会で策定される「浜の活力再生プラン」に基づく施設整備支援事業として位置づけられている。

※ 詳細については、「第3章 漁業施設の整備」参照のこと

表8—3 施設の整備状況（沿岸地域流通加工機能強化対策事業）

年度	事業主体	施 設 名	事業費 (千円)	負 担 区 分 (千円)			
				国 費	県 費	市町費	組合費等
10	水 見 水 産 加 工 協	鮮 度 保 持 機 能 向 上 施 設	301,297	100,432	30,129	30,129	140,607
		計	301,297	100,432	30,129	30,129	140,607

第9 水産業協同組合

1 水産業協同組合の概要

令和5年度末日現在における本県の水産業協同組合の数は、沿海地区出資漁協10、業種別出資漁協1、内水面出資漁協14、内水面非出資漁協2、漁業生産組合5、水産加工協4、知事認可連合会3及び大臣認可連合会2の計41組合となっている。

2 沿海地区出資漁協の概要

(1) 組織の状況について

令和4事業年度末における組織の規模は、1組合平均の組合員数は全国平均（298人）を大幅に上回る494人であり、正組合員数100人以上の組合は全国平均（約4割）と同程度となっている。

(2) 事業の実施状況について

令和4事業年度における各事業の実施状況は、全ての漁協が指導事業を実施するほか、共済事業、製氷・冷蔵事業、販売事業及び利用事業が9割、購買事業が8割、無線事業が7割の実施状況となっている。

(3) 収支状況について

令和4事業年度の沿海地区出資漁協10組合の経営状況をみると、事業損益段階で黒字を計上したのは4組合となっており、事業の実施による損失を補償金や協力金などの事業外収益で補填している構造は変わっていない。

(4) 合併等の取り組み状況について

漁業協同組合の事業、経営基盤の強化を図るため、平成9年10月策定の「富山県漁協経営強化基本方針」に基づき漁協合併を推進してきた結果、これまで、黒部市2漁協によるくろべ漁協の設立（平成10年4月）、入善町3漁協による入善漁協の設立（平成13年5月）、富山市3漁協によるとやま市漁協の設立（平成14年4月）、朝日町3漁協による朝日町漁協の設立（平成15年4月）及び新湊市・高岡市4漁協による新湊漁協の設立（平成15年4月）が実現した。

また、平成12年12月に信用事業譲渡による1県1信用事業統合体（富山県信漁連）が完成し、令和3年4月には富山県信漁連を含む東日本地区11の信漁連で合併し、東日本信用漁業協同組合連合会（東日本信漁連）が発足した。

ア. 合併の状況

合併年月日	漁協名（合併の方法）	合併対象漁協名（参加漁協数）
S 28. 4. 1	宇波漁業協同組合（吸収合併）	宇波村宇波脇方・宇波村大境小境（2漁協）
S 33. 1. 10	黒部漁業協同組合（吸収合併）	生地町 （2漁協）
S 38. 11. 28		生地町西部 下浦（2漁協）
S 40. 2. 15	岩瀬漁業協同組合（吸収合併）	日方江・海岸通（2漁協）
S 41. 4. 1	氷見漁業協同組合（新設合併）	間島・有磯・窪村・地蔵・池田・島尾・ 氷見町・池田町（8漁協）
S 63. 6. 1	氷見漁業協同組合（新設合併）	氷見・氷見浦・阿尾・藪田・宇波・女良・ 太田浦・氷見販売漁連（7漁協1連合会）
H 8. 1. 4	魚津漁業協同組合（新設合併）	魚津・道下・経田（3漁協）
H10. 4. 1	ぐろべ漁業協同組合（新設合併）	黒部・石田（2漁協）
H13. 5. 16	入善漁業協同組合（新設合併）	横山、吉原、飯野（3漁協）
H14. 4. 1	とやま市漁業協同組合（新設合併）	四方、岩瀬、水橋町（3漁協）
H15. 4. 1	朝日町漁業協同組合（新設合併） 新湊漁業協同組合（新設合併）	境、宮崎浦、赤川（3漁協） 海老江、堀岡、新湊、伏木（4漁協）

イ. 信用事業統合の状況

統合年月日	統合対象漁協	統合後の状況
H 7. 1. 1	黒部漁業協同組合	信漁連黒部支店
H 8. 1. 1	吉原漁業協同組合	信漁連吉原営業店
H 8. 7. 1	四方漁業協同組合 岩瀬〃 水橋町〃	信漁連四方営業店 〃 岩瀬〃 〃 水橋町〃
H 8. 8. 1	滑川漁業協同組合	信漁連滑川支店
H 8. 9. 1	氷見漁業協同組合	信漁連氷見支店・藪田支店 宇波支店・女良支店
H 9. 1. 1	富山県鮭鱒出漁漁業協同組合	信漁連出漁営業店
H 9. 7. 1	宮崎浦漁業協同組合	信漁連宮崎浦営業店
H10. 7. 1	新湊漁業協同組合 富山県鮭鱒〃	信漁連新湊営業店 〃 ケイソ〃
H10. 9. 1	魚津漁業協同組合	信漁連魚津支店・経田支店
H12. 12. 1	飯野漁業協同組合	信漁連飯野営業店

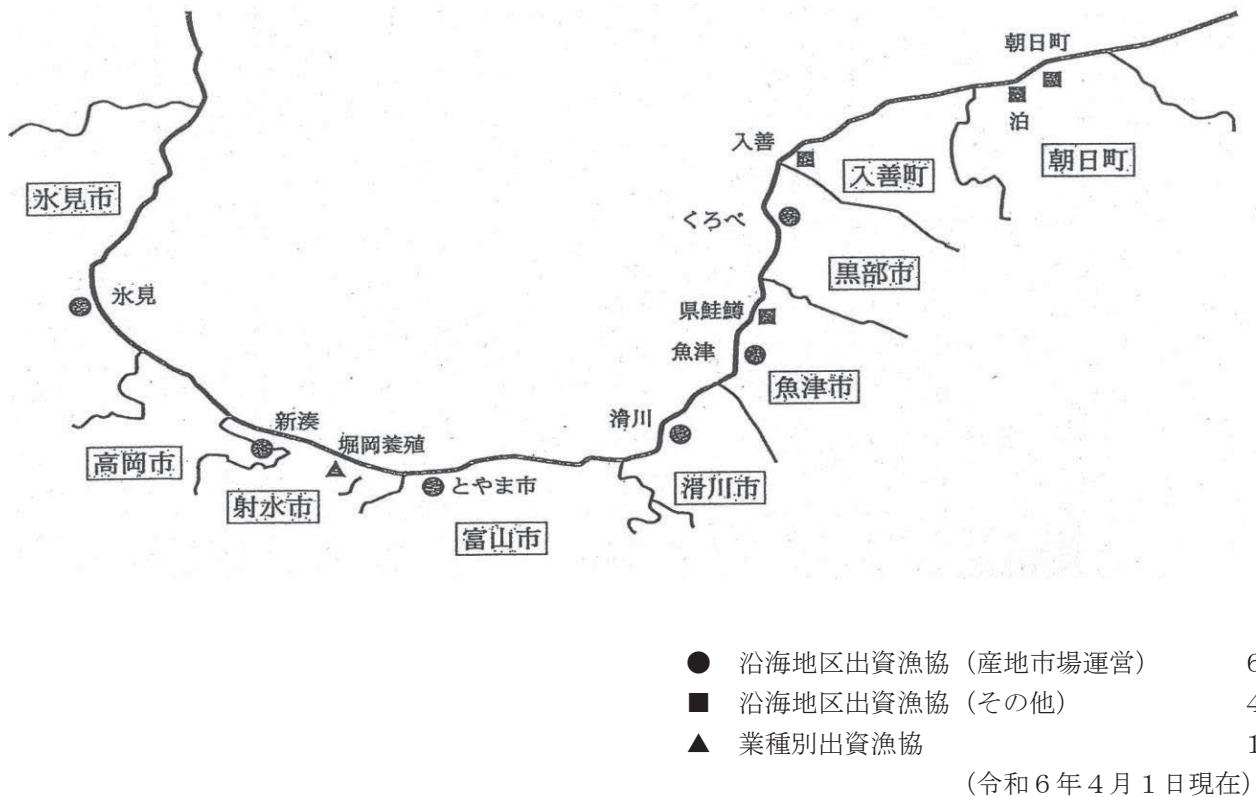
図表9-1 組合数の推移

(単位:組合)

区分	H10～H12	H13	H14	H15,H16	H17～H22	H23～R01	R02～R04
沿海地区出資漁協	19	17	15	10	10	10	10
業種別出資漁協	1	1	1	2	1	1	1
内水面出資漁協	14	14	14	14	14	14	14
内水面非出資漁協	2	2	2	2	2	2	2
漁業生産組合	5	4	4	4	4	6	5
水産加工協	4	4	4	4	4	4	4
知事認可の連合会	3	3	3	3	3	3	3
知事認可合計	48	45	43	39	38	40	39
大臣認可の連合会	2	2	2	2	2	2	2
県内合計	50	47	45	41	40	42	41

(注) 各年度末日現在

図表9－2 沿海地区出資漁協・業種別出資漁協の所在地



図表9－3 沿海地区出資漁協の地区別構成割合

区分	地区別組合数構成割合 (%)				
	旧市町村未満	旧市町村一円	旧市町村を超える新市町村未満	新市町村一円	新市町村を超えるもの
本県 (R04)	0.0	10.0	0.0	40.0	50.0
全国 (R04)	21.6	26.1	18.6	17.2	16.6
朝日町				1	
泊		1			
入善				1	
くろべ				1	
魚津					1
滑川				1	
とやま市					1
新湊					1
氷見					1
県鮭鱈					1
沿海計	0	1	0	4	5
堀岡養殖					1
業種計	0	0	0	0	1
沿海業種計	0	1	0	4	6

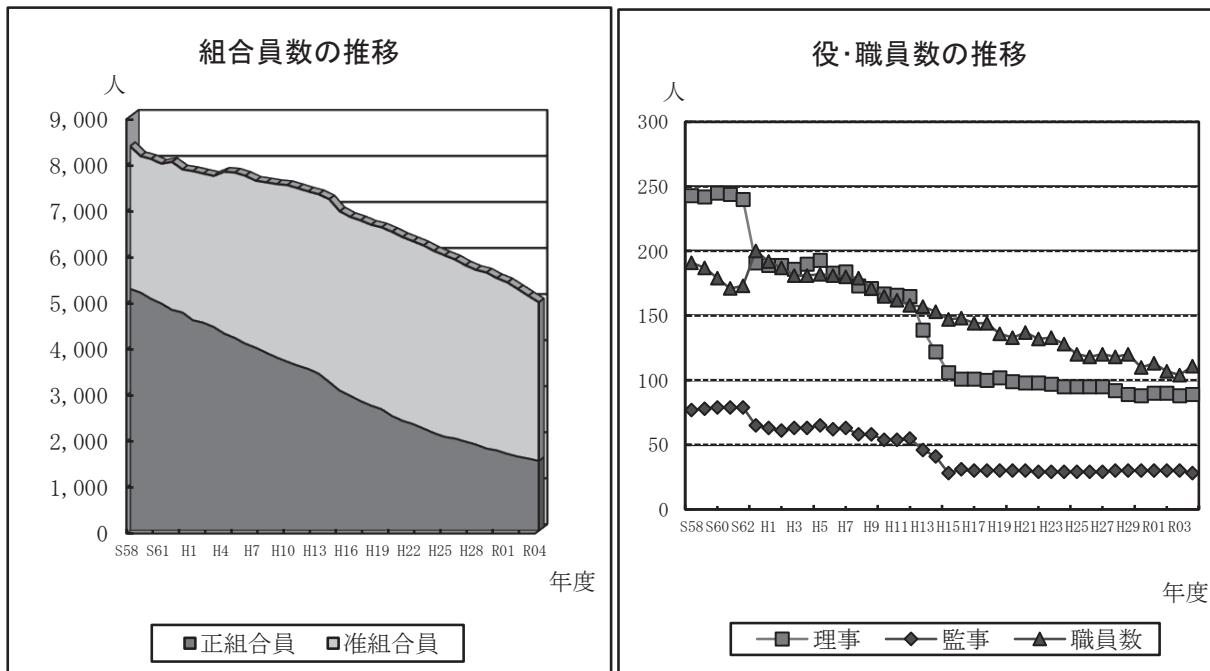
注) 地区別組合数構成割合からは、業種別の堀岡養殖は除いた。

全国については、「水産業協同組合統計表」(水産庁)による。

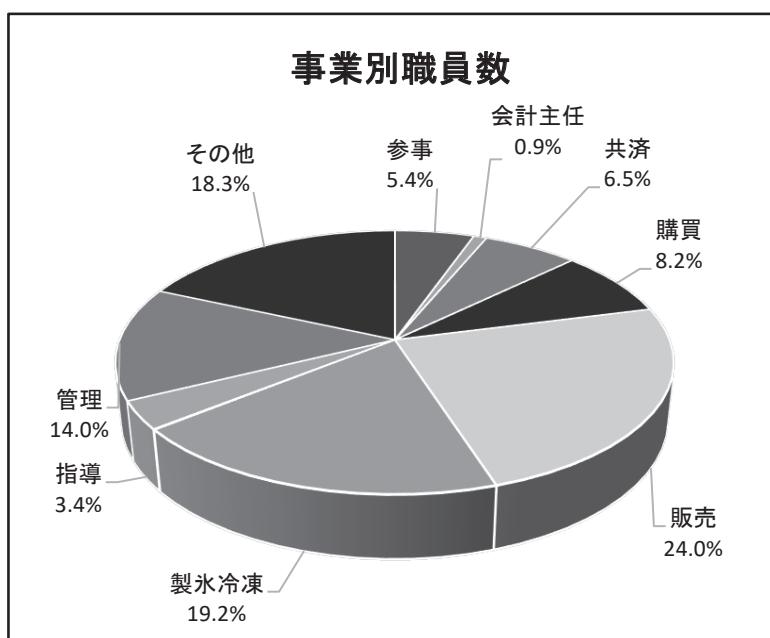
図表9－4 沿海地区出資漁協の組合員等の推移

(組合、人)

区分	H5	H27	H28	H29	H30	R01	R02	R03	R04
組合員数	7,778	5,766	5,667	5,609	5,487	5,394	5,250	5,103	4,963
正組合員	4,187	1,938	1,875	1,788	1,745	1,673	1,612	1,570	1,517
准組合員	3,591	3,828	3,792	3,821	3,742	3,721	3,638	3,533	3,446
役員数	258	124	122	119	118	120	120	118	117
理事	193	95	92	89	88	90	90	88	89
監事	65	29	30	30	30	30	30	30	28
職員数	182	120	118	120	110	113	107	104	111



事業別職員数 区分	(人) 職員数
参事	6.00
会計主任	1.00
共済	7.20
購買	9.10
販売	26.65
製氷冷凍	21.30
加工	0.10
漁業自営	0.00
指導導理	3.80
管理	15.50
その他	20.35
合計	111.00



図表9－5 沿海地区出資漁協の正組合員数別構成割合等

区分	1組合(平均)組合員数			正組合員数別組合構成割合(%)						
	正組合員	准組合員	計	50未満	50～99	100～199	200～299	300～499	500～999	1,000以上
本県(R 04)	152	345	496	20.0	40.0	20.0	10.0	0.0	10.0	0.0
全国(R 04)	130	168	298	41.8	25.1	17.3	6.8	6.1	1.5	1.3
朝日町	73	319	392		1					
泊	62	134	196		1					
入善	59	372	431		1					
くろべ	38	254	292	1						
魚津	204	1,190	1,394					1		
滑川	78	113	191		1					
とやま市	102	72	174				1			
新湊	197	148	345				1			
氷見	680	844	1,524							1
県鮭	24	0	24	1						
沿海計	1,517	3,446	4,963	2	4	2	1	0	1	0
堀岡養殖	16	1	17	1						
業種計	16	1	17	1	0	0	0	0	0	0
沿海業種計	1,533	3,447	4,980	3	4	2	1	0	1	0

注) 1組合平均組合員数、正組合員数別組合構成割合からは、業種別の堀岡養殖は除いた。

全国については、「水産業協同組合統計表」(水産庁)による。

図表9－6 沿海地区出資漁協の職員数別構成割合

区分	1組合平均職員数(人)	職員数別組合構成割合(%)						
		職員なし	3人未満	3～5人	6～9人	10～19人	20～29人	30～49人
本県(R 04)	12.3	10.0	10.0	20.0	10.0	30.0	20.0	0.0
全国(R 04)	12.6	3.7	26.6	24.7	14.1	16.7	6.8	3.3
朝日町	2		1					
泊	0	1						
入善	4			1				
くろべ	17					1		
魚津	18					1		
滑川	4			1				
とやま市	11					1		
新湊	9				1			
氷見	23						1	
県鮭	23						1	
沿海計	111	1	1	2	1	3	2	0
堀岡養殖	3			1				
業種計	3	0	0	1	0	0	0	0
沿海業種計	114	1	1	3	1	3	2	0

注) 1組合平均職員数、職員数別組合構成割合からは、業種別の堀岡養殖は除いた。

1組合平均職員数は、職員のいる組合における平均である。

全国については、「水産業協同組合統計表」(水産庁)による。

図表9－7 沿海地区出資漁協の事業実施状況

区分	組合数	事業別事業実施組合構成割合(%)								
		信用		購買	販売	共済	製氷・冷凍	自営	指導	利用
		貯金	貸付							
本県(R 04) (事業実施組合)	(10)	-	-	80.0	90.0	90.0	90.0	0.0	100.0	80.0
全国(R 04) (事業実施組合)	(839)	(72)	(108)	(741)	(672)	(639)	(460)	(158)	(810)	(722)
朝日町				1	1	1	1		1	1
泊					1					1
入善				1	1	1	1		1	1
くろべ				1	1	1	1		1	1
魚津				1	1	1	1		1	1
滑川				1	1	1	1		1	1
とやま市				1	1	1	1		1	1
新湊				1	1	1	1		1	1
氷見				1	1	1	1		1	1
県鮭					1					1
沿海計	10	0	0	8	9	9	9	0	10	8
堀岡養殖				1				1	1	1
業種計	1	0	0	1	0	0	0	1	1	1
沿海業種計	11	0	0	9	9	9	9	1	11	9

注) 事業別事業実施組合構成割合からは、業種別の堀岡養殖は除いた。

全国については、「水産業協同組合統計表」(水産庁)による。

全国の共済欄については、長期共済事業実施組合の数と割合を記載した。

全国の製氷・冷凍欄については、製氷事業実施組合の数と割合を記載した。

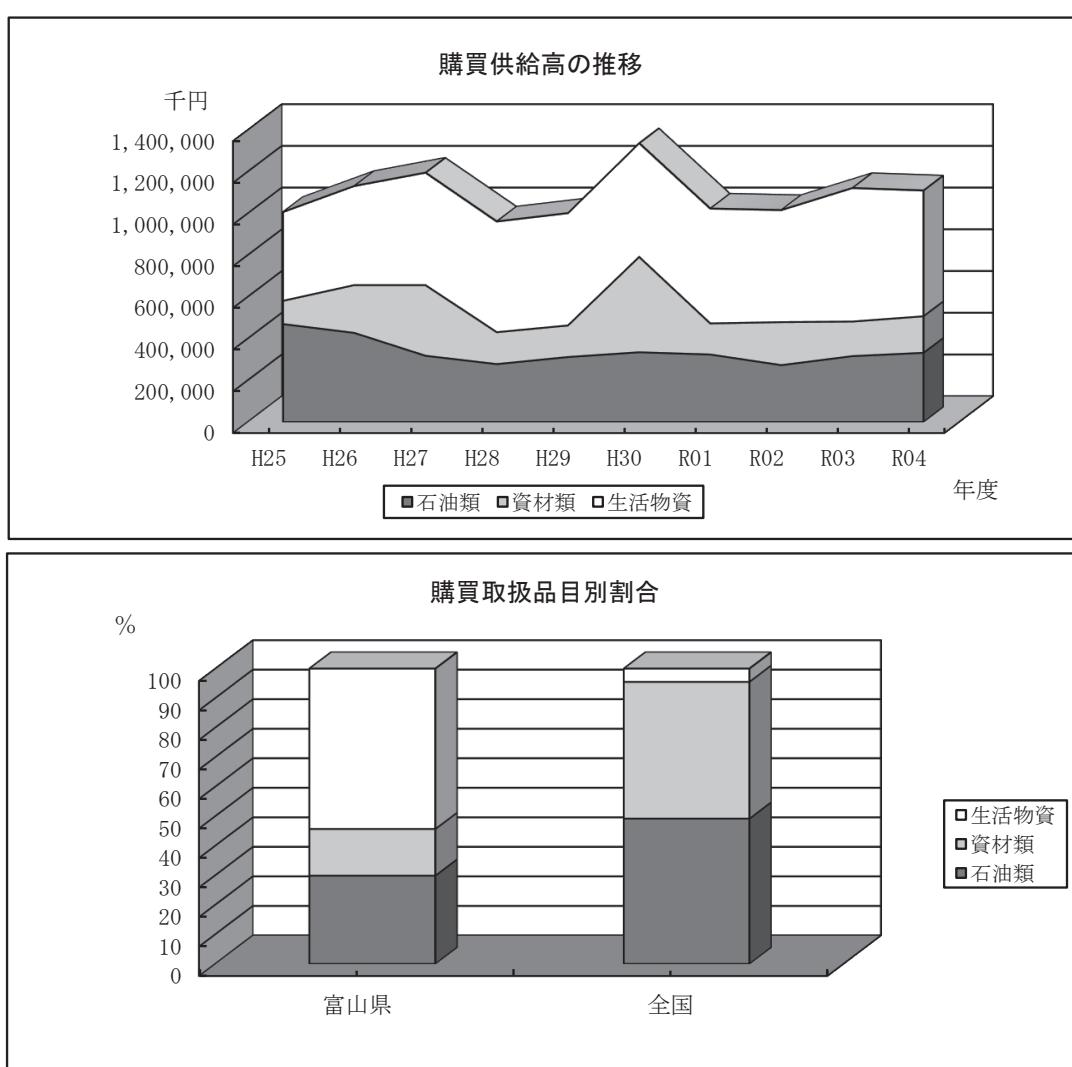
図表9－8 沿海地区出資漁協の購買事業の状況

(1) 購買供給高の品目別年度別推移 (千円)				
年度	購買供給高	石油類	資材類	生活物資
H25	1,006,713	469,487	111,787	425,439
H26	1,131,291	427,214	229,369	474,708
H27	1,195,191	317,554	338,858	538,779
H28	961,272	277,689	153,187	530,396
H29	1,001,311	311,582	151,615	538,114
H30	1,336,629	334,358	457,420	544,851
R01	1,023,173	323,556	149,430	550,187
R02	1,015,898	272,646	206,548	536,704
R03	1,121,588	315,898	165,994	639,696
R04	1,109,870	331,664	175,443	602,763

(2) 1組合平均購買供給高品目別対比 (千円)				
区分	購買供給高	石油類	資材類	生活物資
本県	138,734	41,458	21,930	75,345
全国	229,260	112,777	106,224	10,259

注) 令和4事業年度

「水産業協同組合統計表」(水産庁)による。



図表9－9 沿海地区出資漁協の販売事業の状況

(1) 販売取扱高の品目別年度別推移 (百万円)

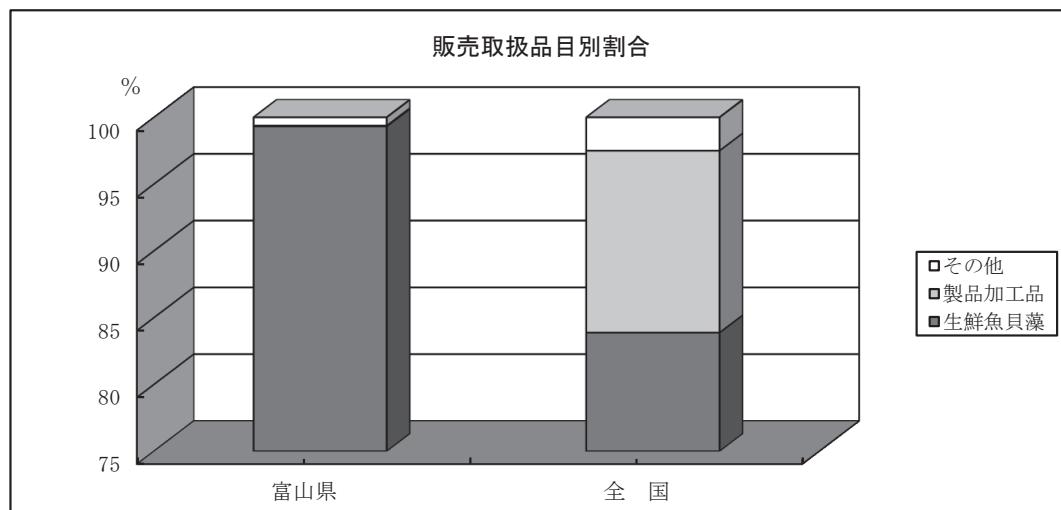
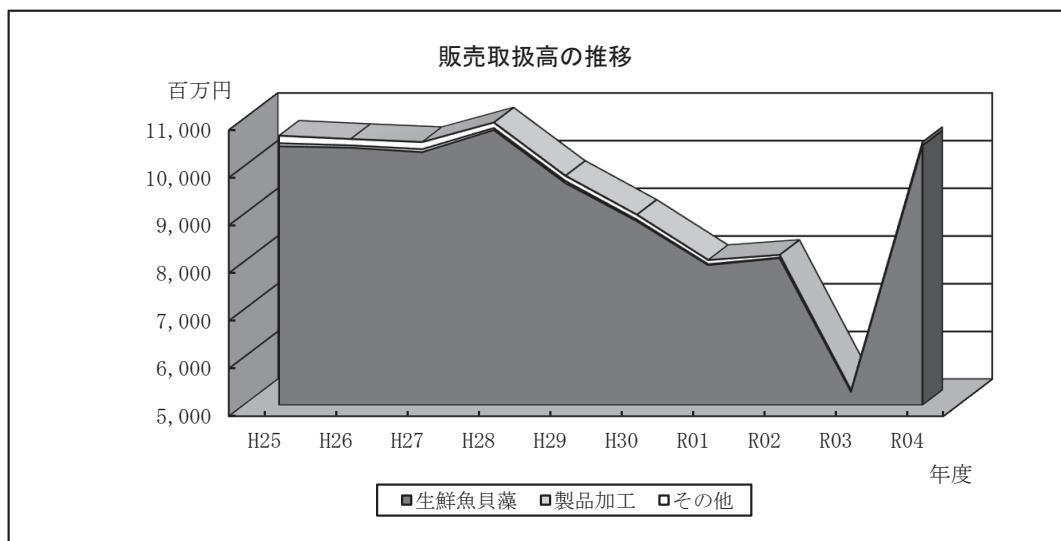
年度	販売取扱高	生鮮魚貝藻	製品加工	その他
H25	10,647	10,425	65	157
H26	10,578	10,397	48	132
H27	10,513	10,303	63	147
H28	10,923	10,766	43	114
H29	9,807	9,655	46	106
H30	8,992	8,858	32	102
R01	8,041	7,936	19	86
R02	8,149	8,083	11	55
R03	5,312	5,280	7	25
R04	10,512	10,441	6	65

注) 受託及び買取を合計した販売取扱高（直販事業分は含まず。）

(2) 1組合平均販売取扱品目別対比 (百万円)

区分	販売取扱高	生鮮魚貝藻	製品加工	その他
本県	1,168	1,160	1	7
全国	1,483	1,244	202	37

注) 令和4事業年度
「水産業協同組合統計表」（水産庁）による。

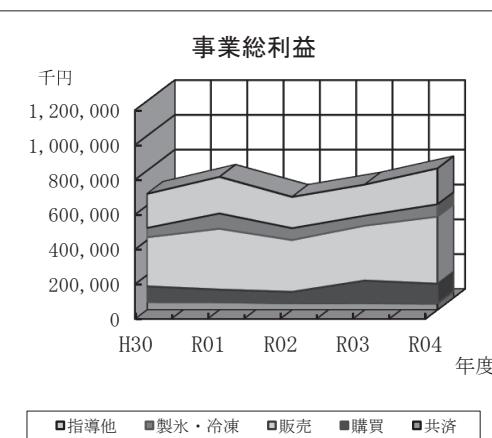
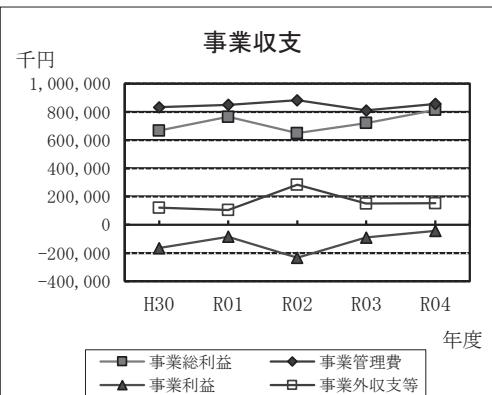


図表9-10 沿海地区出資漁協事業収支等の推移

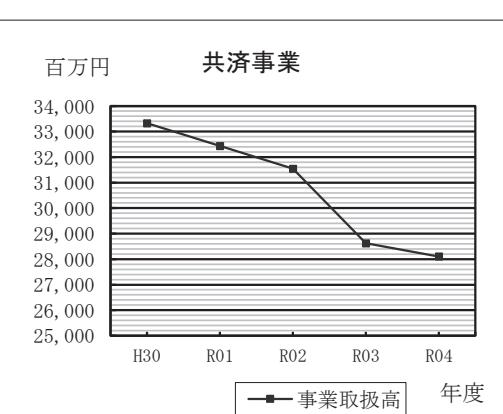
(単位:千円)

区分	H30	R01	R02	R03	R04	
事業取扱高の 主な事業	共済(長期)	33,329,100	32,433,600	31,547,600	28,621,195	28,102,400
	購買	1,336,629	1,023,173	1,015,898	1,126,297	1,109,870
	販売	8,991,834	8,041,434	8,149,332	5,312,215	10,511,668
	製氷・冷凍	964,018	1,134,192	960,624	967,004	1,169,434
区分	H30	R01	R02	R03	R04	
事業総利益	666,795	764,907	649,562	720,449	813,425	
	共済	46,596	45,850	38,928	39,538	37,027
	購買	89,328	71,478	65,358	129,641	114,082
	販売	281,942	349,668	297,749	315,517	385,416
	製氷・冷凍	53,462	88,045	68,374	57,554	70,971
	指導他	195,467	209,866	179,153	178,199	205,929
事業管理費	832,493	849,727	882,838	810,607	856,645	
事業利益	▲ 165,700	▲ 84,821	▲ 233,276	▲ 90,159	▲ 43,220	
事業外収支等	120,558	104,307	283,773	150,530	152,043	
当期剰余金	▲ 45,142	19,486	50,497	60,371	108,823	

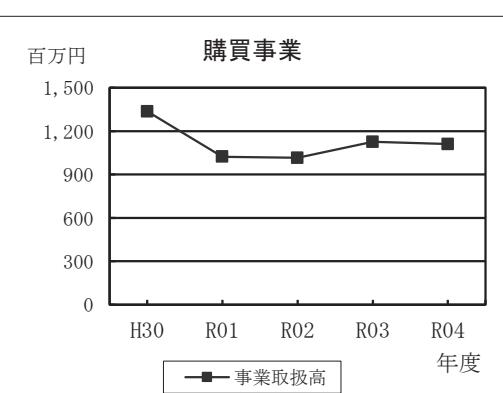
注) 販売事業には、直販事業分は含まず。



共済事業					
区分	H30	R01	R02	R03	R04
事業取扱高	33,329,100	32,433,600	31,547,600	28,621,195	28,102,400
事業総利益	46,596	45,850	38,928	39,538	37,027
総利益/取扱高	0.14	0.14	0.12	0.14	0.13



購買事業					
区分	H30	R01	R02	R03	R04
事業取扱高	1,336,629	1,023,173	1,015,898	1,126,297	1,109,870
事業総利益	89,328	71,478	65,358	129,641	114,082
総利益/取扱高	6.7	7.0	6.4	11.5	10.3

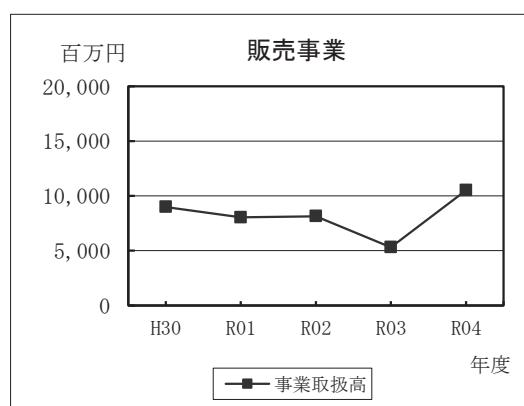


販売事業

(単位：千円)

区分	H30	R01	R02	R03	R04
事業取扱高	8,991,834	8,041,434	8,149,332	5,312,215	10,511,668
事業総利益	281,942	349,668	297,749	315,517	385,416
総利益/取扱高	3.1	4.4	3.7	5.9	3.7

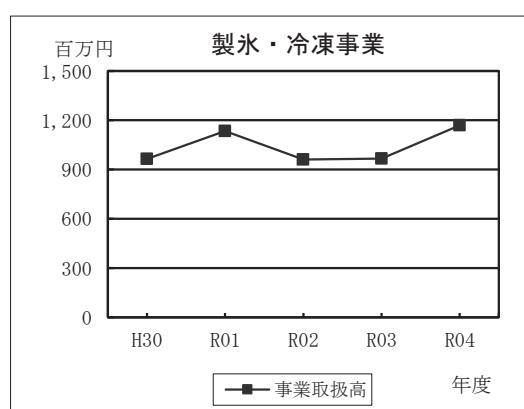
注) 直販事業分は含まず。



製氷・冷凍事業

(単位：千円)

区分	H30	R01	R02	R03	R04
事業取扱高	964,018	1,134,192	960,624	967,004	1,169,434
事業総利益	53,462	88,045	68,374	57,554	70,971
総利益/取扱高	5.6	7.8	7.1	6.0	6.1



3 水産業協同組合一覧表(令和4事業年度末現在)

(1) 沿海地区出資漁協

組合名	組合員数			役職員数			出資金(円)		設立年月日	資格組合員数	決算月	実施事業							
	正	准	計	理事	監事	職員	1口	払込済額				信用	共済	購買	販売	製氷冷凍	自営	指導	その他
朝日町	73	319	392	5	3	2	1,000	36,387,000	H15.4.1	90	3	○	○	○	○	○	○	○	
泊	62	134	196	6	2	0	500	2,695,000	S24.10.1	90	12			○			○		
入善	59	372	431	7	3	4	1,000	181,976,000	H13.5.16	90	3	○	○	○	○		○	○	
ぐろべ	38	254	292	7	2	17	1,000	25,308,000	H10.4.1	90	3	○	○	○	○		○	○	
魚津	204	1,190	1,394	13	3	18	1,000	209,378,000	H8.1.4	90	12	○	○	○	○		○	○	
滑川	78	113	191	12	3	4	1,000	12,535,000	S24.10.25	90	12	○	○	○	○		○	○	
とやま市	102	72	174	8	3	11	1,000	66,762,000	H14.4.1	90	3	○	○	○	○		○	○	
新湊	197	148	345	12	3	9	10,000	178,510,000	H15.4.1	90	3	○	○	○	○		○	○	
氷見	680	844	1,524	13	4	23	10,000	330,960,000	S63.6.1	90	3	○	○	○	○		○	○	
県鮭鱒	24	0	24	6	2	23	50,000	19,250,000	S28.3.19	90	12	○		○			○	○	
計	1,517	3,446	4,963	89	28	111		1,063,761,000				0	9	8	9	9	0	10	9

(2) 業種別出資漁協

組合名	組合員数			役職員数			出資金(円)		設立年月日	資格組合員数	決算月	実施事業						
	正	准	計	理事	監事	職員	1口	払込済額				信用	共済	購買	販売	製氷冷凍	自営	指導
堀岡養殖	16	1	17	5	2	3	500	11,674,000	S24.12.5	90	3		○			○	○	○
計	16	1	17	5	2	3		11,674,000				0	0	1	0	0	1	1

(3) 内水面出資漁協

組合名	組合員数			役職員数			出資金(円)		設立年月日	資正格組員数	決算月	実施事業						
	正	准	計	理事	監事	職員	1口	払込済額				信用	共済	購買	販売	製氷冷凍	自営	指導
朝日内水面	26	258	284	5	2	0	5,000	3,520,000	S38.4.20	30	3							○
黒部川内水面	205	523	728	11	3	5	5,000	26,950,000	S24.11.28	30	3							○
富山	729	335	1,064	15	3	11	20,000	21,280,000	S25.2.3	30	3							○
大門	55	9	64	7	3	4	500	4,964,500	S24.10.13	30	12							○
庄川	78	95	173	11	3	1	1,500	259,500	S25.10.10	30	3							○
庄川上流	51	59	110	6	3	1	1,000	220,000	S25.1.20	30	3							○
利賀村	35	15	50	6	2	0	1,000	72,000	S29.7.2	30	3							○
中新川内水面	338	0	338	16	4	0	2,000	4,732,000	S27.3.24	30	3							○
小矢部川	189	5	194	13	4	0	1,000	881,000	S40.6.18	30	12							○
婦負	233	0	233	12	3	1	1,000	4,660,000	S42.1.5	30	3							○
白龍	25	0	25	6	2	0	1,000	216,000	S43.10.4	30	3							○
吳東内水面	77	0	77	7	2	0	3,000	4,647,000	S26.3.9	30	3							○
白岩川南部	33	1	34	7	2	0	1,000	269,000	S52.1.12	30	3							○
砺波市	300	40	340	15	3	1	10,000	3,500,000	S29.5.7	30	3							○
計	2,374	1,340	3,714	137	39	24		76,171,000				0	0	0	0	0	14	0

(4) 内水面非出資漁協

組合名	組合員数			役職員数			出資金(円)		設立年月日	資正格組員数	決算月	実施事業						
	正	准	計	理事	監事	職員	1口	払込済額				信用	共済	購買	販売	製氷冷凍	自営	指導
平	44	0	44	7	3	1	—	—	S29.6.18	30	3							○
上平	51	0	51	7	2	2	—	—	S29.7.5	30	3							○
計	95	0	95	14	5	3		—				0	0	0	0	0	2	0

(5) 水産加工業協同組合

組合名	組合員数			役職員数			出資金(円)		設立年月日	資格組合員数	決算月	実施事業							
	正	准	計	理事	監事	職員	1口	払込済額				信用	共済	購買	販売	製氷冷凍	自営	指導	その他
県蒲鉾	21	0	21	12	3	0	10,000	760,000	S24.10.3	—	3	○					○		
水見	66	0	66	8	3	10	10,000	23,760,000	S27.5.28	—	3	○	○	○		○	○	○	
新湊	17	0	17	5	2	0	50,000	12,300,000	S39.8.31	—	3						○		
県吳東地区	17	0	17	6	2	0	5,000	3,470,000	S39.10.20	—	12	○					○		
計	121	0	121	31	10	10		40,290,000				0	0	3	0	1	0	4	1

(6) 漁業生産組合

組合名	組合員数			役職員数			出資金(円)		設立年月日	資格組合員数	決算月	実施事業							
	正	准	計	理事	監事	職員	1口	払込済額				信用	共済	購買	販売	製氷冷凍	自営	指導	その他
深曳	18	0	18	4	2	1	1,000	7,200,000	S38.6.12	—	8						○		
女良	6	0	6	5	2	0	100,000	10,800,000	S62.5.18	—	8						○		
嘉例沢イワナ	7	0	7	3	2	0	1,000	2,020,000	H2.8.8	—	12						○		
博洋	14	0	14	3	2	0	1,000	10,000,000	H23.8.29	—	7						○		
豊進丸	22	0	22	3	2	0	10,000	3,000,000	H24.2.6	—	8						○		
計	67	0	67	18	10	1		33,020,000				0	0	0	0	0	5	0	0

(7) 知事認可の連合会

組合名	会員数			役職員数			出資金(円)		設立年月日	資格組合員数	決算月	実施事業							
	正	准	計	理事	監事	職員	1口	払込済額				信用	共済	購買	販売	製氷冷凍	自営	指導	その他
庄川沿岸	7	0	7	11	3	6	10,000	17,500,000	S27.8.7	—	3						○		
県内水面	8	2	10	9	3	2	10,000	1,450,000	S43.9.8	—	3						○		
県水産加工業	3	0	3	7	2	0	10,000	8,850,000	S44.3.28	—	3						○		
計	18	2	20	27	8	8		27,800,000				0	0	0	0	0	0	3	0

(8) 大臣認可の連合会

組合名	会員数			役職員数			出資金(円)		設立年月日	資正格組日合員数員	決算月	実施事業					
	正	准	計	理事	監事	職員	1口	払込済額				信用	共済	購買	販売	製氷冷凍	自営
県漁連	13	0	13	8	3	18	10,000	187,700,000	S25.2.27	—	3			○	○		○

4 関係機関連絡先一覧(令和6年7月1日現在)

(1) 沿海地区出資漁業協同組合

名 称	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
朝日町漁業協同組合	水 島 洋	939-0703	下新川郡朝日町宮崎1353	0765-82-0034	0765-82-0876
泊漁業協同組合	脇 山 正 美	939-0731	下新川郡朝日町東草野487-1		
入善漁業協同組合	池 田 博	939-0667	下新川郡入善町芦崎338	0765-76-0111	0765-76-0877
ぐらべ漁業協同組合	大 野 久 芳	938-0072	黒部市生地中区365	0765-57-0101	0765-57-0151
魚津漁業協同組合	濱 住 博 之	937-0000	魚津市漁港定坊割	0765-24-0068	0765-24-8877
滑川漁業協同組合	池 田 文 也	936-0011	滑川市高塚2616	076-475-2225	076-475-2226
とやま市漁業協同組合	道 井 秀 樹	930-2256	富山市四方港町87	076-435-2965	076-435-1670
		931-8378	富山市岩瀬天神町265	076-437-7101	076-437-6125
新湊漁業協同組合	塩 谷 俊 之	934-0025	射水市八幡町1丁目1100	0766-82-7707	0766-84-7707
氷見漁業協同組合	森 本 太 郎	935-0012	氷見市比美町435	0766-74-0170	0766-72-2888
富山県鮭鱈漁業協同組合	中 島 泰 成	937-0065	魚津市北中691-1	0765-24-0962	0765-24-6115

※本所
※岩瀬支所

(2) 業種別出資漁業協同組合

名 称	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
堀岡養殖漁業協同組合	加 治 秀 夫	933-0222	射水市海童町5-5	0766-86-4240	0766-86-4241

(3) 内水面出資漁業協同組合

名 称	代表者名	郵便番号	住所(連絡先)	電話番号	FAX番号
朝日内水面漁業協同組合	大 森 透	939-0734	下新川郡朝日町草野11	0765-82-0494	0765-82-0494
黒部川内水面漁業協同組合	立 野 義 弘	939-0666	下新川郡入善町高畠3806-7	0765-76-0704	0765-76-0904
富山漁業協同組合	東 秀 一	930-0085	富山市丸の内1丁目6-1	076-432-4803	076-432-5925
大門漁業協同組合	鏡 時 夫	939-0234	射水市二口2577	0766-52-0018	
庄川漁業協同組合	宮 崎 一 秋	939-1272	高岡市下麻生499-3	0766-36-1012	
庄川上流漁業協同組合	小 西 定 雄	932-0314	砺波市庄川町青島2244	0763-82-5379	
利賀村漁業協同組合	上 田 英 夫	939-2507	南砺市利賀村171 (南砺市商工会利賀村事務所内)	0763-68-2527	0763-68-2626
中新川内水面漁業協同組合	伊 井 勇 治	930-0354	中新川郡上市町大坪53 (伊井様方)		
小矢部川漁業協同組合	中 井 隆 行	933-0057	高岡市広小路7-50 (高岡市農業水産課内)	0766-20-1321	0766-20-1476
婦負漁業協同組合	坂 口 圭 二	939-2306	富山市八尾町井田991-3 (坂口様方)		
白龍漁業協同組合	稻 垣 和 夫	930-0441	中新川郡上市町東種72		
吳東内水面漁業協同組合	寺 口 憲 雄	937-0042	魚津市六郎丸244-1		
白岩川南部漁業協同組合	伊 東 幸 一	930-0221	中新川郡立山町前沢2440 (立山町農林課内)	076-462-9973	076-463-6611
砺波市漁業協同組合	小 西 十 四 一	939-1315	砺波市太田1575		

(9) 沿海地区市町

名 称	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
朝日町農林水産課	平坂 昌美	939-0793	下新川郡朝日町道下1133	0765-83-1100	0765-83-1109
入善町キラキラ商工観光課	若林 清志	939-0693	下新川郡入善町入膳3255	0765-72-1100	0765-74-2108
黒部市産業振興部農業水産課	橋本 正則	938-8555	黒部市三日市1301	0765-54-2603	0765-54-2607
魚津市産業建設部農林水産課	清水 悟史	937-8555	魚津市釈迦堂1丁目10-1	0765-23-1033	0765-23-1053
滑川市産業民生部水産観光課	永田 光司	936-8601	滑川市寺家町104	076-475-1436	076-475-6299
富山市農林水産部農業水産課	余川 洋成	930-8510	富山市新桜町7-38	076-443-2082	076-443-2185
射水市産業経済部農林水産課	野崎 智延	939-0292	射水市小島703	0766-51-6677	0766-51-6692
高岡市産業振興部農業水産課	割田 一郎	933-8601	高岡市広小路7-50	0766-20-1310	0766-20-1476
氷見市産業振興部水産振興課	竹口 英一	935-8686	氷見市鞍川1060	0766-74-8102	0766-74-8104

(10) 県関係機関

名 称	代表者名	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
富山県農林水産部水産漁港課	地崎 真史	930-0004	富山市桜橋通り5-13 富山興銀ビル	076-431-4111	076-444-4412
富山県農林水産総合技術センター 水産研究所	辻 本 良	936-8536	滑川市高塚364	076-475-0036	076-475-8116
富山県栽培漁業センター	北川 慎介	935-0411	氷見市姿15-1	0766-79-1521	0766-79-1442
公益社団法人富山県農林水産公社	佐藤 一絵	930-0096	富山市舟橋北町4-19	076-431-9595	076-431-9590

第10 漁港及び海岸

1 漁港の概況

(1) 漁港指定状況

県内の漁港は表10-1のとおり、県管理漁港5港（第1種1港、第2種2港、第3種2港）、市町管理漁港11港（第1種9港、第2種2港）、合計16港である。

表10-1 県内漁港一覧表（県営5港、市町営11港、計16港）(令和5年4月1日現在)

漁港名	漁港の種類	漁港指定年月日	漁港管理者	漁港の所在地
宮崎	1種	S 26. 7. 28	県	下新川郡朝日町宮崎
入善	1種	S 26. 12. 13	入善町	" 入善町芦崎
黒部	2種	"	県	黒部市生地
石田	1種	S 59. 12. 27	黒部市	" 浜石田
経田	2種	S 26. 7. 28	魚津市	魚津市東町
滑川	2種	"	県	滑川市坪川新
高月	1種	S 29. 10. 30	滑川市	" 高月
水橋	2種	S 26. 7. 28	富山市	富山市水橋辻ヶ堂
四方	1種	"	"	" 四方港町
新湊	3種	S 27. 12. 29	県	射水市港町～八幡町
氷見	3種	S 27. 6. 23	"	氷見市中央町～比美町
阿尾	1種	S 26. 12. 13	氷見市	" 阿尾
薮田	1種	"	"	" 薩田、泊
宇波	1種	S 26. 7. 28	"	" 脇方
大境	1種	S 27. 11. 24	"	" 大境
女良	1種	S 26. 12. 13	"	" 中波

注) 1 上記漁港以外に港湾である伏木富山港（3地区）、魚津港の2港が漁船に利用されている。

2 漁港の種類は漁船の利用範囲によって下記により分類（漁港漁場整備法第5条）

- | | |
|------------------------------|---|
| 1種は、その利用範囲が地元の漁業を主とするもの |] |
| 2種は、その利用範囲が1種よりも広く、3種に属しないもの | |
| 3種は、その利用範囲が全国的なもの | |



(2) 漁港数の推移

表10-2 全国及び本県の漁港数

出典：2022漁港漁場漁村ポケットブック（R5.4.1現在）

年次 区分	平成 10年	15年	25年	30年	令和 元年	2年	3年	4年	5年	備考
全 国	2,943	2,927	2,909	2,823	2,806	2,790	2,785	2,780	2,777	
富山県	16	16	16	16	16	16	16	16	16	

(3) 漁港の役割

漁港は、漁業根拠地となる水域及び陸域並びに施設の総合体であって、漁船の停泊、係留、出漁準備、休憩および漁獲物の陸揚げを行うための漁業生産の重要な基盤である。

また、これらの漁港は、単に漁業の生産・流通の基盤としてのみならず、地域振興の中核的施設として、地域の特性を活かした多様な役割を果たすことが求められている。

表10-3 漁港施設の分類（漁港及び漁場の整備等に関する法律第3条による）

分 類		漁 港 施 設 名
基 本 施 設	外郭施設	防波堤、防砂堤、防潮堤、導流堤、水門、閘門、護岸、堤防、突堤、胸壁
	係留施設	岸壁、物揚場、係船浮標、係船くい、桟橋、浮桟橋、船揚場
	水域施設	航路、泊地、漁具管理水域
機 能 施 設	輸送施設	鉄道、道路、駐車場、橋、運河、ヘリポート
	航行補助施設	航路標識、漁船の入出港のための信号施設及び照明施設
	漁港施設用地	各種漁港施設の敷地
	漁船漁具保全施設	漁船保管施設、漁船修理場、漁具保管修理施設
	補給施設	漁船のための給水、給氷、燃料供給及び給電施設
	増殖及び養殖用施設	水産種苗生産施設、養殖用餌料保管調製施設、養殖用作業施設、陸上養殖施設、廃棄物処理施設
	漁獲物の処理、保藏、加工及び販売施設	荷さばき所、荷役機械、配送用作業施設、蓄養施設、水産倉庫、野積場、製氷、冷凍及び冷蔵施設、加工場、仲卸施設、直売所
	漁業用通信施設	陸上無線電信、陸上無線電話、気象信号所
	漁港厚生施設	漁港関係者の宿泊所、浴場、診療所、その他の福利厚生施設
	漁港管理施設	管理事務所、漁港管理用資材倉庫、船舶保管施設、発電施設その他の漁港の管理のための施設
	漁港浄化施設	公害の防止のための導水施設その他の浄化施設
	廃油処理施設	漁船内において生じた廃油の処理のための施設
	廃船処理施設	漁船の破碎その他の処理のための施設
	漁港環境整備施設	広場、植栽、休憩所、避難施設、避難経路、防災情報提供施設その他の漁港の環境整備のための施設

(4) 港勢一覧

表10-4 県内漁港の港勢一覧

種類	漁港名	登録漁船		利用漁船		属地陸揚		属人漁獲量 (トン)	漁業経営体数 (経営体)
		隻数 (隻)	総トン数 (トン)	隻数 (隻)	総トン数 (トン)	陸揚量 (トン)	金額 (百万円)		
3種漁港	新湊漁港	97	731	117	834	4,044	1,511	3,842	33
		97	731	109	824	3,500	1,571	3,325	33
		98	736	113	832	4,398	1,961	4,178	33
	水見漁港	82	500	92	584	5,514	1,267	4,081	71
		82	506	89	579	3,884	954	3,785	69
		82	510	91	592	5,135	1,026	5,130	68
	小計 (2港)	179	1,231	209	1,418	9,558	2,778	7,923	104
		179	1,237	198	1,403	7,384	2,525	7,110	102
		180	1,246	204	1,424	9,533	2,987	9,308	101
2種漁港	黒部漁港	54	223	54	223	341	176	323	14
		53	217	53	217	340	183	340	14
		51	214	51	214	615	325	615	13
	経田漁港	19	109	66	554	356	109	396	6
		20	112	68	571	274	98	296	6
		20	112	68	553	337	135	367	6
	滑川漁港	33	339	37	346	624	416	624	10
		33	339	37	346	493	470	493	10
		33	339	37	346	541	394	541	10
	水橋漁港	24	105	24	105	474	248	468	11
		23	101	21	85	392	301	384	11
		26	137	26	137	578	296	580	11
	小計 (4港)	130	776	181	1,228	1,795	949	1,811	41
		129	769	179	1,219	1,499	1,052	1,514	41
		130	802	182	1,250	2,071	1,150	2,103	40

(漁港の港勢調査：令和4年12月31日現在)

凡例
 上段：2年
 中段：3年
 下段：4年

種類	漁港名	登録漁船		利用漁船		属地陸揚		属人漁獲量(㌧)	漁業経営体数(経営体)
		隻数(隻)	総トン数(㌧)	隻数(隻)	総トン数(㌧)	陸揚量(㌧)	金額(百万円)		
1種漁港	宮崎漁港	91	127	73	129	41	41	41	27
		91	127	73	129	32	27	32	27
		89	119	71	118	37	41	37	27
	入善漁港	65	3,320	20	62	268	120	3,257	53
		62	3,317	22	50	351	148	2,659	59
		58	3,307	47	114	344	175	2,746	57
	石田漁港	15	28	15	28	-	-	0	0
		10	17	10	17	-	-	2	0
		12	23	12	23	-	-	2	0
	高月漁港	4	7	0	0	-	-	25	1
		4	7	0	0	-	-	19	1
		4	7	0	0	-	-	22	1
	四方漁港	31	228	31	228	867	393	855	13
		31	228	31	228	942	484	925	13
		30	223	30	223	1,001	445	1,003	13
	阿尾漁港	17	47	17	47	25	11	25	13
		20	46	18	19	26	12	26	12
		20	56	14	22	18	12	18	12
	薮田漁港	38	198	38	198	1,072	218	2,949	11
		39	191	35	191	2,689	390	2,689	10
		39	195	39	195	3,205	768	3,205	9
	宇波漁港	32	93	31	60	120	36	158	12
		30	97	29	62	248	62	291	11
		34	131	34	131	278	78	308	11
	大境漁港	9	11	9	11	22	9	22	7
		12	16	14	29	43	12	43	7
		12	26	12	26	30	15	30	6
	女良漁港	26	74	32	143	1,088	223	619	18
		22	72	24	75	538	88	538	17
		30	82	36	150	451	106	451	16
	小計 (10港)	328	4,133	266	906	3,503	1,051	7,951	155
		321	4,118	256	800	4,869	1,223	7,224	157
		328	4,169	295	1,002	5,364	1,640	7,822	152
	合計 (16港)	637	6,140	656	3,552	14,856	4,778	17,685	300
		629	6,124	633	3,422	13,752	4,800	15,848	300
		638	6,217	681	3,676	16,968	5,777	19,233	293

(漁港の港勢調査：令和4年12月31日現在)

(5) 実績と計画

漁港の整備は、昭和25年の漁港法制定と昭和26年度第20国会における第1次漁港整備長期計画の承認から計画的かつ強力に推進されており、新第3次計画（H24～28）までの県下16港の総投資額は第10-5表に示すとおり約798億円となっている。

平成13年6月29日に漁港法の一部を改正する法律が公布され、名称が「漁港法」から「漁港漁場整備法」と改められ、平成14年4月1日に施行された。本改正により、漁港漁村整備事業と沿岸漁場整備開発事業が水産基盤整備事業に統合された。また、令和5年5月26日には名称が「漁港漁場整備法」から「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改められ、令和6年4月1日に施行された。現在は、「漁港漁場整備事業の推進に関する基本方針」に基づき、施策の目的や成果に重点をおいた「漁港漁場整備長期計画」により、漁港、漁場、漁村の整備を総合的かつ計画的に推進することとされ、令和4年度からは「新第5次漁港漁場整備長期計画」に基づく整備が実施されている。その他、平成22年度には地方自治体が農山漁村地域のニーズに合った計画を自ら策定し、農林水産省の各公共事業を自由に選択するとともに、自治体の創意工夫により、より事業効果を高める事業も実施可能な農山漁村地域整備交付金が創設されている。

令和5年度の県内の漁港整備は、漁港施設機能強化事業（1港）、水産物供給基盤機能保全事業（10港）、農山漁村地域整備交付金事業（1港：漁村再生交付金事業）、漁港機能増進事業（3港）の各事業を実施し、漁港が本来もっている生産性と漁村における地域振興の中核施設として、また、社会経済情勢の変化に即応した多面的、高度的利用が促進されるよう積極的に整備を進める。

表10-6 漁港関係事業の整備実績 その2

(単位：千円)

事業名	漁港名	種別	事業主体	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
				事業費	事業費	事業費	事業費	事業費	
漁港施設機能強化事業	黒部	2	県	25,000	18,380	580			
	滑川	2	県	44,450					
	新湊	3	県	252,760	130,000	106,000	135,000	128,000	
	氷見	3	県	60,000	120,000	46,500			
	入善	1	入善町	20,000					
	小計			402,210	268,380	153,080	135,000	128,000	
水産物供給基盤機能保全事業	宮崎	1	県	14,600	8,000	20,000	35,000	10,000	
	黒部	2	県	52,000	47,620	106,300	60,000	150,000	
	滑川	2	県		70,000	69,800	13,000	31,000	
	新湊	3	県	21,000	30,000	10,000	40,000	20,000	
	氷見	3	県	40,000	47,000	55,820	80,000	25,000	
	経田	2	魚津市	26,080	5,000	10,000	5,000	5,000	
	水橋	2	富山市	36,000	45,529	9,000			
	四方	1	富山市	158,300	64,471	101,000	86,000	40,000	
	阿尾	1	氷見市					19,000	
	戸田	1	氷見市	74,962	1,136				
	宇波	1	氷見市					18,000	
	大境	1	氷見市					18,000	
	女良	1	氷見市	7,038	26,864	20,000	8,800		
	小計			429,980	345,620	401,920	327,800	336,000	
漁港機能増進事業	宮崎	1	県		23,000	7,000	15,000	16,400	
	黒部	2	県	45,000		8,000	15,000		
	滑川	2	県	55,000	49,464	30,000			
	新湊	3	県			94,000			
	氷見	3	県		58,000	38,000	24,000	30,000	
	四方	1	富山市		26,000		29,000		
	水橋	2	富山市			23,000			
	経田	2	魚津市			15,000			
	阿尾	1	氷見市					15,000	
	戸田	1	氷見市					12,000	
	大境	1	氷見市				17,000		
	宇波	1	氷見市				13,000		
	小計			100,000	156,464	215,000	113,000	73,400	
漁村再生交付金事業	新湊	3	射水市			125,000	120,000	15,000	
	入善	1	入善町	116,000	290,000	53,000			
	小計			116,000	290,000	178,000	120,000	15,000	
港整備推進交付金事業	石田	1	黒部市				49,000	75,000	
	経田	2	魚津市				98,000	87,000	
	小計			0	0	0	147,000	162,000	
	合計			1,048,190	1,060,464	948,000	842,800	714,400	

2 海岸の現況

(1) 漁港海岸の現況（令和6年3月31日現在）

富山県の海岸線延長は約147kmで、そのうち漁港海岸（農林水産省所管）の延長は約25kmで約17%を占めている。



富山県全体	(85, 855) m 147, 394m
うち河川局海岸	(49, 834) m 51, 544m
うち漁港海岸	(15, 835) m 24, 850m
うち港湾局海岸	(20, 186) m 71, 000m

上段()書き：海岸保全区域延長

下段：海岸線延長

(2) 漁港区域に係る海岸保全区域一覧（令和6年3月31日現在）

表10-7 漁港海岸保全区域指定一覧

沿岸名	漁港海岸名	指定年月日	告示番号	管理者名	摘要
富山湾沿岸	宮崎	昭和35. 8. 30	富山県 625	富山県	平成 8. 9. 30改正(富山県 626)
	入善	〃	〃	入善町	昭和44. 3. 22改正(富山県 210)
	黒部	〃	〃	富山県	昭和61. 10. 4改正(富山県1533)
	石田	昭和33. 5. 31	393	黒本市	昭和44. 3. 22改正(富山県 210)
	経田	昭和35. 8. 30	625	魚津市	昭和33. 5. 31改正(富山県 393)
	滑川	〃	〃	富山県	昭和60. 3. 14改正(富山県 230)
	高月	〃	〃	滑川市	
	水橋	〃	〃	富山市	
	四方	〃	〃	〃	
	新湊	昭和34. 12. 24	1165	富山県	昭和61. 3. 8改正(富山県 270)
	氷見	昭和35. 8. 30	625	〃	昭和61. 3. 8改正(富山県 270)
	阿賀尾	〃	〃	氷見市	昭和52. 4. 30改正(富山県 461)
	田	〃	〃	〃	昭和60. 3. 30改正(富山県 335)
	宇波	〃	〃	〃	平成11. 6. 30改正(富山県 425)
	大境	昭和49. 3. 12	179	〃	昭和61. 5. 19改正(富山県 861)
	女良	昭和49. 7. 6	631	〃	昭和49. 3. 12改正(富山県 179)
					昭和61. 5. 19改正(富山県 861)
					昭和58. 11. 22改正(富山県1158)
					平成 1. 11. 28改正(富山県1071)

(3) 実績と計画

漁港海岸の整備は、昭和45～50年度の第1次海岸事業五箇年計画から平成8年度～平成14年度の第6次七箇年計画までに、事業費約260億円を費やし、国土保全及び地域住民の生命財産を守る観点から海岸保全施設の整備を進めてきたところである。

また、平成15年度以降は、「富山湾沿岸海岸保全基本計画」に基づき、事業費約54億円をもって、従来の防護はもとより、利用面、環境面及び景観面等を考慮した海岸整備を進めている。

表10-8 漁港海岸事業

名 岸	主事 体 系	第1次～第6次計画 (S45～H4年度 実施)												富山湾沿岸海岸保全基本計画										備考
		H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度		
新 湊 県	"	2,296,924	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水 見 "	"	2,043,600	125,000	130,000	150,000	150,000	70,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
黒 部 "	"	179,230	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
滑 川 "	"	7,452,384	240,000	267,000	265,000	279,200	260,000	126,000	99,636	105,105	156,000	70,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8,384	15,000	
宮 崎 "	"	1,101,240	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宇 波 "	"	465,622	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
経 田 魚津市	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
水 橋 富山市	"	2,321,580	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
入 善町 入善町	"	7,559,242	204,000	210,000	132,000	34,800	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
石 田 黒部市	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
高 月 滑川市	"	197,160	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
四 方 富山市	"	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
阿 尾 氷見市	"	896,569	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
轟 田 "	"	957,298	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
宇 波 "	"	72,200	50,000	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大 境 "	"	383,250	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
女 良 "	"	72,300	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合 計		25,998,599	619,000	607,000	547,000	464,000	330,000	126,000	99,636	105,105	156,000	279,971	100,000	237,600	179,690	191,228	216,058	307,055	145,000	153,000	273,000	233,384	255,000	

3 漁港関係事業の負担率

表10-9 負担率一覧表（令和5年度）

事業 主体	事 業	負 担 率		
		国	県	地 元
県	(1) 水産流通基盤整備事業、地域水産物供給基盤整備事業、漁港環境整備事業、漁村再生交付金事業、水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、漁港機能増進事業	50／100	35／100	15／100
	(2) 主要漁港関連整備事業	50／100	35／100	15／100
	(3) 県単独漁港整備事業	—	6／10	4／10
	(4) 海岸保全施設整備事業 (高潮、侵食、耐震、老朽化対策)	1／2	1／2	—
	(5) 海岸環境整備事業	1／3	2／3	—
市	(1) 水産流通基盤整備事業、地域水産物供給基盤整備事業 ア 漁港施設 イ 魚礁・養殖施設 ウ 増殖施設	50／100 3／6 5／10	25／100 2／6 1／10	25／100 1／6 4／10
	(2) 水産物供給基盤機能保全事業	50／100	25／100	25／100
	(3) 漁港施設機能強化事業	50／100	25／100	25／100
	(4) 漁港環境整備事業 県営漁港における整備の場合	50／100	—	50／100
	(5) 漁業集落環境整備事業 ア 生活基盤施設 イ 緑地・広場 ウ 漁業集落排水施設	5／10 1／2 50／100	1／10 — —	4／10 1／2 50／100
	(6) 漁港機能増進事業、漁村再生交付金事業 ア 漁港施設 イ 魚礁・養殖施設 ウ 増殖施設 エ 漁港環境施設 県営漁港における整備の場合	50／100 3／6 5／10 50／100 50／100	25／100 2／6 1／10 — 25／100	25／100 1／6 4／10 50／100 25／100
	オ 生活基盤施設 カ 緑地・広場 キ 漁業集落排水施設	5／10 1／2 50／100	1／10 — —	4／10 1／2 50／100
	町 ク 地域創造型	1／2	—	1／2
	(7) 効果促進事業	1／2	—	1／2
	(8) 海岸保全施設整備事業 ア 侵食対策 入善漁港海岸における整備の場合	50／100 2／3	5／100 3.33／100	45／100 30.01／100
町	イ 高潮、耐震、老朽化対策	50／100	5／100	45／100
	ウ 老朽化対策に係る長寿命化計画策定	1／2	1／2	—
	(9) 海岸環境整備事業	1／3	3.33／100	63.34／100
	(10) 主要漁港関連整備事業	1／2	—	1／2
	漁協 荷捌所整備（水産流通基盤整備事業）	5／10	1／10	4／10

第11 内水面漁業

1 漁場の概況

富山県内の主要河川である黒部川、片貝川、早月川、常願寺川、神通川、庄川、小矢部川は、本県の三方を囲む急峻な山々から富山湾に流れ下っていることから、標高差が大きく、また河川長が短く、急勾配である。

県内河川のうち、笛川、小川、黒部川、片貝川（下流域の一部と布施川）、角川、上市川、白岩川、神通川、井田川、大長谷川、百瀬川、庄川、小矢部川には、内水面漁業協同組合に第5種共同漁業権が免許されており、アユやヤマメなどの漁業権魚種が放流されている。

県東部を流れる黒部川、片貝川、常願寺川は、立山連峰に代表される北アルプスを源流に、急流で水温が低いことなどから生息魚種は少ないものの、イワナやヤマメ、アユの好漁場として知られている。

一方、県中央部を流れる神通川や県西部を流れる庄川及び小矢部川では、下流域に緩やかな流れが広がり、生息魚種及びその資源量は県東部の河川に比べて多く、豊かな漁場となっている。特に、神通川は、県内有数のアユ漁場となっているほか、庄川は上流域がイワナやヤマメなどの渓流魚、下流域がアユの漁場となっている。また、小矢部川はアユのほかウグイやモクズガニの漁場となっている。

なお、漁業権が設定されている河川での漁業及び遊漁については、富山県漁業調整規則のほかに、各漁業権者が定める漁業権行使規則・遊漁規則により、漁期、漁具・漁法、漁場の区域、漁業及び遊漁の範囲等が規定されている。また、漁業権者が行わなければならない放流等の増殖については、富山県内水面漁場管理委員会により増殖目標数量が指示されている。

常願寺川や早月川などの漁業権が設定されていない河川では、富山県漁業調整規則に基づき採捕が行われている。

表11-1 富山県の内水面漁業権（第5種共同漁業権）一覧表

（令和6年4月1日現在）

免許番号	漁場名	漁業権者名	漁業の名称
内共第1号	笛川	朝日内水面漁業協同組合	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業
内共第2号	小川		あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業、さくらます漁業
内共第3号	黒部川	黒部川内水面漁業協同組合	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業、さくらます漁業、かじか漁業
内共第4号	片貝川	呉東内水面漁業協同組合 黒部川内水面漁業協同組合	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業
内共第5号	角川		あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業、こい漁業
内共第6号	上市川	中新川内水面漁業協同組合	あゆ漁業、こい漁業、もくずがに漁業、やまめ漁業
内共第7号	上市川上流	白龍漁業協同組合	いわな漁業、にじます漁業、ふな漁業
内共第8号	白岩川	中新川内水面漁業協同組合	あゆ漁業、こい漁業、もくずがに漁業、やまめ漁業
内共第9号	白岩川上流	白岩川南部漁業協同組合	やまめ漁業、いわな漁業、こい漁業
内共第10号	神通川	富山漁業協同組合	あゆ漁業、さくらます漁業、やまめ漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業
内共第11号	井田川	婦負漁業協同組合	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業、さくらます漁業
内共第12号	大長谷川		やまめ漁業、いわな漁業、こい漁業
内共第13号	百瀬川	庄川沿岸漁業協同組合連合会	にじます漁業、いわな漁業、こい漁業、うなぎ漁業
内共第14号	庄川		あゆ漁業、さくらます漁業、にじます漁業、やまめ漁業、こい漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業
内共第15号	庄川上流		にじます漁業、やまめ漁業、いわな漁業、こい漁業、うぐい漁業、うなぎ漁業
内共第16号	小矢部川	小矢部川漁業協同組合	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業、こい漁業、ふな漁業、うぐい漁業、もくずがに漁業
内共第17号※	宮川及び高原川	富山漁業協同組合 宮川下流漁業協同組合 高原川漁業協同組合	あゆ漁業、やまめ漁業、いわな漁業

※ 内共第17号（宮川及び高原川）は岐阜県との共有漁場

○ 許可漁具漁法（漁業調整規則第33条第1項）

- (1) 投 網
- (2) 流 し 網
- (3) 刺 し 網
- (4) さ で 網
- (5) てんから網
- (6) ほ り 網
- (7) う飼漁法
- (8) あゆころころ釣漁法
- (9) 押 し 網
- (10) た も 網(枠の内側の最大幅30cm以下のものを除く)
- (11) や す(刺突部の長さ10cm以下のものを除く)
- (12) す 建 網
- (13) ふくろ網
- (14) 地びき網(ひきまわし網を含む)

○ 漁具の制限（漁業調整規則第36条）

漁具又は漁法	範 囲
刺し網	長さ20m以内
流し網	長さ15m以内
てんから網	長さ 6 m以内 高さ 仕立上がりで浮子から沈子まで60cm以内

○ 漁期制限（漁業調整規則第39条第1項）

水 産 動 物	全 長	禁 止 期 間
さけ	—	周年
ます	15cm以下のもの	周年
	15cmを超えるもの	8月1日～12月31日まで
やまめ あまご いわな にじます	15cm以下のもの	周年
	15cmを超えるもの	10月1日から翌年2月末日まで
あゆ	—	12月1日から翌年6月15日まで及び10月1日から10月7日まで（神通川（宮川を含む）上流及び高原川の区域においては、12月1日から翌年6月15日まで）
うなぎ	30cm以下のもの	周年
こい	15cm以下のもの	周年
	15cmを超えるもの	5月1日から5月31日まで
ふな※	—	5月15日から5月31日まで

※南砺市の赤祖父湖及び桜ヶ池、射水市の薬勝寺池並びに朝日町の棚山池に生息するものを除く。

○ 禁止漁具漁法

- (漁業調整規則第35条第2項)
- (1) 水中に電流を通じてする漁法
- (2) 瀬替え及び江替え
- (3) ちよんがけ及びひっかけづり
- (4) 火光を利用する漁法*
- (5) あゆの鉄線たたき
- (6) 水門を操作してする漁法
- (7) やな
- (8) 水中銃

*同規則第35条第3項により、神通川（宮川を含む）上流及び高原川の区域においては、火光を利用する漁法により水産動物を採捕することができる。

表11-2 令和5年度における内水面漁場管理委員会が指示する増殖目標数量及び漁業権者による放流数量の実績一覧（稚魚放流分）

免許番号	漁場名	漁業権者名	アエ稚魚放流 (kg)		ヤマメ稚魚放流 (尾)		イワナ稚魚放流 (尾)		サクラマス稚魚放流 (kg)		ニジマス稚魚放流 (尾)		コイ・ワナ・ウナギ・カジカ稚魚放流 (尾、ウナギは尾、カジカはkg)	
			指示量	放流量	指示量	放流量	指示量	放流量	指示量	放流量	指示量	放流量	指示量	放流量
内共第1号 笹	川朝日内水面	150	150	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	
内共第2号 小	川 " "	600	600	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
内共第3号 黒	川黒部川内水面	5,000	7,029	22,000	26,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	
内共第4号 片貝	川吳東内水面	450	500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
内共第5号 角	川 "	450	500	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
内共第6号 上市	川中新川内水面	300	418	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
内共第7号 上市川上流白龍	川中新川内水面	300	367	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
内共第8号 白岩川上流白岩川南部	川中新川内水面	300	2,000	2,100	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
内共第9号 白岩川通川富山	川中新川内水面	5,000	15,000	10,000	11,210	5,000	5,000	400	1,234	400	1,234	400	1,234	
内共第10号 神通川田井	川富山	600	1,275	10,000	10,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000	
内共第11号 大長谷川	川婦負	"	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
内共第12号 百瀬川	庄川沿岸漁連	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
内共第13号 百瀬川	庄川沿岸漁連	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	
内共第14号 庄川	川 "	5,000	6,187	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000	
内共第15号 庄川上流	川 "	4,000	50,400	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	
内共第16号 小矢部川	小矢部川	1,500	1,870	2,000	5,200	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	
合計		19,350	33,896	75,500	130,410	108,500	194,600	1,120	4,511	58,000	67,500	34,500	37,166	
												170	170	
												10,000	10,000	

2 漁業生産の概況

本県における令和4年の内水面漁獲量は81トンであるが、そのうち、増殖目的に採捕されたサケ類（シロサケ）の26トンが含まれている。最も多く漁獲されているのはアユであり、その漁獲量は54トンと漁獲量の約67%を占めた。また、本県の内水面養殖業では、伏流水等を利用してコイやイワナなどが養殖されており、令和4年の全生産量は44トンであった。

表11-3 富山県の内水面における魚種別漁獲量

魚種	全国(R4)	富山県						単位:t
		H29	H30	R元	R2	R3	R4	
合計	22,612	147	114	104	120	82	81	
魚類計	14,024	147	114	104	120	82	81	
さけ類	9,694	73	48	46	61	26	26	
さくらます	11	1	1	2	0	1	0	
その他のさけ・ます類	150	1	1	1	1	1	1	
あゆ	1,776	71	63	54	57	54	54	
こい	121	0	0	-	0	0	0	
ふな	339	0	0	-	0	0	0	
うぐい・おい・かわ	109	1	0	0	0	0	0	
うなぎ	59	0	0	0	0	0	0	
その他の魚類	656	-	-	-	-	-	-	
貝類計	8,316	-	-	-	-	-	-	
その他の水産動植物類計	272	-	-	-	-	-	-	

注) 全国の調査の範囲は、内水面漁業漁獲統計調査で定める112河川24湖沼、

富山県の調査の範囲は、黒部川、神通川及び庄川である

出典：北陸農林水産統計年報

表11-4 富山県の内水面における養殖魚種別収穫量

魚種	全国(R4)	富山県						単位:t
		H29	H30	R元	R2	R3	R4	
合計	31,503	68	67	66	46	44	44	
にじます	4,462	x	x	x	x	x	x	
その他のます	2,068	19	18	17	9	8	7	
あゆ	3,683	x	x	x	x	x	x	
こい	2,027	x	17	x	x	x	x	
うなぎ	19,167	-	-	-	-	-	-	
その他の	97	

注) 1 調査の範囲は、全国のます類、あゆ、こい及びうなぎの内水面養殖である

2 [x] :秘密保護上公表しないもの、[-] :事実のないもの、[...] :事実不詳又は調査を欠くもの

出典：北陸農林水産統計年報

3 遊漁の概況

県内の各漁業権者の令和4年度の遊漁承認証の総発行枚数は14,501枚であった。

遊漁承認証の発行枚数を魚種別で見ると、アユがもっとも多く全体の77.6%（11,258枚）を占めていた。また、漁法別の内訳を見ると釣り漁法（ころころ釣りを除く）が全体の91.9%（13,320枚）、網類による漁法は6.3%（911枚）、その他（ころころ釣り）による漁法は1.8%（266枚）、かに籠による漁法は0.1%未満（4枚）であった。

表11-5 遊漁承認証発行枚数（令和4年度）

（単位：枚数）

漁業権者名	魚種	漁法	年券	日券	合計
朝日内水面漁業協同組合	あゆ	釣り	351	71	571
		網類	19	—	
	やまめ、いわな	釣り	70	23	
黒部川内水面漁業協同組合	さくらます	釣り	37	—	784
	あゆ	釣り	193	2	
		網類	31	—	
吳東内水面漁業協同組合	やまめ、いわな	釣り	308	170	247
	さくらます	釣り	80	—	
	あゆ	釣り	108	—	
中新川内水面漁業協同組合		網類	90	—	115
	やまめ、いわな、こい	釣り	46	—	
		網類	3	—	
白龍漁業協同組合	あゆ	釣り	73	—	18
		網類	22	—	
	こい	釣り	2	—	
白岩川南部漁業協同組合		網類	0	—	36
	やまめ	釣り	18	—	
	もくずがに	かに籠	0	—	
富山漁業協同組合	いわな、にじます、ふな	釣り	16	2	18
婦負漁業協同組合	やまめ、いわな、こい	釣り	36	0	7,308
	あゆ	釣り	2,740	3,564	
		網類	474	—	
庄川沿岸漁業協同組合連合会	その他の	釣り	266	—	3,573
	うぐい、こい、ふな	釣り	18	—	
		網類	5	—	
小矢部川漁業協同組合	やまめ、いわな	釣り	137	34	287
	さくらます	釣り	70	—	
	あゆ	釣り	473	523	
		網類	9	—	
	やまめ、いわな、こい	釣り	450	97	
		網類	0	—	
	さくらます	釣り	10	—	
	あゆ	釣り	1,509	327	
		網類	240	—	
	にじます、やまめ、いわな、こい、うぐい	釣り	879	522	
		網類	0	—	
	うなぎ	釣り	4	0	
		網類	0	—	
	さくらます	釣り	92	—	
	あゆ	釣り	161	—	
		網類	12	—	
	その他の	釣り	104	—	
	やまめ、いわな、こい、ふな、うぐい	釣り	6	—	
		網類	4	—	
	もくずがに	かに籠	4	—	
合 計			9,166	5,335	14,501

注) あゆ「ころころ釣り」はその他。釣りには含まない。

4 増殖事業の概況

(1) アユ

内水面の重要魚種であるアユは、県内の各主要河川で、漁場を管理する漁業権者により種苗放流が行われている。

放流種苗については、かつて琵琶湖産種苗に大きく依存していたが、平成11年度に富山漁協のアユ・マス増殖場が、平成14年度に庄川漁連のアユ中間育成施設が整備されたことにより、全放流量の60%以上を県内産種苗でまかなえるようになってきている。

令和5年度のアユ種苗（抱卵親魚を除く）の放流量は35,096kgであり、過去5か年（平成30～令和4年度）の平均放流量の38,794kgを下回った。令和5年度の放流量を河川毎にみると、神通川が15,000kg（42.7%）、庄川が6,187kg（17.6%）、黒部川が8,229kg（23.4%）であり、この3河川（水系）で全体量の83.8%を占めている。

令和5年度の県内産種苗の放流量は24,897kgで、過去5か年の平均27,768kgを下回った。また、令和5年度の全体放流量に占める県内産種苗の割合は70.9%となり、過去5カ年の平均71.6%を下回った。

このほか、アユ資源の維持・増大を図る取組みとして、秋期に抱卵親魚の放流が実施されており、令和5年度は黒部川で20,000尾、神通川で10,000尾、庄川で7,800尾が放流された。

表11-6 富山県の河川におけるアユ種苗（親魚を除く）の放流量

（単位：kg）

漁場名\年	30	元	2	3	4	5
笹川	250	250	250	150	150	150
小川	1,050	1,050	1,150	600	600	600
黒部川	6,801	7,048	8,211	7,351	6,332	8,229
片貝川	950	1,215	1,215	1,000	500	500
角川	500	515	500	500	500	500
上市川	450	454	406	400	471	418
白岩川	400	403	407	400	408	367
神通川	21,589	19,877	19,256	16,000	16,000	15,000
井田川	1,075	975	975	975	1,075	1,275
庄川	8,689	5,063	5,607	5,486	6,435	6,187
小矢部川	2,650	2,787	2,308	2,200	2,110	1,870
計	44,404	39,638	40,285	35,062	34,581	35,096
うち県内産種苗の放流量	32,803	27,652	27,866	24,261	26,260	24,897
全放流量に占める県内産種苗の割合(%)	73.9	69.8	69.2	69.2	75.9	70.9

（水産漁港課資料）

(2) サケ・マス

ア サケ

本県のサケふ化放流事業は、現在6ふ化場で実施されている。本県における令和5年度のサケの来遊尾数（海面漁獲尾数+河川捕獲尾数）は6,507尾で、単純回帰率（来遊尾数／4年前放流尾数×100）は0.05%であった。河川捕獲尾数は5,256尾であり、最近10年間（平成25～令和4年度）の平均値である38,229尾を下回った。また、令和5年度のサケ稚魚放流尾数は6,029千尾であった。

なお、内水面におけるサケ資源の有効利用等を目的として、平成27年度から小川においてサケ有効利用調査（実施主体：小川サケ有効利用調査委員会）、令和4年度から庄川においてサケ増殖効率化調査（実施主体：庄川サケ増殖効率化調査委員会）が実施されている。

イ サクラマス

本県河川における令和5年度のサクラマス親魚の捕獲尾数は257尾であり、平成30～令和4年度の5年間の平均捕獲尾数の186尾を上回った。

県水産研究所における深層水養成サクラマス親魚からの採卵数は224千粒（発眼卵数は131千粒）で、このうち122千粒の発眼卵を県内の漁協等に配付した。

令和5年度のサクラマス種苗の放流尾数は733千尾であった。種苗別にみると県内河川遡上系が21千尾（2.8%）、深層水系が111千尾（15.1%）、池産系が601千尾（82.1%）であった。

表11-7 増殖用に捕獲したサケ・マス親魚尾数

（単位：尾）

河川名	年度		30		元		2		3		4		5	
	サケ	マス	サケ	マス	サケ	マス								
境川	0		95		12		85		20		24			
笛川	0		215		19		56		28		27			
小川	2,442		830		1,832		2,398		2,668		509			
入川	1,014		348		411		356		416		144			
平曽川	42				13		5		5		7			
庄助川	114		81		70		93		28		25			
黒瀬川					107		57		57		3			
高橋川	105		39		56		1		24		2			
黒部川	3,435	91	4,434	182	5,040	10	4,114	39	3,278	7	1,777	114		
片貝川	1,979		960		579		421		333		74			
早月川	31		16		0		16		11		0			
常願寺川	110	0	110	0	130	0	98	0	143	0	51	0		
神通川	2,355	70	3,521	193	3,657	33	2,459	54	2,518	18	1,601	93		
井田川	374	※ 39	429	※ 28	395	※ 25	291	※ 28	335	※ 15	172	※ 13		
熊野川	84	0	150	38	72	0	50	0	43	0	15	0		
庄川	10,563	5	5,423	54	9,680	2	671	0	780	0	795	37		
小矢部川	513		478		477		366		222		30			
合 計	23,161	205	17,129	495	22,550	70	11,537	121	10,909	40	5,256	257		

※井田川でのます親魚探捕は、汲み上げ放流を目的としたものを含む

（水産漁港課資料）

表11-8 サケの回帰率について

事項 年度	来遊尾数 A+B尾	海面漁獲 A尾	河川捕獲 B尾	放流尾数 千尾	4年前 放流数 C千尾	遡上率 $\frac{B}{A+B} \times 100$ %	河川回帰 $\frac{B}{4\text{年前}C} \times 100$ %	全体回帰 $\frac{A+B}{4\text{年前}C} \times 100$ %
55	31,013	14,089	16,924	38,054	12,875	55	0.13	0.24
56	18,961	7,832	11,129	31,483	17,481	59	0.06	0.11
57	27,636	12,460	15,176	33,967	25,418	55	0.06	0.11
58	39,189	14,609	24,580	35,813	36,780	63	0.07	0.11
59	50,406	26,318	24,088	30,728	38,054	48	0.06	0.13
60	44,375	17,186	27,189	39,621	31,483	61	0.09	0.14
61	48,130	22,203	25,927	38,159	33,967	54	0.08	0.14
62	63,646	29,379	34,267	35,596	35,813	54	0.10	0.18
63	71,599	30,106	41,493	33,874	30,728	58	0.14	0.23
元	63,618	20,208	43,410	32,314	39,621	68	0.11	0.16
2	115,336	43,139	72,197	33,056	38,159	63	0.19	0.30
3	125,204	40,152	85,052	32,249	35,596	68	0.24	0.35
4	88,320	30,794	57,526	29,949	33,874	65	0.17	0.26
5	116,004	46,798	69,206	29,470	32,314	60	0.21	0.36
6	182,440	74,021	108,419	32,143	33,056	59	0.33	0.55
7	184,176	74,981	109,195	28,942	32,249	59	0.34	0.57
8	117,923	41,834	76,089	31,302	29,949	65	0.25	0.39
9	80,707	23,405	57,302	31,173	29,470	71	0.19	0.27
10	92,195	19,406	72,789	34,147	32,143	79	0.23	0.29
11	100,904	24,012	76,892	32,754	28,942	76	0.27	0.35
12	106,826	39,139	67,687	29,066	31,302	63	0.22	0.34
13	108,040	43,412	64,628	30,225	31,173	60	0.21	0.35
14	128,729	56,341	72,388	29,700	34,147	56	0.21	0.38
15	92,832	29,599	63,233	26,186	32,754	68	0.19	0.28
16	97,899	26,442	71,457	29,107	29,066	73	0.25	0.34
17	117,685	44,407	73,278	24,702	30,225	62	0.24	0.39
18	142,208	70,420	71,788	23,042	29,700	50	0.24	0.48
19	103,722	28,823	74,899	23,704	26,186	72	0.29	0.40
20	72,922	18,268	54,654	20,509	29,107	75	0.19	0.25
21	155,781	45,685	110,096	23,001	24,702	71	0.45	0.63
22	90,407	25,576	64,831	22,655	23,042	72	0.28	0.39
23	40,935	9,520	31,415	18,406	23,704	77	0.13	0.17
24	50,594	9,956	40,638	22,175	20,509	80	0.20	0.25
25	80,659	17,842	62,817	19,203	23,001	78	0.27	0.35
26	112,383	42,244	70,139	22,188	22,655	62	0.31	0.50
27	138,457	51,538	86,919	22,898	18,406	63	0.47	0.75
28	66,524	14,476	52,048	15,920	22,175	78	0.23	0.30
29	36,428	11,346	25,082	17,887	19,203	69	0.13	0.19
30	28,103	4,942	23,161	15,980	22,188	82	0.10	0.13
元	21,162	4,033	17,129	11,956	22,898	81	0.07	0.09
2	28,331	5,781	22,550	15,203	15,920	80	0.14	0.18
3	14,491	2,954	11,537	8,276	17,887	80	0.06	0.08
4	13,360	2,451	10,909	8,775	15,980	82	0.07	0.08
5	6,507	1,251	5,256	6,029	11,956	81	0.04	0.05

(水産漁港課資料)

表11-9 サケ・マス稚魚生産放流状況

(単位：千尾)

河川名	年度		30		元		2		3		4		5	
	魚種	サケ	マス	サケ	マス	サケ	マス	サケ	マス	サケ	マス	サケ	マス	サケ
境川														
笹川														
小川	940	15	775	13	883	12	949	12	1,087	12	825	15		
入川														
平曾川														
庄助川														
黒部川	3,643	245	2,593	282	2,761	282	3,373	294	3,624	280	2,160	216		
片貝川	1,566		1,039		1,680		950		889		570			
布施川														
角川														
早月川	151		121		105		59		52		0			
常願寺川	69		86		80		54		74		50			
神通川	1,546	253	1,868	156	1,900	426	1,346	74	1,685	101	1,199	132		
井田川	103		131		130		88		125		81			
熊野川	161		220		193		133		163		54			
庄川	7,391	334	4,956	270	6,126	441	1,040	644	930	471	1,051	370		
小矢部川	411		167		394		285		147		40			
合計	15,980	847	11,956	721	15,203	1,161	8,276	1,023	8,775	865	6,029	733		

(水産漁港課資料)

表11-10 サクラマス種苗の放流状況（令和5年度）

(単位：千尾)

放流量	全体放流量(千尾)	県内河川選上系種苗												深層水系種苗												池底系種苗											
		0+(当才魚)			1+(1才魚)			0+(当才魚)			1+(1才魚)			0+(当才魚)			1+(1才魚)			0+(当才魚)			1+(1才魚)			0+(当才魚)			1+(1才魚)								
		3~5月放流	6~8月放流	9~11月放流	3~4月放流	3~5月放流	6~8月放流	9~11月放流	5月放流	3~5月放流	6~8月放流	9~11月放流	3~4月放流	3~5月放流	6~8月放流	9~11月放流	3~4月放流	3~5月放流	6~8月放流	9~11月放流	3~4月放流	3~5月放流	6~8月放流	9~11月放流	3~4月放流	3~5月放流	6~8月放流	9~11月放流	3~4月放流	3~5月放流	6~8月放流	9~11月放流					
小川	14.7																																				
黒部川	216.0		18.0																		134.0																
神通川	132.4				2.7					110.8										10.0																	
庄川	369.7																			295.9																	
計	732.8	0.0	18.0	2.7	0.0	0.0	110.8	0.0	0.0	439.9	14.7	108.7	38.0																								

※ 深層水系種苗とは、富山県水産研究所において深層水を利用して養成した親魚から採卵されたもの

(水産漁港課資料)

5 施設整備の概況

表11-11 さけ・ます増殖施設整備事業

(単位:千円)

区分 年度	事業箇所	事業主体	事業内容	事業費	負担区分		
					国	県	漁協等
H3	庄川養魚場 射水市広上	庄川沿岸漁業協同組合連合会	井戸 (深さ80m) 発電機 1台	12,987	6,430	3,215	3,333
	熊野川 富山市黒瀬	富山漁業協同組合	幅 4m、長さ32.5m、 捕獲槽 1 の捕獲施設 (ヤナ)	6,901	3,450	1,725	1,726
	小川さけ・ます ふ化場 朝日町草野	富山県	給水設備 (ポンプ交換)	1,319	—	1,319	—
H4	片貝川さけ・ま すふ化場 魚津市六郎丸	呉東内水面漁業協同組合	ふ化場の新設 鉄骨平屋建て 457.12m ² 養魚池 163.08m ² 飼育池 205.20m ² 井戸 1本	80,216	40,108	20,054	20,054
H5	早月川さけ・ま すふ化場 魚津市浅生	富山県	ふ化室の整備 卵収容能力 6,400千粒	5,600	2,800	2,800	—
H6	早月川さけ・ま すふ化場 魚津市浅生	富山県	井戸 (深さ70m)	8,380	4,190	4,190	—
H7	庄川 (和田川) 射水市北野	庄川沿岸漁業協同組合連合会	捕獲施設 (ヤナ)	12,463	6,050	3,025	3,388
H9	水産試験場 滑川市高塚	富山県	サクラマス卵管理施設	30,894	15,446	15,448	—
H10	小矢部川さ け・ますふ化場 高岡市早川	富山県	給水設備 (ポンプ交換)	787	—	787	—
H10～ 11	神通川アユ・マ ス増殖場 富山市吉倉	富山漁業協同組合	サクラマス増殖施設 (アユ施設との合体事業) 卵収容棟 (72m ²) 飼育棟 (216m ²) 飼育池 (540m ²) 貯水棟 (400m ²) 飼料棟 (130m ²) 管理棟 (150m ²) 井 戸 (4本)	166,139	83,069	41,535	41,535
H13	神通川鮭鱒増 殖場 富山市塩	富山漁業協同組合	取水・送水施設	12,578	6,289	3,145	3,144
H21～ 22	神通川鮭鱒増 殖場 富山市塩	富山漁業協同組合	飼育池26面及び ふ化室屋根折板の 長寿命化改修	9,520	4,760	2,380	2,380
H23	庄川養魚場 射水市広上	庄川沿岸漁業協同組合連合会	採卵・ふ化棟 鉄骨平屋建て 299.32m ²	38,088	—	9,522	28,566

表11-12 富山県における内水面増殖場

増殖場	所有者	所在地	施設規模	竣工年
小川さけ・ますふ化場	富山県	朝日町草野	サケ・マス増殖施設 飼育池 (257 m ²) 養魚池 (176 m ²) 採卵室・ふ化室 兼倉庫 (52 m ²) 管理室 (13 m ²) 配水槽 (35 m ²)	S60
			給水設備	H3
黒部川増殖場	黒部川内水面漁業協同組合	入善町高畠	サケ・マス増殖施設 飼育池 (612 m ²) 養魚池 (12.5 m ²) 採卵室 (24 m ²) 発電機室 (7.2 m ²) 受水槽 (20 m ³) ふ化室 (165.3 m ²) 管理室 (71.5 m ²) 井戸 (4本)	S47
黒部川内水面漁業協同組合 鮎中間育成施設	黒部川内水面漁業協同組合	入善町高畠	アユ中間育成施設 屋内飼育水槽棟 (486.92 m ²) ポンプ室 (18.36 m ²) 曝気棟 (52.08 m ²) 屋外飼育水槽棟 (189.46 m ²) 水槽 (100 m ³ × 5基)	H30
布施川淡水魚増殖センター	富山県	魚津市蛇田	アユ増殖施設 養魚池 (445.2 m ²) 蓄養池 (56.1 m ²) 管理棟 (201.52 m ²) ボイラー棟 (65.89 m ²) 高架水槽 (20 m ³) 貯水槽 (4.8 m ³) 井戸 (2本)	S52
片貝川さけ・ますふ化場	呉東内水面漁業協同組合	魚津市六郎丸	サケ・マス増殖施設 飼育池 (307.8 m ²) 稚魚池 (244.62 m ²) 親魚池 (16.8 m ²) 休憩室 (23.65 m ²)	H4
早月川さけ・ますふ化場	富山県	魚津市浅生	サケ・マス増殖施設 飼育池 (450 m ²) ふ化室 兼養魚池 (320 m ²) 採卵室兼 検卵室 (18 m ²) 餌料室 (18 m ²) 倉庫 (80 m ²) 管理室 (13 m ²) 混合水槽 (24 m ²)	S55
			ふ化室	H5
			井戸 (1本)	H6
神通川鮭鱒増殖場	富山漁業協同組合	富山市塙	サケ・マス増殖施設 飼育池 (27 m ² × 17面、 24 m ² × 2面、 21.6 m ² × 26面、 17 m ² × 5面) 管理棟 (121.8 m ²) 倉庫 (13.6 m ²) ふ化室 (610 m ²)	S45
			取水・送水施設	H13

増殖場	所有者	所在地	施設規模	竣工年
神通川鮭鱒増殖場	富山漁業 協同組合	富山市塙	飼育池26面及び ふ化室屋根折板の 長寿命化改修	H21 ～ H22
神通川アユ増殖場	富山漁業 協同組合	富山市薄島	アユ増殖施設 飼育池 (64m ² ×3面、 49m ² ×3面、 100m ² ×7面) 餌料棟 (4m ³ 槽×2面、 12m ³ 槽×4面) 管理棟 (123m ²) 機械室 (103m ²) 倉 庫 (122m ²) 井 戸 (3本)	S50 ～ S54
			アユ増殖施設 飼育池改修 (92m ³ 槽×1面、 40.8m ³ 槽× 2面) 井 戸 (2本) 給配水施設	H13
神通川アユ・マス増殖場	富山漁業 協同組合	富山市吉倉	サクラマス増殖施設 卵収容棟 (72m ²) 飼育棟 (216m ²) 飼育池 (540m ²) アユ増殖施設 飼育池 (100m ³ ×13面) 機械棟 (75m ²) アユ・マス共通施設 貯水棟 (400m ²) 餌料棟 (130m ²) 管理棟 (150m ²) 井 戸 (4本) アユ人工産卵場 幅1.5m、延長150m	H11
庄川養魚場	庄川沿岸漁業 協同組合 連合会	射水市広上	サケ・マス増殖施設 兼用池 (1957.4m ²) 蓄養池 (479.3m ²) 飼育池 (77.5m ²) 養魚池 (591.5m ²) 事務所 (168.72m ²) ふ化室 (185.49m ² 、118.3m ²) 採卵室 (113.4m ²) 倉 庫 (39.74m ² 、115.93m ²)	S7
			井 戸 (1本) 発電機1台	H3
			アユ種苗中間育成施設 飼育水槽 (100m ³ ×10面) ろ過槽 (53m ³ ×10面) 高架水槽 (300m ³) 機械室 (50m ²) 資材庫 (50m ²) 作業検査棟 (65m ²) 貯水棟 (100m ²) 井 戸 (1本) 魚類観察学習室 (48.3m ²) ビオトープ型屋外観察水路 (幅1.2m×延長143m)	H14
			サケ・マス増殖施設 採卵・ふ化棟 鉄骨平屋建て 299.32m ²	H23

増殖場	所有者	所在地	施設規模	竣工年
大門漁業協同組合 アユ中間育成施設	大門漁業 協同組合	射水市二口	アユ中間育成施設 水槽 (100m ³ ×4面) 機械棟 (35m ²)	S59
小矢部川さけ・ますふ化場	富山県	高岡市早川	サケ・マス増殖施設 養魚兼飼育池 (210.5 m ²) 親魚蓄養池 (8m ² ×2面) 採卵兼検卵室 (12 m ²) 餌料庫 (16 m ²) 倉庫 (18 m ²) 管理棟 (16 m ²)	S56
			給水設備	H10

表11-13 富山県における魚道整備（水産漁港課整備・所管）

(単位：千円)

年度	事業実施河川	所在地	事業主体	事業内容	事業費	負担区分		
						国	県	その他
H5	白岩川水系 柄津川	立山町野町 324	富山県	高さ1.5m 幅3.5m 延長7.6m 階段式魚道	11,290	5,645	5,645	-
H5	白岩川水系 柄津川	立山町竹林 82	富山県	高さ2.35m 幅3.5m 延長12m 階段式魚道				
H5	角川	魚津市金山 谷1056	富山県	高さ1.5m 幅3.5m 延長8m 階段式魚道	4,675	2,337	2,338	-
H6	笛川	朝日町笛川 地先	富山県	高さ3.0m 幅3.5m 延長20m 階段式魚道	9,910	4,954	4,956	-
H7	角川	魚津市鹿熊 地先	富山県	高さ1.5m 幅3.5m 延長8m 階段式魚道	6,767	3,383	3,384	-
H9	片貝川水系 布施川	魚津市布施 爪地先	富山県	高さ1.25m 幅3.5m 延長8m 階段式魚道	4,601	2,300	2,301	-
H12	小川水系 舟川	朝日町舟川 新地先	富山県	高さ2m 幅15m 延長15m 階段式全面魚道	7,298	3,648	3,650	-
H15	神通川水系 野積川	富山市八尾 町田池地内	八尾町	高さ4.0m 幅2.8m 延長37.3m 舟通し式魚道	13,230	6,328	3,164	3,738

第12 行政・試験研究機関

1 行政・研究機関

(1) 水産漁港課

(沿革)

昭和16年に経済部商工水産課より水産課として独立し、昭和41年からは農業水産部に属し、昭和53年に水産漁港課となった。

平成6年の農業水産部と農地林務部の統合により農林水産部水産漁港課となった。

平成18年、機構改革により経営（業務係と経営係が統合）、漁政、振興、漁港の4係体制となった。

平成26年には、平成27年10月開催の「第35回全国豊かな海づくり大会」に向け、全国豊かな海づくり大会推進班を設けた。（～平成27年度）

令和4年、水産班（漁政係と振興係が統合）を設置。1班2係体制となる。

令和6年、水産班を廃止し水産係を設置するとともに担当課長を配置。3係体制となる。

(その他)

平成16年7月に、現在の漁業取締船（4代目）「つるぎ」（45トン）が竣工した。

(2) 農林水産総合技術センター水産研究所

(沿革)

明治33年に滑川市高月地内に創設された県水産講習所を前身として、昭和16年に水産試験場を開設した。

昭和35年、機構改革により庶務課、技術課の2課体制となり、昭和43年には技術課を漁業資源課と利用増殖課に改編した。

昭和51年4月に滑川市高塚地内に現在の庁舎が竣工し、旧庁舎から移転した。

昭和58年には利用増殖課を水産増殖課に改称した。

平成6年には水産増殖課を廃止し、新たに栽培・深層水課と内水面課を設けた。

平成7年3月には深層水利用研究施設が完成した。

平成20年4月に農林水産関係の試験研究機関統合により、農林水産総合技術センター水産研究所に組織変更した。

現在は、海洋資源課、栽培・深層水課、内水面課の3課体制で試験・研究に携わっている。

(その他)

昭和63年3月に、栽培漁業調査船「はやつき」（19トン）が竣工した。

平成10年10月に、現在の漁業調査船（3代目）「立山丸」（160トン）が竣工した。

平成25年3月に、屋内飼育棟が完成した。

平成26年3月に、屋外飼育池が完成した。

平成29年3月に、本館の耐震補強工事が完成した。

令和元年8月に、キジハタ・アカムツ種苗生産施設が完成した。

令和3年1月に、現在の沿岸漁業調査船「はやつき」（19トン）が竣工した。

(3) 栽培漁業センター

富山県沿岸域の有用水産動物を対象とした栽培漁業を積極的に推進するために、昭和53年3月、氷見市姿地内に栽培漁業センターを開設した。

センターにおいては、マダイ、クロダイ、ヒラメ、クルマエビ、アワビ、サザエ等の種苗を生産し、本県沿岸に放流してきたが、事業の見直しにより現在はクロダイ、クルマエビ、アワビの3魚種の種苗生産及び放流を実施している。

施設について、整備後40年以上が経過し老朽化が著しいことから、令和2年度から種苗生産施設等の改修整備を進め、令和4年10月に竣工し、水産業や栽培漁業について学び、魚とのふれあいを体験できる施設等を令和5年4月にリニューアルオープンした。

なお、平成10年4月から種苗生産業務を（財）富山県水産公社（平成24年4月から（公社）富山県農林水産公社）に委託している。

2 水産関係行政・試験研究機関

(令和6年4月1日現在)

農林水産部

水産漁港課

・水産漁港課長、課長（水産担当）

職員数（24）

経営係	人事、予算、決算、各係、農林水産公社及び水産研究所との連絡調整 水産関係団体の指導、検査、水産制度金融	4
水産係 (漁政担当)	資源管理、漁業許可、漁業取締、漁船登録、漁業権の免許	4
水産係 (振興担当)	沿岸漁業構造改善、栽培漁業の振興、漁場環境の保全、内水面漁業の振興、水産加工の振興	4
取締船つるぎ	漁業取締	5
漁港係	沿岸漁場の整備・開発、漁港の整備、沿岸の保全整備 漁港・海岸の管理及び占有・使用許可	5

農林水産総合技術センター水産研究所

・所長、副所長

職員数（32）

海洋資源課	漁業資源調査研究、漁業技術試験研究及び普及指導、漁業指導 調査船の運航保全	5
調査船立山丸	沿岸～沖合域の海洋調査、漁業資源調査	13
栽培・深層水課	栽培漁業及び深層水利用試験研究、漁場環境調査研究、栽培漁業技術の普及指導、沿岸漁業調査船の運行保全	5
調査船はやつき	栽培漁業及び沿岸漁場調査	3
内水面課	内水面漁業に関する調査研究、内水面漁場環境調査研究、 内水面における水産増養殖技術の普及指導、魚病調査研究	4

栽培漁業センター

職員数（1）

種苗生産

1

海区漁業調整委員会・内水面漁場管理委員会事務局

職員数（4）

富山海区における漁業調整等に係る審議等の事務 富山県内水面における水産動植物の採捕及び増殖等に関する審議等の事務	4 (併任2)
---	------------

